

平成 25 年 7 月 12 日

安曇野市長 宮澤宗弘 様

安曇野市行政評価外部評価委員会

委員長 又坂 常人

委員長職務代理 横山 実

委員 清澤 仁一

委員 滝沢 知子

委員 吉原 貞夫

平成 25 年度 行政評価外部評価結果について

安曇野市行政評価実施要綱第 2 条第 4 号の規定により実施した外部評価について、別添
のとおり結論を得たので報告します。

安曇野市
行政評価外部評価結果報告書

平成 25 年度

平成 25 年 7 月

安曇野市行政評価外部評価委員会

安曇野市行政評価外部評価委員会 委員名簿

(任期：平成 25 年 5 月 24 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

役職	氏名	職歴
委員長	またさか つねと 又 坂 常人	・ 信州大学大学院法曹法務研究科長
職務代理	よこやま みのる 横 山 実	・ 税理士 ・ 元安曇野市代表監査委員
	きよさわ じんいち 清 澤 仁 一	・ 穂高地域審議会 会長 ・ 元長野県松本技術専門校長
	たきざわ ともこ 滝 沢 知子	・ 安曇野市博物館協議会 委員
	よしはら さだお 吉 原 貞夫	・ 豊科地域審議会 委員 ・ 元富士電機(株)半導体業務部長

目次

1	外部評価の概要	1
(1)	目的と内容	1
(2)	外部評価選定基準（平成 25 年度）	1
(3)	外部評価の実施スケジュール	2
(4)	外部評価の実施手順	3
2	外部評価の事務事業ごとの評価結果	4
(1)	今後の方向性	4
(2)	今後の方向性に関する各委員の意見	5
①	有害鳥獣対策事業 捕獲事業	5
②	林業振興事業 長峰山森林体験交流センター事業	5
③	地域農産物の需要拡大事務 産直センター運営支援事務	6
④	交通安全対策事業	7
⑤	予防接種事業 予防接種事業	7
⑥	特別保育事業 未満児保育事務	8
⑦	下水道施設整備事業	8
⑧	商工振興事業 企業支援助成事業	8
⑨	消防団運営事業 消防団組織見直事業	9
⑩	収納管理事務 収納管理事務	9
⑪	学校給食・管理事業 給食食材等購入業務	10
⑫	社会体育施設管理運営事務 市内体育施設維持管理事業	11
⑬	耐震化の推進事業	11
⑭	道の駅管理事務 道の駅管理事務	12
⑮	福祉医療給付事業 福祉医療給付事業	12
⑯	協働のまちづくり推進事業 つながりひろがる地域づくり事業	13
3	外部評価結果の総括	14
4	外部評価の課題と改善要望について	15
5	資料	16
①	有害鳥獣対策事業 捕獲事業	16
②	林業振興事業 長峰山森林体験交流センター事業	19
③	地域農産物の需要拡大事務 産直センター運営支援事務	22
④	交通安全対策事業	25
⑤	予防接種事業 予防接種事業	70
⑥	特別保育事業 未満児保育事務	78

⑦	下水道施設整備事業.....	81
⑧	商工振興事業 企業支援助成事業.....	87
⑨	消防団運営事業 消防団組織見直事業	94
⑩	収納管理事務 収納管理事務.....	108
⑪	学校給食・管理事業 給食食材等購入業務	124
⑫	社会体育施設管理運営事務 市内体育施設維持管理事業	133
⑬	耐震化の推進事業	143
⑭	道の駅管理事務 道の駅管理事務.....	152
⑮	福祉医療給付事業 福祉医療給付事業	161
⑯	協働のまちづくり推進事業 つながりひろがる地域づくり事業事務	168

1 外部評価の概要

(1) 目的と内容

安曇野市が平成 19 年度に行政評価制度を導入してから 7 年目となりました。この間、SWOT分析を使った施策評価制度を導入し、平成 23 年度から外部評価を導入し、今年で 3 年目になります。

本市の行政評価は、①事務事業評価、②施策評価、③外部評価の 3 本立てで行われており、①事務事業評価では、一次評価を事務担当者を含む課で行い、二次評価を部局等の長が行っています。②施策評価については、①の評価結果を取りまとめ、部長・課長等が中心となってSWOT分析による施策評価を行っています。③外部評価では、下記(2)に示す基準をもとに、①事務事業評価結果の中から、外部評価委員会において 16 事業を選定のうえ、所管課による説明(原則課長が説明)と、外部評価委員からの質疑を経て、評価判定シートに各委員が取りまとめるものです。

外部評価の目的としては、事務事業評価及び施策評価が市職員による内部評価にとどまっていることに鑑み、外部の目から公平・公正な評価が行われているかを検証することによって、評価に客観性・透明性を担保させるとともに、職員のさらなる改善への取り組みに結び付けることを期待して実施したものです。

(2) 外部評価選定基準(平成 25 年度)

	選定基準	備考
A	決算の事業費規模が 5,000 万円以上の事業	事業費の規模が大きい事業については、説明責任も含めて透明化を図る必要があるため。
B	「総合評価」の評価点で、一次評価と二次評価の結果にギャップがある事業	評価の結果にギャップがあるので、外部の意見を聞いた方が良いと思われるため。
C	「今後の方向性」が、一次評価と二次評価の結果にギャップがある事業	評価の結果にギャップがあるので、外部の意見を聞いた方が良いと思われるため。
D	公的関与が 7 以上の事業	民間等でも事業が行える可能性の高い事業のため。
E	その他、外部からの意見を参考とした事業	市民の関心が高く、外部の意見を聞いた方が良いと思われる事業のため。

※ 今年度は、外部評価委員会が 16 事業を上記選定基準に基づき選定しました。

(3) 外部評価の実施スケジュール

平成 25 年度の外部評価の実施は以下のようなスケジュールで行っています。

月	日	曜日	事業	内容	出席者等
5	8	水	外部評価委員会 1	・外部評価対象事業の選定	・外部評価委員
5	14	火	外部評価委員会	対象事務事業シートの送付	・事務局→委員
5	28	火	外部評価委員会	事業の質疑(メール・ファックス・電話)	・委員(質疑)→事務局
6	3~4	月・火	ヘルプデスク	所管課職員向けヘルプデスク	・事務局等→担当者等
6	18	火	外部評価委員会	・事業の質疑に対する回答(紙資料) ・補足説明資料(紙資料)	・所管課→事務局→委員
6	26~ 27	水・木	外部評価委員会 2	追加資料を含め、課長・職員等の面談による説明 (26日・27日:8:45~16:15)	・外部評価委員 ・市職員(課長、係長等) ・説明者=所管課長等
7	3	水	外部評価委員会 3	報告内容の検討	・外部評価委員
7	10	水	施策評価の実施	・部局の経営方針の作成 ・外部評価結果等の施策への検討	・担当部局
7	12	金	外部評価委員会 4	評価結果の決定、報告書の提出	・外部評価委員
7	19	金	報告書 公表	・「平成 25 年度 行政評価外部評価結果報告書」の公表	・事務局→ホームページ
8	7/30 ~8/9	火~金	総合評価の実施	・評価対象事業の総合評価の実施	・庁議(政策会議)
10	1	火	市の対応方針 公表	・「平成 25 年度 行政評価外部評価結果の対応方針」の公表	・事務局→ホームページ
3	上中 旬		外部評価委員会 5	・平成 26 年度 スケジュール等について	・外部評価委員

(4) 外部評価の実施手順

6月26日～27日に行われた外部評価（事業説明・質疑）は、次の通りに実施しました。

- ① 事務事業評価シート及び補足説明シートをもとに、原則所管課長が15分間以内で説明を行う。
 - ② 説明後、評価委員から質疑を概ね25分間で行う。
 - ③ 質疑終了後、評価委員は評価員判定シートにその方向性等を取りまとめる（5分間）。
- 以上、1事業45分間で16事業の外部評価を実施しました。

時間	6月26日(水) 前期 402 会議室		6月27日(木) 後期 402 会議室	
8:45～9:30	農林部 耕地林務課	・有害鳥獣対策事業 捕獲事業	総務部 危機管理室	・消防団運営事業 消防団組織見直事業
9:30～10:15	農林部 耕地林務課	・林業振興事業 長峰山森林体験交流センター事業	総務部 収納課	・収納管理事務 収納管理事務
10:15～10:30	休 憩			
10:30～11:15	農林部 農政課	・地域農産物の需要拡大事務 産直センター運営支援事務	教育委員会 学校給食課	・学校給食・管理事業 給食食材等購入業務
11:15～12:00	市民環境部 生活環境課	・交通安全対策事業	教育委員会 社会教育課	・社会体育施設管理運営事務 市内体育施設維持管理事業
12:00～13:00	昼休み			
13:00～13:45	健康福祉部 健康推進課	・予防接種事業 予防接種事業	都市建設部 建築住宅課	・耐震化の推進事業
13:45～14:30	健康福祉部 児童保育課	・特別保育事業 未満児保育事務	都市建設部 監理課	・道の駅管理事務 道の駅管理事務
14:30～14:45	休 憩			
14:45～15:30	上下水道部 下水道課	・下水道施設整備事業	健康福祉部 社会福祉課	・福祉医療給付事業 福祉医療給付事業
15:30～16:15	商工観光部 商工労政課	・商工振興事業 企業支援助成事業	堀金総合支 所 地域支援課	・協働のまちづくり推進事業 つながりひろがる地域づくり 事業
16:15～17:15	委員会 調整会議			

2 外部評価の事務事業ごとの評価結果

(1) 今後の方向性

今後の方向性は、事務事業評価と外部評価委員会の判定において、16事業中6事業が一致しているが、それぞれの事業について意見がつけられています。

所管部課	事業名	委員判定						
		拡大・充実	現状維持	方法改善	民間委託等	縮小	統合／終期設定	廃止／休止
農林部 耕地林務課	・有害鳥獣対策事業 捕獲事業		市					
農林部 耕地林務課	・林業振興事業 長峰山森林体験交流センター事業		市					
農林部 農政課	・地域農産物の需要拡大事務 産直センター運営支援事務				市			
市民環境部 生活環境課	・交通安全対策事業	市						
健康福祉部 健康推進課	・予防接種事業 予防接種事業			市				
健康福祉部 児童保育課	・特別保育事業 未満児保育事務		市					
上下水道部 下水道課	・下水道施設整備事業		市					
商工観光部 商工労政課	・商工振興事業 企業支援助成事業	市						
総務部 危機管理室	・消防団運営事業 消防団組織見直事業	市						
総務部 収納課	・収納管理事務 収納管理事務	市						
教育委員会 学校給食課	・学校給食・管理事業 給食食材等購入業務		市					
教育委員会 社会教育課	・社会体育施設管理運営事務 市内体育施設維持管理事業	市						
都市建設部 建築住宅課	・耐震化の推進事業	市						
都市建設部 監理課	・道の駅管理事務 道の駅管理事務			市				
健康福祉部社会福祉課	・福祉医療給付事業 福祉医療給付事業	市						
堀金総合支所 地域支援課	・協働のまちづくり推進事業 つながりひろがる地域づくり事業			市				

※ 網かけ部分は、外部評価委員会としての今後の方向性。市は二次評価としての今後の方向性。

(2) 今後の方向性に関する各委員の意見

事務事業名	① 有害鳥獣対策事業 捕獲事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●鳥獣による被害の増大は、里山の環境変化による野生鳥獣の「都市化」現象－人獣近接居住圏の拡大が背景にある。従って、猟友会頼みの捕獲施策のみで効果を上げるのは不可能ではないか。農政課所管の災害防止策と組み合わせた総合的な施策体系の中に位置づけ直す必要がある。 ●市(耕地林務課・農政課)として講じている対策の効果を検証するとともに近隣市町村と連携した広域的な対応などの更なる効果的な対策の発現に向けた取り組みが必要と考える。 ●有効性、達成度が低いにも関わらず、「現状維持」と評価されているのはおかしい。 ●捕獲方法など改善の余地があるのではないですか。 ●現行の施策では今後も所定の効果は期待できない。鳥・獣別とか地域別とか被害原因の分析を行い、それに基づく重点施策を取って欲しい。
その他	●農政課との日常的な連絡・連携が不足であるとの印象を受けた。 ●平成 24 年策定の市農業・農村振興計画 {アクションプラン} に掲げる実施施策の着実な推進とその検証による効果の発現に取り組むことが重要と考える。 ●若い方(新規の方)の免許取得費等の補助を増やす等、もっと検討されてもよいのではないか。広報ももっと必要ではないか。 ●「銃猟・わなの免許取得」の経費補助だけでなく、講習会等のPRも必要ではないですか。
事務事業名	② 林業振興事業 長峰山森林体験交流センター事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●アクセスや利用期間の問題があり、交流センターに収益性を期待するのは無理である。そのことを前提として、体験交流という本来の施設の設置目的に即した事業活動の展開が必要である。 ●現状の施設の維持管理による事業の継続ではなく、展望や周辺環境等の好条件を活かした事業の再構築を検討すべきと考える。 ●施設の老朽化が進んだ時の施設をどうするのか考える必要があると思います。今の施設の規模では収益の上がる事業は難しいのではないかと思います。 ●運営のコンセプトがはっきりしておらず、今後の方向付けもよくわからな

	い。高額な指定管理料を払っているが改善の施策も見当たらず、このままだと何時までも払い続ける事になるだろう。立派な展望台もあるので、シンプルに里山の自然を楽しむだけの施策にして、経費の大幅削減を図ったらよいと思います。
その他	●都市部市民への体験機会提供事業という原点に立ち返り、他の観光資源と組み合わせた広域的な取り組みの一環として位置づけ直す必要があるのではないかな。 ●指定管理方式にこだわる必要はないのではないかな。 ●事業効果の発現からして、現行の事業費の負担を続けることに疑問を感じる。 ●コテージ1棟いくらという価格設定・・・人数（利用者）割増は検討に上がってきていないのか。 ●今後は収益事業として果たして適切な事業か疑問もある。展望台だけでも良いのでは？
事務事業名	③ 地域農産物の需要拡大事務 産直センター運営支援事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●実態はプラザ安曇野に対する補助事業となっており、首都圏向け農産物の販売拡大という事業目的との間に乖離がみられる。産直センターの業務として挙げられているものは、実際にはプラザ安曇野の業務として実施されており、センターは組織的実体を欠いているので、抜本的な組織・体制の見直しが必要である。 ●当該センターの取り組みからは、農業の振興、農作物のブランド化等の成果の発現は期待できなく、市が設置している直売所の活用等の別の方策を検討すべきと考える。 ●二次評価の有効性で「適切とはいえない」としている（一次評価は「言える」としている。） ●市内のそれぞれの直売所間の連携を考え、産直事業を運営していくのが、市としての事業ではないかと思います。野菜の宅配方法、アンテナショップへの発送等改善する余地があると思われる。 ●現行施策で安曇野農産物のブランド化又は首都圏での採算が合うまでの販売拡大は望めない。将来構想とその達成時期を明確にして、それに向けてのロードマップを作るべき。
その他	●プラザ安曇野では農産物を買っているのだから、農家に対するインセンティブが働きづらい。 ●組織実体のないセンターに対する職員の派遣は、民間セクターであるプラ

	ザ安曇野に対する公費による職員派遣と同視され得るので、コンプライアンス上極めて問題である。 ●事業内容の見直しを求む。 ●産直センターの位置付けが、かなりあいまいであるが、今後も支援を継続するならセンターの立ち位置を明確にすべきである。
事務事業名	④ 交通安全対策事業
今後の方向性	現状維持
方向性に対する意見	●事務局の統合等への取り組みを含め現状維持と受け止める。 ●保育園、幼稚園等での安全教室（歩行）小学生への自転車の安全教室等、「自分の身は自分で守る」ということは教えていただきたい。また、高齢者への安全教室も必要ではないかと思います。 ●概ね妥当な事業展開だと思料します。
その他	●安協各支部の各年の活動内容に関係なく、毎年同額を補助しているが、内容確認の上支給金額を設定すべきです。
事務事業名	⑤ 予防接種事業 予防接種事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●費用の大部分は実施医療機関への委託料である。当該委託料は委託先との契約により決定されるが、交渉により金額を下げることは可能と思われるので、その点について改善を求めたい。 ●情報の収集、伝達や住民個々の実情への対処など多大な苦労が伴うが、他自治体の実態等を把握する中で最小限の経費で最大限の効果が発揮できるよう努力されたい。 ●委託先との単価契約について双方よく検討の上契約をした方が良いと思われる。 ●二次評価で挙げているノウハウ、実施手段などに方法改善を考える余地はあると思いますが、対象者にとって一番良い方法であってほしいと思います。負担が最小限である方法をお願いします。 ●巨額な費用を扱う事業なので、今後他町村との連携を密にするなどして、少しでも費用を抑える工夫をお願いしたい。また、必要な予防接種は漏れなく必要な人が受けられるようお願いする。その為には各アイテムの接種率も管理し、対策につなげてほしい。
その他	●最近、国の方針が目まぐるしく変わる中で、少人数で良く管理していると思いますが、人の命にかかわる事なので、今後とも適切なタイミングでの業務処理に心がけてほしい。

事務事業名	⑥ 特別保育事業 未満児保育事務
今後の方向性	現状維持
方向性に対する意見	●現行は、一定の余裕をもった取り組みができている状況にあり、更なる保育需要の拡大にも対処できる状態にあることから引き続きスタッフの確保等に配慮しながら事業の円滑な推進に努められたい。 ●未満児保育を希望する対象者にとってやさしい事業であってほしいと思います。柔軟性のある事業運営を望みます。 ●待機児童無しの状態が続いており、このまま進んで欲しい。
その他	●世の中の変化は敏感に読み取り、市の入所要件については、市民ニーズに適合するように、常に修正される事をお願いしたい。
事務事業名	⑦ 下水道施設整備事業
今後の方向性	現状維持
方向性に対する意見	●下水道施設整備事業も終盤を迎え、順次事業効果の発現が図られている状況にあることから、合併浄化槽による取り組み等の計画の見直しを含め、引き続き適正な事業の執行に努められたい。 ●平成 27 年度第 1 次整備完了を目指して、順調に進んでおり、予定通り進めて欲しい。最後の市周辺部は合併浄化槽との費用比較を行い整備計画への適切な反映に努められたい。
その他	●合併浄化槽を推進すべき地域地区との関係を見据えた計画見直しを普段に行われたい。
事務事業名	⑧ 商工振興事業 企業支援助成事業
今後の方向性	拡大・充実
方向性に対する意見	●市の発展にとって必要かつ重要な事業であるので、さらに充実を図られたい。 ●平成 22 年に策定された「安曇野市工業振興ビジョン」に基づく市の重点施策に位置付けられた事業であり、市外企業の積極的な誘致をはじめ各企業や関係団体と連携した取り組みにより、市産業の一層の発展が図られるよう努められたい。 ●新しいビジョンに基づいた助成制度の充実を図ってください。 ●事業所数の減少、企業従業員の減少が続く中で、企業の誘致・留置は喫緊の課題である。どんな施策が企業のニーズに合致するか、入念な調査を行い、思いきった施策を打つことを期待する。
その他	

事務事業名	⑨ 消防団運営事業 消防団組織見直事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●耐震補強工事の実施と消防団組織の再編という本来別のカテゴリーに属する事業を、無理に一つの枠で行おうとしていることには無理がある。 ●消防組織の見直しは、構成する人的要素をもとに管轄エリアの世帯等の住環境の状態から判断すべきもので、詰所等の施設や装備品の更新等の要否を直接の要因とすべきものではないと考える。 ●消防団施設については、優先して耐震化を進めるべきだと思う（H26年度に耐震補強工事すべて終了でよいのか？） ●消防団組織の見直しと詰所の耐震化は、異なる事業ではないかと思えます。目標値は、消防団組織の将来に向けての数値（団員数・分団数など）が適切ではないかと思えます。市民ニーズの高い事業であり、早期の見直しが必要かと思えます。詰所耐震化も同時に別事業として行ってほしいと思えます。 ●組織の見直しは耐震化とは切り離して見直しを進め、あるべき組織体制を考えて貰いたい。そのあるべき体制に必要な詰所はどの場所にどんな規模のものを作ればよいかを想定し、それに現在の詰所を照らし合わせ、どの詰所を残し、どの詰所を廃棄すべきか、又は新規の場所に新しい詰所が必要かなどについて検討されたい。
その他	●そもそも事業評価の対象が不明確である。
事務事業名	⑩ 収納管理事務 収納管理事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●評価対象事業は収納事務なのに、シートにはコンビニ納付推進事業に関する記載しかないので、適切な評価は困難であるが、コンビニ納税率の向上が納税率全体の向上とリンクしているとは必ずしも言えない。今後は口座振替等他の方法による納税率向上策も併せ実施すべきである。 ●コンビニ収納に特化した事務事業評価ではなく、納期内納税をはじめ収納率向上につながる収納方法全般を対象に費用対効果の検証を含め取り組むべきと考える。 ●本来は口座振替を充実（推奨）すべきと考える。確実性、効率性等より。 ●収納業務としてコンビニ収納を構築し、納税の機会を拡大させたことは評価できると思えます。しかし、収納率が85%を超えこれ以上の収納率の向上は、少ないと思われます。これからは、コスト削減の方法を模索していただきたい。手数料の少ない口座振替への切り替えをアピールすべきかと思えます。将来、財政を圧迫するようであれば、手数料の納税者負担も視野に入

	れる時が来るかも知れません。そうならないよう願っています。 ●コンビニ収納も定着しつつある。今後の進め方としては、費用面からみても、安全面からみても第一義的には口座振替に誘導すべきである。コンビニ収納はあくまでもサブの手段との位置付けでの推進だと思う。
その他	●口座振替の優位性を改めて認識され、その促進に向けた取り組みを期待したい。 ●評価シートは、コンビニ収納のみを対象としている。予算事業費は収納管理事務全体を評価対象としている。
事務事業名	⑪ 学校給食・管理事業 給食食材等購入業務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●共同購入品目の拡大を図る必要がある。例えば、保存食品等。また、品目設定に際して外部意見を取り入れる仕組みが必要である。 ●安全・安心、地産地消、食育等に対する認識と費用対効果やコスト面、調理の効率性等の要素の両面を加味した事業運営が求められている。また、私費会計とする給食費をもとに運営する事業であることから、一定の基本的方針をもとに第3者をはじめ幅広い意見を取り入れたより開かれた事業の推進が必要と考える。 ●共同購入品の拡大をお願いします。納入業者が数社あっても、価格の統一は出来るのではないのでしょうか。（調味料・乾物・缶詰・冷凍食品など）毎月各センターの得意メニューを統一メニューとすれば、月4回、単純計算でも年間48回の統一メニューが可能かと思います。異なる視点から考える為に、外部の意見を取り入れる会議を提案します。 ●共同購入を拡大しようとする意欲に欠ける（目標が小さい）。どんな物品でも多量購入程価格が下がります。4品の共同購入で5,350千円値引きできた実績がその事を証明しております。出来ない理由はいろいろあるようですが、それを工夫し、克服するのが業務だと思います。
その他	●栄養士同士の考え方を調整（話し合う場所、機会等をセッティング）する必要があるのではないか。まだまだコスト削減の余地、方法はあるものと思われる。 ●納入業者の選定にあたって、栄養士や市は“地元”を安曇野市ではなく、各地区ととらえている。市民感覚と少し違うのでは？ ●①材料費、運営費を合わせると八億円を超える大きな事業です。給食製作拠点は4ヶ所あっても管理はできるだけ統一し、パイを大きくして、共通項目を増やしていけば、少ない費用で豊かな給食にかえていけると思います。又管理の簡素化にもつながると思います。 ②また、安心安全のために国内産を多用する事はよいことだと思いますが、国内に絞って購入してもまとめ買いの効果は大きいと思います。

事務事業名	⑫ 社会体育施設管理運営事務 市内体育施設維持管理事業
今後の方向性	現状維持
方向性に対する意見	●利用者の安全確保の面からも大変重要な事業と受け止めているが、事業評価に当たり対象施設の実態、事業の現状等を理解するうえで必要な内容に乏しく、今後の方向性が判断し難いことから現状維持とした。 ●市民ニーズの高い事業です。維持管理方法を模索中と推察しました。より良い方法を見出されるよう期待します。 ●現在の管理レベルを維持するだけの管理で、市民にとって利便性が向上するとか、費用対効果が改善すると言った変化は認められない。特に22年、23年のデータ提示がないため、経年変化（年を追うごとに何かが向上しているか否か）を読み取ることもできない。
その他	●管理業務が施設の物的側面に偏っているので、利用率の把握や中長期的な観点からの業務見直し等の視点が欠けているのは問題。 ●市民の当該施設等の利用ニーズはますます高まる状況にあることから、安全、安心面はもとより施設の長寿命化に資する計画的な対策を講じる必要があると考える。
事務事業名	⑬ 耐震化の推進事業
今後の方向性	現状維持
方向性に対する意見	●今後の方向性において「拡大・充実」とされているが、現行の制度、規模が拡充されるのではなく、現行の目標達成に向けて制度の重要性とその利用の促進を積極的に啓発していくとした内容であることから「現状維持」と判断する。 ●事業の推進のために、苦心されていることが理解できました。よりいっそう市民への事業の浸透を図ってください。 ●国、県からの一部補助事業でもあり、近隣市町村との兼ね合いもあり、更には応募者の現況にも鑑み、平成27年度を最終目標とする現在の計画を予定通り推進することを第一義的に考え、現状維持とした。
その他	●現在の計画を完全実施しても、それは全対象家屋の一部であり、多くの要耐震補強工事家屋は自力で補強する事になるので、その人達に対する工事促進の働きかけが重要になると思います。

事務事業名	⑭ 道の駅管理事務 道の駅管理事務
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●トイレと駐車場の所管課を農政課に移すこと等を含め、管理運営方法を再検討する必要がある。 ●エリア内の物産センターが道の駅の登録施設と農政課所管の指定管理施設としての両面を持っていることによる弊害が課題となっており、これに対処すべく検討が進められている状況にあるため、方法改善とした。 ●今後の方向性として、方法改善を選択されており、妥当かと思われます。堀金物産センターに維持管理を任せることが、最善の方法かと思います。2者が合意されることを期待します。 ●管理の一元化に向けての改善が、長年の懸案事項でありながら、具体的に進んでいない。タイムスケジュールを決めてそれに則った管理を行い、早期に実施すべきである。
その他	
事務事業名	⑮ 福祉医療給付事業 福祉医療給付事業
今後の方向性	現状維持
方向性に対する意見	●給付対象者の範囲は現状が適切である。 ●他の自治体の動向等を踏まえて制度適用対象者の拡大も視野に検討を進める必要があるとした現状からは、「拡大・充実」に向けた方向にあるとは判断し難く、「現状維持」とした。 ●福祉医療給付は、市が実施する必要性の高い事業です。現在、県の指針以上の給付行われています。費用対効果を念頭に、コストと必要性のバランスを考え、今後も取り組んでいただきたいと思います。 ●この制度の趣旨は大いに同感できる。また対象者の経済的負担軽減にも常に気を配る必要がある。一方で市の財政負担も大きなものがあり、対象者の要望通りに範囲を拡大したり、給付を厚くすればよいというものでもない。アクション欄で述べられている通り、県や近隣市町村との連携を密にして、レベル合わせを図りながら対応していくべきだと思う。その意味で現状維持とした。
その他	●シート達成度欄に「対象者の健康保持と福祉増進に寄与していく」と、また補足説明資料中に「早期治療を促すことができ重症化を防ぐ効果がある」としているが、対象外の者との比較や具体的な効果が分かる説明等が欲しかった。 ●第二次評価の意味がわからない（妥当性）。

事務事業名	⑯ 協働のまちづくり推進事業 つながりひろがる地域づくり事業
今後の方向性	方法改善
方向性に対する意見	●補助対象団体の選考を支所ごとに実施する方法は、地域横断的な活動を行う団体等に対する対応が不十分になるおそれがあるので、市において一元的に実施する方が望ましい。 ●今回の評価に当たり、堀金総合支所管内で取り組んだ事業が選定されたものであるが、本来、当該事業の補助金交付要綱に基づいて市内全域における活動を対象としているものであり、本評価制度の趣旨からしても総合支所単位の評価は適切ではない。 ただ、本事業が市の重点施策とされる「市民と行政の協働」に向けて、市民活動を育成。支援するうえで重要な役割を担う事業であることから、実態に即した制度となるよう運用面を含めて改善を行い、更なる効果の発現を目指されたい。 ●今後の方向性として方法改善を選択されており、妥当かと思います。今までは、旧町村単位の総合支所で行われてきた事業と推察します。県の事業とのバランスを考え、選考等一本化が図られるよう期待します。 ●目標も甘く、2次評価者の妥当性評価は“次年度以降実施する緊急性は認められない”と事業そのものを否定するような評価になっており、関係者が事業実施の意義を再確認する必要があると思う。
その他	●直接事業費は市の事業費全体が表示されていて、支所ごとに分割されていない。しかし補助金支給の選考委員会は支所が行っているなど、かなり管理面でちぐはぐな感じを受ける。どちらが受け持つにしても、予算執行の管理責任者を明確にして、市民に分かりやすい事業執行体制の構築を願う。

3 外部評価結果の総括

委員からの総括は、以下のようになっています。

外部評価は、ある事務・事業に対する行政の内部評価が適切か否かという観点から実施される。今回は、内部評価において事務事業を細分化または特化して評価している事案が複数みられた。つまり、一次、二次の内部評価が事業全体についてではなく、事業の一部についてだけ行われているために、外部評価として事業全体の今後の方向性を出すことに困難を感じた事案があった。内部評価が選択された事務事業に適切に対応してなされることを望みたい。同様に、制度は市内全域を対象とするものであるにも関わらず、一部の地域のみを内部評価の対象としている事案も見受けられた。この場合も事業に対する適切な外部評価が困難であるので、同様の配慮を望みたい。

外部評価結果について、所管課からは一生懸命やっているという努力は伝わってくるが、事業の手法を改善していく意気込みがすべての所管課から伝わってくるという状況では必ずしもなかった。外部評価は、“外部監査”という要素もあり、事業の本来の目的に対応して適切な事業手段で行われているかを含めて評価していることから、“喉元過ぎれば”という感覚ではなく、その後の改善に役立てていただきたいと切に願う。

また、今回の外部評価を通して、関連事業を含めた評価が必要な場合もあると感じた。例えば、道の駅の一部の施設の管理だけを外部評価するのではなく、道の駅の他の施設や物産施設など、本市の「農業のブランド化」に関わる全体像を関連付けてみていく必要がある。

さらに、外部評価委員会の評価結果は拘束力を持つわけでないが、外部評価後の所管課の考え方をできるだけわかりやすく説明していただきたい。例えば内部評価で現状維持としている事業を、外部評価委員会が方法改善とした場合でも、やはり所管課では現状維持とした場合、なぜ外部評価の意見を反映しなかったのかを説明する機会をつくっていただきたい。

一方、外部評価を受ける所管課は、日々の業務で追われる中で事務事業評価シート、補足説明シート、その他別添資料を用意したうえでの当日のプレゼンテーションに臨んでいる。技術も2年前に比べると格段に上がっている。このような所管課の努力を高く評価するものである。

4 外部評価の課題と改善要望について

今年度で3回目の外部評価では、外部評価制度の根幹に関わるような課題が散見されました。以下の課題を踏まえて、市としてより一層の取り組みの改善を要望します。

【課題と改善要望】

● 事務事業評価に対する職員意識の改革

事務事業評価シートについては、外部評価直前または当日に修正変更を伝えてくる課が複数あった。そもそも事務事業評価シートは担当者と課長で一次評価を実施し、部長が二次評価を行ってから提出する流れとなっていることから、シート提出までに複数のチェックが入っているはずであるが、外部評価に選ばれたから事務事業評価シートを見直して修正をかけたのではないかと疑念を持たざるを得ない課も一部見られる。また、事務事業評価シートの事業費については、外部評価の選定基準「A 決算の事業費規模が5,000万円以上の事業」になっており、直接事業費に修正が入ることによってそもそもの選定基準から除外されるような事業も出てくる。これは外部評価制度の根幹に関わるような問題であり、何のために選定のための委員会を設けたのかが問われる。

また、今回の外部評価の対象事業の中には、事務事業名と対応していない（事務事業の一部分だけをとらえている）評価をしているものが散見された。つまり、事業の一部しかとらえていないのにも関わらず、対象として挙がっている事業全体を外部評価するのは困難であり、外部評価委員会として“なぜそのように外部評価をしたのか”が問われた際に説明が困難である。評価をする事業と評価内容の整合性を確保する必要がある。

こうした課題を踏まえ、外部評価制度のさらなる有効的な活用が図れるよう改善を望む。

● 相手に理解してもらおうとする姿勢の不足

今回の外部評価でも、一部の課の説明は非常にわかりやすく、仕事に対する熱意が伝わってくるようなプレゼンテーションを行い、かつ、説明時間15分間いっぱいまで使って丁寧に説明していた。しかし、残念ながら一部の課では大量の資料を用意しておきながらも10分も経たずに説明を止めてしまったり、質問を理解せずに回答をするなど、相手に理解してもらおうとする努力や姿勢が低い課もあった。

税金を使い、市民の付託を受けて公共の仕事にあたっている立場を再確認し、説明責任の徹底のため、外部評価を意識した行政運営を求める。

5 資料

① 有害鳥獣対策事業 捕獲事業

No.	22	—	13	基本事務事業名	有害鳥獣対策事業	事務事業名	捕獲事業	公的関与	2	当初 P・D 作成日	平成24年7月17日				
当初 部局名	農林部			当初 課名	耕地林務課			当初 主務課長名	寺島啓二		当初 P・D作成者	佐藤明利			
								最終 主務課長名	寺島啓二		最終 P・D作成者	佐藤明利			
事業区分	☐ 1 ソフト事業 ☐ 3 施設等整備事業 ☐ 5 補助・負担・支援 ☒ 2 経常的事務事業 ☐ 4 施設の管理・運営 ☐ 6 内部事務・その他			事業運営方法		☐ 1 直営 ☐ 3 全部委託 ☒ 2 一部委託 ☐ 4 補助等									
総合計画 (前期基本計画)	実施計画			政策	自然と共生するまち		事業の開始・終了								
	☒ 1 該当 ☐ 2 非該当			施策	自然環境の保全		平成 17 年	～	平成 年	☒	期間設定なし				
	具体的施策			② 地域生態環境の保全と再生		根拠法令等		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	森林・農地・地域住民													
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	野生鳥獣の適正な分布及び農林業、人身被害の軽減												
		今年度	個体数調整及び捕獲												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 有害鳥獣の捕獲等を安曇野市猟友会に委託														
	② 野生鳥獣対策専門委員会で適正な捕獲数、捕獲方法などを協議														
	③														
	④														
	⑤														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標							
	農林業への被害額	対策効果の目安	千円	目標	10,000	10,000	10,000	5,000							
				実績	11,007	13,200	18,822								
				目標											
				実績											
				目標											
実績															
D O 直接事業費	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	6	項	1	目	2	事業コード	129030	事業名称	有害鳥獣駆除対策
			平成 22 年度決算	平成 23 年度決算	平成 24 年度決算	備考									
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	有害鳥獣駆除対策(決算) 11,957千円									
		県支出金	104 千円	854 千円	832 千円										
		地方債	0 千円	0 千円	0 千円										
		その他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円										
		一般財源	11,627 千円	9,197 千円	11,125 千円										
		計(A)	11,731 千円	10,051 千円	11,957 千円										
		(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人							0 千円	0.000 人	0 千円	
		臨職種類													
	人件費(B)	0.434 人	3,439 千円	0.235 人	1,846 千円	0.485 人	3,791 千円								
	全体事業費(A+B)		15,170 千円		11,897 千円		15,748 千円								

チェック項目		一次評価者		二次評価者							
		第2段階	佐藤明利	第2段階	寺島啓二						
			職名		職名						
			林務担当係長		耕地林務課長						
		所属課	農林部耕地林務課	部局名	農林部						
		評価実施日	一次評価の説明		評価実施日						
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	市が野生鳥獣駆除対策を講じることに より、荒廃地の拡大防止につながり農 林業の継承が保全できている。	☐ 少ない	☒ 大きい					
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある		☐ ない	☒ ある					
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある		☐ ない	☒ ある					
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない		☐ いる	☒ いない					
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	捕獲方法などを協議し有害獣の捕獲を しているが、農林業への被害が増加傾 向にある。	☐ いえない	☒ いえる					
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☒ いえない	☐ いえる		☒ いえない	☐ いえる					
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない		☐ する	☒ しない					
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる		☐ できない	☒ できる					
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	有害鳥獣の捕獲等を安曇野市猟友会 に委託していて、新規狩猟者の確保に 努めている。	☐ 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☒ あまり上がっていない		☒ あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☐ 概ね達成している		☐ 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している		☐ 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	安曇野市猟友会との連携が不可欠で あり、現状の手段が妥当と考えてい る。。	☐ 高い	☒ 適当					
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない		☐ できる	☒ できない					
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない		☐ ある	☒ ない					
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない		☐ ある	☒ ない					
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 3	達成度 2	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 3	達成度 2	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	野生獣が集落周辺での生息が確認され、農作物の被害が増加している。 安曇野市猟友会会員の高齢化及び減少 【参考】平成19年度 222名、平成24年度 168名				二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	年度単位で捕獲獣を限定し集中駆除を試みる。 猟友会と協力し新規ハンターの人材確保を図る。 安曇野市里山再生計画の策定に伴い山林所有者や市民との関わりを図る。				猟友会に登録されている人数が年々減少しているため、新規ハンター確保に対する対策が必要 隣接する市町村との広域連携による捕獲も必要					
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)																									
事業名	有害鳥獣対策事業 捕獲事業																								
事業内容 (手段・手法など)	野生鳥獣による農作物等の被害の深刻化の原因は、生息数の増加や分布域の拡大などによるものと考えられ、被害を軽減させるために、有害鳥獣の生育状況に応じて適正な個体数調整や有害鳥獣捕獲を行う。 ・個体数調整:農林業被害の抑制及び人と野生鳥獣との共生を図るため、県が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲が実施されるもの (ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、カモシカ、サギ類、カワウ) ・有害鳥獣捕獲:野生鳥獣が農林水産業などに被害を与えたり、与える恐れがあり、なおかつ捕獲以外の被害防除対策を実施しても被害を効果的に防止できないと思われる場合に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき計画を立て捕獲を実施する。 (イノシシ、ハクビシン、キツネ、タヌキ、カラス、スズメ、ドバト、キジバト、ムクドリ、カルガモ、ヒヨドリ) ・被害額については、県農政部資料「農作物等災害評価基準単価」により被害届から被害面積・作物等で算出し、関係団体(JA・漁協等)からの報告等を合算し推計している。 ・捕獲等は、狩猟免許を保有し、市有害鳥獣対策協議会の構成団体である「安曇野市猟友会」へ委託 ※被害防止対策(農政課所管) ・獣害防止柵の設置 ・モンキードックによる追い払い ・個人で設置する、侵入防止柵・侵入防止装置(電子防鳥機等)への補助																								
平成24年度 事業実績	・被害額 18,822千円(鳥類 13,869千円、獣類 4,953千円) ・捕獲実績 鳥類 1,371羽(カラス 577、キジバト 272、ムクドリ 156、ドバト142外) 獣類 267頭(イノシシ 22、ハクビシン 32、タヌキ 35、サル 111、ニホンシカ 48、キツネ 4、クマ 15)																								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<table><tr><td>被害額</td><td colspan="3">捕獲実績(鳥類・獣類)</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>9,285千円</td><td>1,779羽</td><td>55頭</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>11,007千円</td><td>2,012羽</td><td>137頭</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>13,200千円</td><td>1,371羽</td><td>267頭</td></tr></table> 耕作放棄地 <table><tr><td>平成21年度</td><td>60.2ha</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>59.3ha</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>53.7ha</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>67.8ha</td></tr></table>	被害額	捕獲実績(鳥類・獣類)			平成21年度	9,285千円	1,779羽	55頭	平成22年度	11,007千円	2,012羽	137頭	平成23年度	13,200千円	1,371羽	267頭	平成21年度	60.2ha	平成22年度	59.3ha	平成23年度	53.7ha	平成24年度	67.8ha
被害額	捕獲実績(鳥類・獣類)																								
平成21年度	9,285千円	1,779羽	55頭																						
平成22年度	11,007千円	2,012羽	137頭																						
平成23年度	13,200千円	1,371羽	267頭																						
平成21年度	60.2ha																								
平成22年度	59.3ha																								
平成23年度	53.7ha																								
平成24年度	67.8ha																								
特記事項 (事業の沿革等)	捕獲従事者(猟友会員) 平成19年 222人、平成20年 212人、平成21年 201人、平成22年 187人、平成23年 181人、平成24年 168人 平成24年捕獲従事者年齢構成 30代 1%、40代 7%、50代 22%、60代 60%、70代 38%、80代 3% ※新規銃猟者確保助成・新規わな猟者確保助成事業(平成24年度新規) 新規捕獲従事者確保のため、銃刀法改正等による銃猟免許取得時の経費負担を軽減するため、経費の2分の1を補助(上限30,000円)。わな免許取得経費の2分の1(上限3,000円) 平成24年度 銃猟 3人、わな 1人へ補助																								

② 林業振興事業 長峰山森林体験交流センター事業

No.	22	—	24	基本事務事業名	林業振興事業	事務事業名	長峰山森林体験交流センター事業	公的関与	8	当初 P・D 作成日	平成24年7月17日				
当初 部局名	農林部			当初 課名	耕地林務課	当初 主務課長名	寺島啓二	当初 P・D作成者	丸山新悟						
						最終 主務課長名	寺島啓二	最終 P・D作成者	丸山 浩						
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		☑ 3 全部委託					
	○ 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			□ 2 一部委託		□ 4 補助等					
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		文化を学び育むまち		事業の開始・終了								
	○ 1 該当		施 策		交流活動の推進		平成 21 年	～	平成 26 年	□	期間設定なし				
	● 2 非該当		具体的施策		③ 都市間の連携と交流の推進		根拠法令等	安曇野市長峰山森林体験交流センター条例							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	長峰山森林体験交流センター													
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	施設を管理・運営することで、森林体験等の機会を増進し、地域や都市との交流の場として、森林資源の総合的活用を図る。												
		今年度	都市交流、森林体験施設として従来から取り組んできた活動を継続するとともに、地域住民の利用維持を図る。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 指定管理者と協議して必要な施設修繕を行い、施設の機能を維持する。														
	② 森林体験を伴う都市からの来訪者増加を図るための方策について、指定管理者と協議を行う。														
	③ 地域住民の利用促進を図るためのイベント等の実施について、指定管理者とともに検討する。														
	④														
	⑤														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標							
	体験交流センター利用者	利用者数	人	目標	18,782	19,308	19,735	20,443							
				実績	18,137	18,212									
	総売上	総売上高	千円	目標	16,999	17,859	18,496	19,342							
				実績	16,387	18,027									
				目標											
			実績												
予算費目	会 計	安曇野市一般会計				款	6	項	2	目	1	事業コード	130510	事業名称	林業振興事業
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考						
	国 庫 支 出 金	0 千円		0 千円		0 千円		指定管理委託料 13,929千円							
	県 支 出 金	0 千円		0 千円		0 千円									
	地 方 債	0 千円		0 千円		0 千円									
	そ の 他 特 定 財 源	0 千円		0 千円		0 千円									
	一 般 財 源	14,191 千円		14,092 千円		13,929 千円									
	計(A)	14,191 千円		14,092 千円		13,929 千円									
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円								
	臨職種類														
	人件費(B)	0.153 人	1,212 千円	0.143 人	1,123 千円	0.056 人	438 千円								
全体事業費(A+B)	15,403 千円		15,215 千円		14,367 千円										

チェック項目		一次評価者		丸山 浩		二次評価者		寺島啓二			
		第2 段階	職名	林務担当係長		第2 段階	職名	耕地林務課長			
			所属課	農林部耕地林務課			部局名	農林部			
			評価実施日				評価実施日				
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	指定管理により、新たな感覚での運営がなされている		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	多彩なイベントを開催し集客している		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	利用者数が年々増加している		☐ 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない			☐ あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している			☒ 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している			☐ 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当			☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない			☐ できる	☒ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	経年と共に、施設の修繕箇所が増えている				二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	コスト削減検討のため、薪ボイラーを設置する				未使用バイオマスエネルギー推進のため薪ボイラーを設置し、熱効率などを検証する					
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)	
事業名	長峰山森林体験交流センター事業
事業内容 (手段・手法など)	長峰山森林体験交流センター施設を管理運営する事で、森林体験等の機会を増進し、地域や都市部との交流の場所として、森林資源の総合的活用を図っています。 1 行事開催状況 (1)天平の森「新緑フェスティバル」平成24年5月18日(金)～20日(日) 炭火バーベキュー食べ放題コテージ宿泊朝食付き、山菜塾、石釜ピザ作り体験教室、篠ノ井線廃線敷ウォーキング、星空観望 (2)天平の森「紅葉まつり」平成24年10月12日(金)～14日(日) 炭火バーベキュー食べ放題、きのこ狩り体験教室、おやき(灰ころがし)体験教室、天文台観望会、篠ノ井線廃線敷ウォーキング、安曇野東山歴史探訪ウォーキング、きのこ&ステーキフェア、新そば会、パスタランチ&ケーキバイキング、チェーンソー・カービングショー (3)チェーンソー・カービング スクール(9回開催) (4)観望会、キャンプ等 ・金環部分日食観望会(5月21日) ・金星太陽面通過観望会(6月6日) ・サマーキャンプ[安曇野市子供支援係と共催](7月27日) ・森の里親促進除伐作業(10月20日) ・巣箱作り教室(11月11日) ・一日ゆったりプラン(昼食、入浴、マレットゴルフ等/4月～12月)53組、870名 ・BBQ食べ放題プラン(夕食宴会、入浴、星空観望等/4月～12月)10組、128名 2 主な施設の利用状況(平成24年度) 売店2,838人、食堂7,415人、バーベキューハウス1,053人、オートキャンプ場1,007人、展望風呂2,455人、天体観測室508人、研修棟935人、コテージ2,153人、マレットゴルフ1,032人、多目的広場277人 その他176人 ※総利用者数 19,849人
平成23年度 事業実績	◇収入 利用者からの収入 18,027千円 指定管理料 14,092千円 ※収入合計 32,119千円 ◇支出 人件費 15,428千円、需用費 10,932千円、役務費 485千円、施設委託料 1,605千円、賃借料 575千円、販売促進経費等 2,000千円 ※支出合計 31,025千円
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	スカイランドきよみず(山形村) ◇客室(全室バストイレ付)定員 75室 和室9室、洋室(ツイン)7室、和洋室1室、特別室1室 ◇設備 大宴会場(大・中・小各1室)、研修室、大浴場、会議室、食堂、売店、テニスコート、屋内運動場 ◇利用者数 宿泊利用者 8,216名、大浴場利用者 8,773名、食堂利用者 4,731名 ◇主なイベント ロビーコンサート、納涼祭、音楽フェスティバル、将棋合宿等
特記事項 (事業の沿革等)	1 施設設置 平成7年7月 2 管理施設(別紙周辺図参照) 森林体験交流センター(管理棟526㎡、食堂52㎡、多目的広場68㎡)、研修棟177㎡(45人収容)、ドーム型天体観測室、展望風呂、オートキャンプ場(3,500㎡・10区画)、バンガロー(定員5人・6棟)、屋外便所、共同炊事場、マレットゴルフ場(18H)、駐車場(23台)、バーベキューハウス(40席)、給水ポンプ2ヶ所、長峰山頂展望台、長峰山頂便所外 3 指定管理者 平成18年度から平成20年度(3年間) 穂高カントリー(株) 平成21年度から平成25年度(5年間) 穂高カントリー(株) 4 年間開館日数 244日間(平成24年度)

③ 地域農産物の需要拡大事務 産直センター運営支援事務

No.	21	—	5	基本事務事業名	地域農産物の需要拡大事務	事務事業名	産直センター運営支援事務	公的関与	8	当初 P・D 作成日	平成24年6月29日			
当初 部局名	農林部			当初 課名	農政課			当初 主務課長名	山田 幸久		当初 P・D作成者	宮澤 慎二		
								最終 主務課長名	曾山米保		最終 P・D作成者			
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		□ 3 全部委託				
	○ 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			□ 2 一部委託		☑ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		次代へつなぐ農林水産業を振興するまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		農業の振興		平成 22 年	～	平成 年	☑	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		④ 地産地消の推進		根拠法令等							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市産直センター												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	産直センターの安定経営ができるべく出荷農家の確保と、販売先の確保。											
		今年度	首都圏向けの宅配便の発送数の上乗せ(年間1500個)と、委託販売先の複数確保											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① JR特別便を利用した農産物(宅配便)のPR													
	② 首都圏での農産物の販路拡大を目指すためのイベント開催。													
	③ 販路拡大のための情報の収集													
	④													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度当初	最終目標						
	宅配便発送個数	宅配便収益が占める割合が大きいため	個	目標	1000	2000	1500	4000						
				実績	1200	1200	1300							
	農産物等販売額	アンテナショップ等への上荷が上記と同じく割合が大きいため	千円	目標		15000	18000	30000						
				実績		12000	20000							
	年間5種類以上生産出荷する農家の数	販売農産物の確保のため栽培者の確保が前提であるため	戸	目標	20	25	30	50						
実績				17	20	25								
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	6	項	1	目	4	事業コード	130105	事業名称	消費拡大対策
DO 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度予算		備考					
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	5,334	千円	5,145	千円	0	千円						
		県支出金	0	千円	0	千円	0	千円						
		地方債	0	千円	0	千円	0	千円						
		その他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円						
		一般財源	0	千円	0	千円	2,000	千円						
		計(A)	5,334	千円	5,145	千円	2,000	千円						
		(内臨時職員経費)	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円				
		臨職種類												
	人件費(B)	0.420	人	3,328	千円	0.470	人	3,693	千円	1.050	人	8,208	千円	
全体事業費(A+B)	8,662		千円	8,838		千円	10,208		千円					

チェック項目		一次評価者		二次評価者		
		第2 段階	職名	第2 段階	職名	
			所属課		部局名	
		評価実施日	平成25年3月30日	評価実施日	平成25年4月23日	
		一次評価の説明		農政課長		
		農林部農政課		農林部		
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	市内には農産物の集荷・販売を行う組織はJAをはじめいくつか存在するが、安曇野全体の情報発信とブランド価値を高めていく組織がないためセンターが必要である。		
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☒ いる	☐ いない			
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	安心安全な生産体系に基づく、安曇野産農産物等によりブランド化を高める。栽培品目の充実と出荷農家の確保の努力を行っている。		
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☒ いえない	☐ いえる			
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	ネット等による情報発信がまだ不十分であるが、市内に入り込む観光客への取組は前年に比べ進んできている。情報発信のための野菜等の組み合わせBOX等の提案を進めたい。		☐ 目標に比べて劣っている	
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☒ あまり上がっていない			☒ あまり上がっていない	
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☐ 概ね達成している			☐ 概ね達成している	
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している			☐ 十分達成している	
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	首都圏への農産物の販売とPRは好評を得ている、イベント等の利用についても有効に行われている。情報発信の方法と効果の検証方法について検討する。		
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☒ できる	☐ できない			
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない			
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			
ACTION	評価点	妥当性 3	有効性 3	達成度 2	効率性 3	総合評価 D
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☒ 民間委託等	
	当面の課題	安心・安全な農産物生産を行う農家の確保、野菜・農産加工品等のセット商品の提案、販路の確保が課題である。				
	改革案と実行計画	安曇野の農産物の知名度アップにつながる農産物・農産加工品の確保と販売先の開発支援。センターと市の役割分担を明確にし、センターの収益向上を図りつつ安曇野の農産物のPRを行う。				
	委員会指摘事項	二次評価での指摘事項 消費者ニーズに合った農産物の生産農家を広く確保するとともに、インターネット部分を再構築し、安曇野の安心・安全な農産物のPRおよび販売の強化すること。 アンテナショップにおける販売ノウハウを学び、産直センターの強化につなげること。				

事業シート(補足説明)	
事業名	地域農産物の需要拡大事務 安曇野市産直センター運営支援事務
事業内容 (手段・手法など)	産直センターの設立目的 総合計画に記載されている(第5章第1節)農林水産業を振興するまちの中で、具体的な施策(産業としての農業の確立)として取り上げている農産物直売所やインターネットを利用した販路の拡大の部分に位置づけられ、この施設は6次産業の中の販売部門の一翼を担っている。 具体的には安曇野の農産物や地域の加工所で製造された農産物加工品を、インターネット等を通じ首都圏等に販売を行う。また、安曇野ならではの商品を紹介し、地域イメージのアップとブランド強化を進めていく。 産直センターでおこなっている事業 ・ 安曇野の中で多品目の有機野菜・特別栽培を行っている農家の開拓と農産物の出荷のための調整と集出荷 ・ 首都圏への野菜の宅配ボックスの発送 ・ 武蔵野市のアンテナショップ「麦わら帽子」への農産物等の発送 ・ 首都圏でのイベント参加による安曇野市の農産物PR ・ 来場者数の多い観光地での農産物販売と地元産物のPR 行政の支援 ・ 安曇野市の農産物のPR効果・売上等が見込めるイベント情報の提供 ・ イベント参加時の人的支援 ・ 農産物集荷の農家情報の提供
平成23年度 事業実績	野菜の宅配ボックス販売個数 1,200個 少量多品目(5種類以上)の農産物を出荷する農家の確保 20戸 農産物等の販売金額 12,600千円 体制は従業員2名
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	特になし
特記事項 (事業の沿革等)	安曇野にはいくつかの地域に密着した農産物直売所が活動している。しかし、安曇野市全体の農産物情報を都市圏へ発信するシステムが有りませんでした。そこで、安心安全で新鮮な安曇野の農産物を首都圏のより多くの消費者に提供するとともに、合併前からの友好都市である武蔵野市のアンテナショップ「麦わら帽子」へ安定的に野菜の供給を図るため、平成22年度からの「ふるさと雇用再生特別事業」(国庫補助金・23年度補助対象額5,145千円)を導入し、これを施設整備と産直センターの人件費に充て、センターの運営と安曇野市の農産物PRがスムーズに行えるよう、23年度まで実施してまいりました。 平成24年度から国庫補助金が無くなったため、市単独の委託事業と再任用職員の補強を行った。 職員体制は従業員2名と再任用職員1名

④ 交通安全対策事業

No.	16	—	48	基本事務事業名	交通安全対策事業	事務事業名		公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成24年6月29日				
当初 部局名	市民環境部			当初 課名	生活環境課		当初 主務課長名	大向弘明		当初 P・D作成者	飯田弘一				
							最終 主務課長名	大向弘明		最終 P・D作成者	小林良士				
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	☒ 1 直営		☐ 3 全部委託					
	● 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☐ 2 一部委託		☐ 4 補助等					
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		事件・事故を防ぐまち		事業の開始・終了								
	● 1 該当		施 策		防犯・交通安全の推進		平成 18 年	～	平成 年	☒ 期間設定なし					
	○ 2 非該当		具体的施策		② 交通安全対策の強化		根拠法令等	交通安全対策基本法、安曇野市交通安全条例							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市民、団体、関係機関													
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	交通安全への関心を高め、交通事故件数を減少させて安心して安全な市民生活を営むことができるまち。												
		今年度	①安曇野市交通安全推進協議会を中心に平成24年度の活動方針の浸透 ②実践型交通安全教室の開催 ③関係機関・団体の組織充実のための打合せ												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 組織の見直し方針との整合を図り、安協事務局との協力関係について協議を継続する。														
	② 高齢者、保育園・幼稚園児、小・中学生を対象とした交通安全教室の開催														
	③ 関係機関・団体との協力による季別交通安全週間の啓発活動(市と各種団体とが連携した交通安全運動の展開)														
	④ 他市における事業を参考とした、交通安全施策の構築を図る。														
	⑤ 運転免許証自主返納支援事業の推進。														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度末	最終目標			
	シートベルト着用率(運転席)		21年度実績 現状維持+α		%		目標 99.5%		100.0%		100.0%	100%			
							実績 99.8%		99.8		99.8%				
	交通事故発生件数(人身交通事故)		市交通安全運動推進計画 -5%以上		件/年		目標 479		550		500				
							実績 579		563		550				
	交通死亡者数		市交通安全運動推進計画 死者0人		人		目標 5人以内		5人以内		5人以内	0			
							実績 5		4		5				
予算費目	会 計	安曇野市一般会計				款	02	項	01	目	08	事業コード	0105010	事業名称	交通安全対策費
DO 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考						
	国 庫 支 出 金		0 千円		0 千円		0 千円								
	県 支 出 金		0 千円		0 千円		0 千円								
	地 方 債		0 千円		0 千円		0 千円								
	そ の 他 特 定 財 源		0 千円		0 千円		0 千円								
	一 般 財 源		8,524 千円		8,589 千円		9,019 千円								
	計(A)		8,524 千円		8,589 千円		9,019 千円								
	(内臨時職員経費)		0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類														
	人件費(B)		2.101 人	16,646 千円	2,570 人	20,191 千円	2,723 人	21,286 千円							
全体事業費(A+B)		25,170 千円		28,780 千円		30,305 千円									

チェック項目		一次評価者		飯田弘一		二次評価者		小倉 勝彦			
		第2 段階	職名	係長		第2 段階	職名	市民環境部長			
			所属課	市民環境部生活環境課			部局名	市民環境部			
			評価実施日	平成25年3月29日			評価実施日				
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	一次評価の説明 交通安全推進のためには、市民レベルにおける啓発・指導の実施は欠かせない。 安協(「地域」)活動は非常に重要であり、増加している高齢者の事故防止には欠かせないものとなっています。 交通安全推進協議会傘下団体との協力も重要で、今後の保育所・学校・地域の交通安全教室開催にも交通指導員が主体となることが望まれる。				☐ 少ない	☒ 大きい		
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある					☐ ない	☒ ある		
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある					☐ ない	☒ ある		
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない					☐ いる	☒ いない		
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	運転免許証自主返納支援事業は、運転に不安を持つ高齢者がデマンド交通へ乗り換え、高齢者事故の抑止のための支援として非常に有効である。 高齢者・保育園・学校での交通安全教室も、安協・指導員の協力を得ながら実施し、事故防止の目的達成のためには重要な方策と考えます。				☐ いえない	☒ いえる		
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる					☐ いえない	☒ いえる		
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない					☐ する	☒ しない		
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる					☐ できない	☒ できる		
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている		数値目標としたシートベルト着用率は、平均で運転席、助手席ともに99%台で推移しているが、後部座席についてはまだ認知度が低いこともあり着用率も低い。交通事故件数は前年比-13件だが、死亡事故も5件発生しており憂慮すべき状況である。				☐ 目標に比べて劣っている			
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない						☐ あまり上がっていない			
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している						☒ 概ね達成している			
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している						☐ 十分達成している			
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	交通安全協会(支部)の位置づけについて「地域の交通安全」を目指すものとして再確認の必要性が生まれてきており調整は慎重に行う。また、交通安全教室などノウハウが必要な分野であり人材育成にも時間を要する。				☐ 高い	☒ 適当		
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない					☐ できる	☒ できない		
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない					☐ ある	☒ ない		
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない					☐ ある	☒ ない		
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	安協各支部の活動とともに、事務局の統合は積極的に進める必要があるが、支部長との話し合いを行い、活動が後退しない方向を見出す。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	関係団体等との協力を深め、交通安全にとどまらず「安全・安心な地域づくり」を進める。					5地域(支部)の事業推進方法や形態に違いはあるが、目標とされていることは同じです。団体の活動を後退させることなく、一つの組織として統合された活動が推進されるよう支所と連携を図りながら更に努力されたい。				
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)																																																																						
事業名	交通安全対策事業																																																																					
事業内容 (手段・手法など)	安曇野市交通安全運動推進計画を基に、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、安曇野警察署・安曇野交通安全協会・市内安協5支部・市交通安全推進協議会構成団体等と連携して交通安全対策を推進し、事故のない「安全で快適な交通社会」の実現を目指してきました。 ◎重点事項 ○高齢者の交通事故防止 ○夕暮れ時と夜間の交通事故防止 ○飲酒運転の根絶 ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○自転車の安全利用の推進 上記事項を推進するため、 ・高齢者宅を中心に家庭訪問による交通安全指導の実施 ・各会合等での啓発物品(夜光反射材等)の配布 ・幅広い年代における交通安全教室の開催 ・飲酒パトロールの実施 ・シートベルトやチャイルドシート着用の推進、夕暮れ時の早めのライト点灯を促す街頭啓発活動の実施 ・親子自転車安全教室や学校での自転車教室の開催 ・春、夏、秋、年末の各交通安全運動期間中には、市交通安全推進協議会を中心とした関係機関、団体との協力による出発式の開催や街頭啓発活動、交通指導所の開設 ・運転に不安をもった高齢者等に対する運転免許証自主返納支援事業の推進 ◎交通安全協会は、道路交通の安全を目的とする非営利団体です。市内の5支部も様々な活動を通して交通安全推進に寄与されていますが、合併後もそれぞれで活動しているということもあり、5支部長との話し合いを重ねて事務等の一本化について協議しております。																																																																					
平成24年度 事業実績	・参加、体験型の高齢者交通安全教室 3回:約100人 ・高齢者宅家庭訪問 10回:約1200件 ・シートベルト着用調査 15回実施 ・チャイルドシート着用調査 30回実施 ・死亡事故発生に伴う現地診断及び対策会議 5件発生:3回開催 ・季別交通安全運動(年4回) 交通指導所等約50回:春と秋 出発式開催 ・市内保育園・幼稚園・小中高等学校・地区における交通安全教室の開催:年間約150回 ・運転免許証自主返納支援者 97人																																																																					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	長野県の交通事故発生件数と死者数 <table><tr><td></td><td>17年</td><td>18年</td><td>19年</td><td>20年</td><td>21年</td><td>22年</td><td>23年</td><td>24年</td></tr><tr><td>件数</td><td>13,514</td><td>13,122</td><td>12,480</td><td>11,898</td><td>11,171</td><td>10,743</td><td>10,568</td><td>10,403</td></tr><tr><td>死者数</td><td>152</td><td>128</td><td>121</td><td>118</td><td>111</td><td>110</td><td>115</td><td>97</td></tr></table> 安曇野市の交通事故発生件数と死者数 <table><tr><td></td><td>17年</td><td>18年</td><td>19年</td><td>20年</td><td>21年</td><td>22年</td><td>23年</td><td>24年</td></tr><tr><td>件数</td><td>649</td><td>719</td><td>643</td><td>576</td><td>505</td><td>579</td><td>563</td><td>550</td></tr><tr><td>死者数</td><td>10</td><td>5</td><td>9</td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td></tr></table> 運転免許の自主返納者数と支援者数 <table><tr><td></td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td><td>24年度</td></tr><tr><td>自主返納者数</td><td>230</td><td>193</td><td>138</td><td>152</td></tr><tr><td>支援者数</td><td>185</td><td>148</td><td>95</td><td>97</td></tr></table>		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	件数	13,514	13,122	12,480	11,898	11,171	10,743	10,568	10,403	死者数	152	128	121	118	111	110	115	97		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	件数	649	719	643	576	505	579	563	550	死者数	10	5	9	5	1	5	4	5		21年度	22年度	23年度	24年度	自主返納者数	230	193	138	152	支援者数	185	148	95	97
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年																																																														
件数	13,514	13,122	12,480	11,898	11,171	10,743	10,568	10,403																																																														
死者数	152	128	121	118	111	110	115	97																																																														
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年																																																														
件数	649	719	643	576	505	579	563	550																																																														
死者数	10	5	9	5	1	5	4	5																																																														
	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																		
自主返納者数	230	193	138	152																																																																		
支援者数	185	148	95	97																																																																		
特記事項 (事業の沿革等)	・別添資料1 安曇野市交通安全計画(第2次:H23~H27) ・別添資料2 平成24年度 安曇野市交通安全運動推進計画 ・別添資料3 安曇野市交通安全推進協議会委員名簿 ・別添資料4 安曇野交通安全協会の組織 ・別添資料5 安協各支部の組織(概略) ・別添資料6 安協各支部への補助金額の推移																																																																					

安曇野市交通安全計画

第 2 次

平成 23 年度（2011 年度） ～ 平成 27 年度（2015 年度）



安 曇 野 市

ま え が き

本市は平成17年10月1日に合併し、面積331.82Km²と広大な市域を有し、人口は99,481人（平成23年8月1日現在）となっております。

市町村合併以前は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、旧5町村（豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町）それぞれにおいて交通安全計画を策定し、関係機関及び関係団体等の協力のもと、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。その結果、交通事故の抑止や交通環境の改善等公共の福祉の増進に多大な成果を収めてきました。

長野県内においても、昭和47年には交通事故死者数が337人に達していたものが、平成22年には110人にまで減少しました。しかしながら、交通事故件数は依然高い状態で推移しており、今後も厳しい状況は続くことが予想されます。

このような状況から、交通安全対策は従来にも増して、関係機関や団体、さらには市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなくてはならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念のもとに交通事故のない社会を目指し、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければなりません。

本交通安全計画は、このような観点から交通安全対策基本法に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間に実施すべき交通安全に関する施策を具体的に定めたものであり、この計画に基づき、関係機関・団体と緊密な連携を保ち、協働して市民の安全・安心な生活を確保する「セーフコミュニティ」^{（注）}を実践し、市の交通実態に即した効果的な諸施策を推進していくものです。

（注）セーフコミュニティとは

事故や怪我は偶然の結果ではなく、発生原因を分析すれば、これを予防できるという理念のもと、事故や怪我の原因を究明して、それを取り除くとともに、これまで多くの主体で個々進められている安全・安心に関する取組みを連携させ、共通の目標に向け協働して進めるというものです。

目 次

計画策定の考え方	1
 第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	2
第2節 道路交通の安全についての目標	2
1 道路交通事故の現状と今後の見通し	2
(1) 全国の発生状況	2
(2) 長野県の発生状況	3
(3) 安曇野市の発生状況	3
(4) 近年の交通死亡事故の特徴	3
2 道路交通を取り巻く状況の展望	4
3 道路交通事故の見通し	4
第3節 交通安全計画における目標	5
第4節 道路交通の安全についての対策	5
1 今後の道路交通安全対策を考える視点	5
(1) 高齢者・障がい者及び子供の安全確保	5
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	6
(3) 生活道路及び幹線道路における安全確保	6
 第2章 講じようとする施策	
第1節 道路交通環境の整備	7
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	8

(2) 通学路等の歩道整備等の推進	8
(3) バリアフリー化に伴う高齢者、障がい者等の安全に資する 歩行空間等の整備	8
2 幹線道路における交通安全対策の推進	8
(1) 事故危険箇所対策の推進	9
(2) 適切に機能分担された道路網の整備	9
(3) 改良による交通事故対策の推進	9
3 交通安全施設等整備事業の推進	9
(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	10
4 効果的な交通規制の推進	10
(1) 地域の特性に応じた交通規制	10
(2) 幹線道路における交通規制	10
(3) 災害発生時における交通規制	11
5 自転車利用環境の総合的整備	11
(1) 自転車利用環境の整備	11
(2) 自転車駐輪場対策	11
6 災害に備えた道路交通環境の整備	11
(1) 災害に備えた道路の整備	11
7 総合的な駐車対策の推進	12
(1) 秩序ある駐車場の推進	12
8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	12
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	12
第2節 交通安全思想の普及徹底	12
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	13
(1) 幼児に対する交通安全教育	14
(2) 児童に対する交通安全教育	14
(3) 中学生に対する交通安全教育	14
(4) 高校生に対する交通安全教育	15
(5) 成人に対する交通安全教育	15

(6) 高齢者に対する交通安全教育	1 6
(7) 障がい者に対する交通安全教育	1 6
2 効果的な交通安全教育の推進	1 6
(1) 参加、体験、実践型の教育方法の活用	1 6
(2) 効果的な教材の充実	1 7
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	1 7
(1) 交通安全運動の推進	1 7
(2) 自転車の安全利用の推進	1 7
(3) シートベルト及びチャイルドシート着用の推進	1 8
(4) 反射材の普及促進	1 8
(5) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	1 8
(6) 高齢者及び夜間の交通事故防止の推進	1 8
(7) 交通安全に関する広報啓発活動	1 8
4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	1 9
(1) 地域の実情に応じた交通安全活動の推進	1 9
(2) 住民の参加・協働の推進	1 9
第3節 救助・救急活動の充実	2 0
1 救急法の普及啓発活動の推進	2 0
(1) 応急手当の普及啓発活動の推進	2 0
第4節 踏切道における交通の安全	2 0
1 構造改良の推進	2 0
2 踏切道の統廃合の促進	2 0
3 広報啓発活動の強化	2 1
〈 資 料 〉	
全国の交通事故発生件数と死者数	2 2
長野県の交通事故発生件数と死者数	2 2
安曇野市の交通事故発生件数と死者数	2 3
道路別発生状況	2 3

計画策定の考え方

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度（1971年度）以降、国の関係行政機関、県、市町村等が一体となって、各種の施策を実施してきました。

安曇野市では、交通事故による死者数は、平成19年（2007年）に9人、平成20年（2008年）に5人、平成21年（2009年）には1人と減少してきましたが、平成22年（2010年）には5人と増加しました。

また、市内の交通事故件数は、毎年500件を超え依然高い水準で推移しており、厳しい状況が続いています。

こうした交通事故の要因としては、道路交通の量的拡大や高齢者人口の増加、社会・経済活動の24時間化等が考えられます。

交通安全対策を効果的に推進するためには、このような交通情勢の変化や、少子高齢化等の社会情勢の変化に適切に対応し、実効性のある対策を重点的、計画的に実施していく必要があります。そこで、人命尊重の理念のもと、真に豊かで活力のある社会を構築し、究極的には交通事故のない社会を実現することを目標に「安曇野市交通安全計画」を策定するものです。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

第2節 道路交通の安全についての目標

- 1 道路交通事故の現状と今後の見通し
- 2 道路交通を取り巻く状況の展望
- 3 道路交通事故の見通し

第3節 交通安全計画における目標

第4節 道路交通の安全についての対策

- 1 今後の道路交通安全対策を考える視点

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な社会を実現するには、すべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図る必要があります。人命尊重の理念に基づき、究極的に交通事故のない社会を目指すためには、市民一人ひとりがそれぞれの立場から、交通安全に向けて行動することが求められます。

- 死者数の一層の減少、ひいては事故そのものの減少に向けた取り組みを図るため、交通安全対策をより一層充実させることとともに、交通社会に参加するすべての市民が、交通安全に留意することが必要です。
- 歩道の整備等を始めとした交通安全施設の整備に当たっては、人優先の交通安全思想のもと、歩行者の安全確保を図ることが重要です。
- 地域の交通事情等を踏まえ、それぞれの地域における活動を強化していくことが重要です。行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながら連携を強化するとともに、市民も交通安全に関する各種活動に様々な形で参加し、協働していくことが有効です。

第2節 道路交通の安全についての目標

1 道路交通事故の現状と今後の見通し

(1) 全国の発生状況

全国の交通事故死者数は、昭和45年に16,765人を数えましたが、以後減少に向かい、昭和54年には8,466人とほぼ半減しました。その後増加に転じ、平成4年には11,451人に達しましたが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成14年には8,326人と半減し、以後減少傾向を示し平成22年には4,863人にまで減少しました。

また、交通事故の発生件数と負傷者数は、昭和53年以降ほぼ一貫して増加傾向にありましたが、平成18年以後減少傾向を示し、平成22年には発生件数724,811件、負傷者数は894,281人となりました。

(2) 長野県の発生状況

長野県の交通事故死者数は、昭和 46 年から昭和 48 年までの間、年間当り 300 人を超えピークに達しました。これは、高度成長期と重なっており、自動車保有台数が急増したことによります。しかし、その後は減少傾向を示し、昭和 56 年には 150 人とピーク時の半数以下まで減少しましたが、昭和 57 年以後増減を繰り返し、平成 22 年の死者数は 110 人となりました。

また、交通事故の発生件数と負傷者数は、平成 13 年がピークで、発生件数 14,580 件、負傷者数 19,332 人を記録しましたが、以後減少傾向を示し、平成 22 年に発生件数 10,743 件、負傷者数 13,588 人となりました。

(3) 安曇野市の発生状況

交通事故の発生件数は、平成 19 年が 643 件、平成 20 年は 576 件、平成 21 年には 505 件と減少してきましたが、平成 22 年には 579 件となりました。

なお、負傷者については発生件数と同様に平成 19 年より、848 人、744 人、687 人、768 人となっています。

(4) 近年の交通死亡事故の特徴

長野県における近年の交通死亡事故の特徴としては、次のことが挙げられます。

ア 交通事故による死者数が減少傾向の中で、高齢者（65 歳以上）の死者数が高水準で推移しており、全死者数の 5 割を超えています。

特に、歩行中と自転車乗用中の死者が 5 割を超える一方、自動車運転中の高齢者自身が死亡するケースも目立っています。

イ 全死者数に占める四輪乗用中の死者数の割合は、全国平均を上回る 4 割超で、特にシートベルト着用率が向上している中で、シートベルト非着用による死者が目立っています。（平成 22 年中 22 人）

ウ 全死者数に占める歩行中の死者数の割合は 3 割を超え、うち、約 7 割が高齢者で、日没から 2 時間以内の時間帯に約 4 割が発生しており、特に日没が早まる秋から冬にかけて多発しています。

エ 飲酒運転による死者数は 10 年前の 10 分の 1 以下まで減少しています。

オ 近年、死者数が減少した要因としては、基本的には道路環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の励行、車両の安全性の確保、道路交通秩序維持、救助・救急体制の整備等が挙げられますが、具体的には、

① シートベルト着用率の向上

シートベルト非着用者の致死率（致死率＝死者÷死傷者×100）は着用者の約18倍であり（平成22年）、シートベルトが自己の被害軽減に果たす役割は大きいと認められ、シートベルト着用率の向上が自動車乗車中の事故での致死率を減少させたと考えられます。

② 悪質・危険性の高い違反の減少

飲酒運転などの悪質・危険性の高い事故が減少していることが死者数減少の一因と考えられます。

その他、事故直前速度の低下や歩行者の法令遵守が挙げられます。

2 道路交通を取り巻く状況の展望

道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数、共にピークを過ぎ、減少することが見込まれます。

道路交通量が増加から減少に向かうと予想されるものの、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられます。

3 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済情勢や社会情勢の動向に伴い、今後ますます複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の発生状況については、正確には見極め難いところですが、取り締まりや、啓発活動を実施していくことにより、交通事故の減少が期待されます。

第3節 交通安全計画における目標

交通安全計画策定の目標は、人命尊重の理念にたち、交通事故のない「安全で安心な社会」を作ることにあります。当面、各種施策を総合的に推進することにより、交通事故死傷者の減少を図るとともに、交通事故の抑制にも一層積極的に取り組み、市民を交通事故の脅威から守ることを目指します。

第4節 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

- 従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、さらに実際に発生した交通事故に関する情報の収集や分析を行って、より効果的な対策への改善と、有効性が見込まれる施策を推進します。

- 対策の実施に当たっては、効果評価・検証を行い、必要に応じて改善していくことが必要です。

このような観点から、次の交通安全対策を実施します。

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 交通事故被害者支援の推進
- ⑥ 調査研究の充実

- 更に、対策の実施にあたっては、次の視点を重視して推進していくことが必要です。

(1) 高齢者・障がい者及び子供の安全確保

ア 高齢化の急速な進展を考慮すると、高齢者の多様な実態を踏まえ、きめ細かな交通安全対策を推進し、高齢者にとって安全にかつ安心して外出したり移動できるような交通社会の形成を図っていくことが必要です。

イ 高齢者の交通事故防止は、高齢歩行者（自転車利用者）と高齢ドライバー、それぞれの立場の特性を理解した上で対策を講じます。特に、高齢ドライバーについては、今後大幅に増加することが予想されることから、対策の強化が必要となります。

ウ 身体機能の変化にかかわらず、高齢者・障がい者が交通社会に参加することを可能にするため、多様な人々が利用しやすいようバリアフリー化等、道路交通環境の形成を図ることが必要です。

エ 高齢者・障がい者の事故防止を図るためには、交通安全活動を、日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、事故が居住地の近くで多発していることから、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要です。

オ 高齢化の進展と同時に、考えなければいけないのが少子化の進展・子どもの事故です。

安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するために、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められます。

（２）歩行者及び自転車の安全確保

ア 安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠です。特に高齢者や子どもにとって、身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

イ 自転車は自動車と衝突した場合被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合は加害者となります。自転車走行区間の確保や、自転車利用者による交通ルール無視やマナー違反に対する各種対策を推進していく必要があります。

（３）生活道路及び幹線道路における安全確保

高齢死者の多くが自宅から２キロメートル以内で事故に遭遇していることから、生活道路における自動車の速度抑制を図るための

- ・ 道路交通環境の整備
- ・ 交通指導取締りの強化
- ・ 幹線道路から生活道路への流入抑制等の対策

など、生活道路における交通の安全を確保するための対策を一層推進する必要があります。

第2章 講じようとする施策

第1節 道路交通環境の整備

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 2 幹線道路における交通安全対策の推進
- 3 交通安全施設等整備事業の推進
- 4 効果的な交通規制の推進
- 5 自転車利用環境の総合的整備
- 6 災害に備えた道路交通環境の整備
- 7 総合的な駐車対策の推進
- 8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

第2節 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

第3節 救助・救急活動の充実

- 1 救急法の普及啓発活動の推進

第4節 踏切道における交通の安全

- 1 構造改良の推進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 広報啓発活動の強化

第1節 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも幹線道路と生活道路の両面で対策を講じており、一定の交通事故抑止効果が確認されています。

今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを交通事故から守り、高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を目指し、通学路、生活道路、幹線道路等において、歩道を一層積極的に整備するなど、安全、安心な歩行空間が確保された、人優先の道路交通環境整備の強化を図っていく必要があります。

交通事故は、道路種別、沿道条件、道路構造、交通状況等の道路交通環境が複雑に絡み合っていることも大きく影響しているものと考えられるため、交通事故防止の観点から、次のような施策を実施していきます。

- 緊急に安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設等の整備や効果的な交通規制の推進等により安全な道路交通環境を形成します。
- 交通安全施設等の整備は、交通事故多発箇所等について現地調査及び事故分析を行い、その結果を踏まえて対策を講ずることとします。
- 道路交通の安全確保は、歩行者等道路を利用する人々の日常生活、経済・社会活動と密接に関係することから、地域住民や職業運転者等の意見を道路交通環境の整備に反映させるために、交通安全対策の立案に地域住民等が参加できる機会を充実します。

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を挙げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻です。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、身近な生活道路等において、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があります。

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

ア 道路管理者（国・県・市）及び長野県公安委員会が連携して、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施します。

イ 歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、歩車が共存する安全で安心な道路整備を推進するとともに、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の安全対策を実施します。

(2) 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備を積極的に推進します。

このほか、押ボタン式信号機の整備、横断歩道等の拡充により、通学路、通園路の整備を図ります。

(3) バリアフリー化に伴う高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

ア 高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、平坦性が確保された幅の広い歩道等を整備します。

イ 歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、歩道の整備を引き続き重点的に実施します。

ウ 従来の歩道に多い波打ちや段差を解消し、歩行者にやさしく、使いやすい歩行空間を形成する歩道への改良を推進します。

エ 高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機、自転車駐輪場、障がい者用駐車場等の整備を推進します。

オ 冬期の安全な歩行者空間を確保するため、市街地や公共施設周辺等を中心に除雪体制の充実を図ります。

2 幹線道路における交通安全対策の推進

基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

(1) 事故危険箇所対策の推進

- ア 死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路について、道路管理者（国・県・市）及び長野県公安委員会が連携して事故抑止対策を推進します。
- イ 事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式（スクランブル式）信号の運用、道路標識の高輝度化、交差点改良、区画線等の整備、道路照明の設置等の対策を推進します。

(2) 適切に機能分担された道路網の整備

- ア 歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の分離を図ります。
- イ 幹線道路の整備を推進し、交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性の向上を図ります。
- ウ 交通量の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、幹線道路等の整備を推進します。
- エ 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い地域等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備等を総合的に実施します。

(3) 改良による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改良事業を推進します。

- ア バイパス道路の整備、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等、道路交通の安全に寄与する道路の改良事業を推進します。
- イ 交差点及びその付近における交通事故防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点の改良や右折車線等の設置を推進します。
- ウ 市街地において、人と車を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、周辺の幹線道路等の総合的な整備を図ります。

3 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路に

については、道路管理者（国・県・市）と長野県公安委員会が連携し、次の方針により計画的かつ重点的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

また、道路の新設・改良に当たっては、道路標識、防護柵等の交通安全施設についても併せて整備し、歩行者の安全確保が必要な箇所は、スロープ等の整備を図ります。

（１）事故多発箇所対策の推進

事故多発箇所については、事故防止を重点に、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により対策を推進します。

ア 事故多発箇所については、詳細な事故分析を行い、道路標識、防護柵、道路標示、区画線等の整備を推進します。

イ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、見やすく分かりやすい道路標識、道路標示の設置及び改善等の安全施設整備を推進します。

また、道路標識の大型化や設置場所についても調査、検討します。

ウ 夜間事故に対処するため、道路照明、視線誘導標識等の設置による事故対策を推進します。

４ 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況等を考慮し、既存の交通規制の見直し等を行って、地域実態に応じた規制内容とし、かつ、合理的なものにするように努めます。

（１）地域の特性に応じた交通規制

ア 通過交通に利用される道路においては、駐停車禁止、回転禁止等交通の妨げとなる行為を減少させるための交通規制を推進します。

イ 歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置等、利用者の安全を確保するための交通規制を推進します。

（２）幹線道路における交通規制

一般道路については、速度規制及び追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止

規制等についての見直しを行い、その適正化を図ります。

(3) 災害発生時における交通規制

ア 緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を実施します。

イ 災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供します。

5 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車利用環境の整備

自転車を、歩行者・自動車と並ぶ交通手段の一つとして、安全かつ円滑に利用できるように、自転車の通行を優先するゾーン等総合的な自転車利用環境を整備します。

(2) 自転車駐輪場対策

自転車等の駐輪対策については、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）による施策に基づいて、路外・路上の自転車駐輪場の整備等を図り、自転車のみならず、歩行者の安全も確保していきます。

6 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。

ア 道路構造物の補強等による耐震性の向上を図るとともに、危険箇所については防護柵の整備を図る等各種防災対策を推進します。

イ 豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

7 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

(1) 秩序ある駐車の推進

ア 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車を減少させる対策を関係機関と協議します。

イ 市内各駅周辺において、自転車駐輪場（原動機付自転車、自動二輪車の駐車を含む）を整備する等、管理する部署と協力し自転車を放置されないような環境づくりを推進し、併せて放置自転車については撤去及び放置者への指導を実施します。

8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。

イ 不法占用物件の排除等

歩道を含めた道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、是正を実施します。

第2節 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念のもとに、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

さらに、交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程

に合わせ、生涯にわたる学習を通して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。

- 高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、さらに、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導をします。
- 自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導をします。
- 学校においては、学習指導要領に基づき、関連教科や特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、計画的かつ組織的な指導に努めます。
- 交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるなどして、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努めます。
- 交通安全教育・普及啓発活動については、国、県、市町村、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携を取りながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促します。
- 交通安全教育・普及啓発活動の効果を事後に検証・評価することにより、効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努めます。

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を行う必要があります。特に高齢化が進展する中で社会に参加する高齢者の交通安全を確保する観点から、高齢者に対する交通安全教育を推進し、自転車を利用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、自転車の安全利用についての指導を推進します。

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせることを目標とします。

ア 幼稚園・保育園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用し、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教材・教具の整備を推進します。

イ 関係機関・団体は、幼稚園・保育園等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が幼児の手本となって適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。

(2) 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路や交通状況に応じて、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

ア 小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車並びに乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

イ 関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する交通安全教育を推進します。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車使用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、歩行者及び自転車利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持ち、自己の安全ば

かりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とします。

ア 中学校においては、家庭及び地域の関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

イ 関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する交通安全教育を推進します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に歩行者及び自転車利用者・二輪車運転者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分習得させるとともに、交通社会の一員として、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して自他の生命を尊重する等責任ある行動ができるような、健全な社会人を育成することを目標とします。

ア 高等学校においては、家庭及び地域の関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるよう努めます。

また、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、将来の運転者として備えておくべき安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。

イ 関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、高校生に対する交通安全教育を推進します。

(5) 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者を中心に、交通安全教育の充実に努めます。

ア 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努めます。

イ 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、県公安

委員会が行う各種講習、自動車教習所が行う運転者教育等により交通安全教育を行います。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、高齢に伴う身体機能の変化が、歩行時又は運転時の行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

ア 高齢者に対する交通安全指導担当者の養成等、指導体制の充実に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

イ 関係団体等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象に、関係団体、交通安全ボランティア等と協力し、交通安全教育が地域ぐるみで行われるよう努めます。

また、教育活動にあたっては、事故の実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材の活用等交通安全用品の普及・活用等の促進に努めます。

エ 高齢者講習及び更新時講習における講習内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図ります。

(7) 障がい者に対する交通安全教育

ア 障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなど、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。

イ 字幕入りビデオの活用等に努め、身近な場所における教育機会の提供に努めます。

2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 参加、体験、実践型の教育方法の活用

ア 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が安全に道路を通行するために必要な知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

- イ 交通安全教育関係機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有するとともに、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報提供等、相互に連携を図りながら交通安全教育を推進します。

(2) 効果的な教材の充実

- ア 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教室の実施に向け、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努めます。
- イ 交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、「信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい」をスローガンとする交通安全運動を市民運動として定着させるとともに、関係団体が連携して交通安全運動を展開します。

なお、交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加の交通安全運動の充実・発展を図ります。

また、事後に運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮します。

(2) 自転車の安全利用の推進

- ア 自転車は、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させます。

- イ 自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

特に、歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図ります。

- ウ 幼児同乗中の危険性や交通事故実態、乗用中の幼児への自転車用ヘルメットの必要性について、広報啓発活動を推進します。

(3) シートベルト及びチャイルドシート着用の推進

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた着用の推進を図ります。

チャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について、幼稚園・保育園等と連携し、保護者に対する効果的な広報啓発及び指導に努め、正しい着用の徹底を図ります。

また、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会に積極的な広報啓発活動を展開します。

(4) 反射材の普及促進

ア 夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に期待できる反射材の普及を図るため、積極的な啓発活動を推進します。

イ 反射材の普及に際しては、特定の年齢に偏ることなく、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の利用を推奨します。

(5) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進します。また、地域、職場等における飲酒運転根絶の取組みを更に進めます。

(6) 高齢者及び夜間の交通事故防止の推進

ア 高齢者の交通安全対策の推進を図るため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けている車両への保護意識を高めるように努めます。

イ 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから交通事故実態、危険性等を広く周知し、この時間帯の交通事故防止を図ります。また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、自動車の早め点灯を促進します。

(7) 交通安全に関する広報啓発活動

市発行の「広報あづみの」等を活用して、交通事故等の実態を踏まえた具体的な内容の広報活動を積極的に推進します。

ア 夕方のライトの早め点灯や右左折の際の適正な合図など、交通マナーアップの広

報啓発を推進します。

イ 自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、傘さし運転・携帯電話等の使用、無灯火走行や並進、二人乗りの防止など、歩行者に配慮した自転車の正しい乗り方に関する啓発活動を推進します。

ウ 家庭、学校、職場、地域等や、官民が一体となった集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の追放等を図ります。

エ 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭に浸透するきめ細やかな広報の充実に努め、子供や高齢者等を交通事故から守るとともに、暴走・無謀運転、飲酒運転等を追放します。

オ 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行います。

上記のほか、各種講習会、交通安全運動の機会をとらえ、積極的に広報啓発活動を推進します。

4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

(1) 地域の実情に応じた交通安全活動の推進

交通安全に取り組む地域団体、事業者団体等については、その主体的な活動を促進、支援するとともに、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ、積極的に行われるよう、季別の交通安全運動及び独自の活動等の機会を利用して働き掛けを行います。

(2) 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要です。交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域の実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進めます。

第3節 救助・救急活動の充実

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備、拡充、支援を図り、救助活動が円滑に実施できるよう努めます。

また、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、事故現場における救急法の普及啓発活動を推進します。

1 救急法の普及啓発活動の推進

(1) 応急手当の普及啓発活動の推進

ア 事故現場での適切な応急手当により、救命率の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用方法も含めた救急法について、講習会等を通じて普及啓発を行います。

イ 自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護措置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努めます。

第4節 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的に推進し、踏切事故の発生を防ぎます。

1 構造改良の推進

市内には改良すべき踏切道がなお残されていることから、効果的な対策を推進します。

2 踏切道の統廃合の促進

利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについては統廃合を促進します。

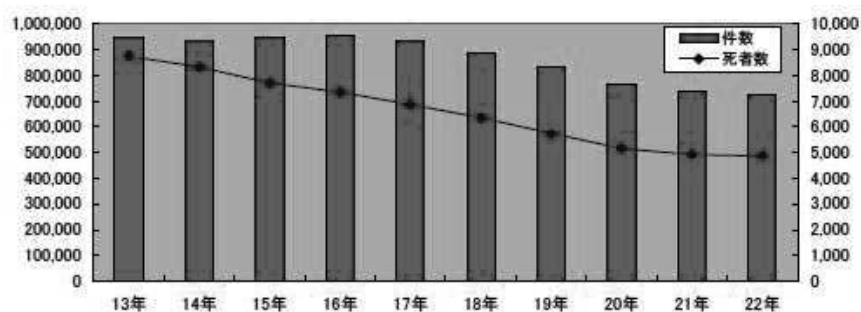
3 広報啓発活動の強化

踏切事故は、列車の通過直前横断、脱輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切利用者に対し、安全意識の向上及び踏切内でのトラブル発生時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報啓発活動を強化します。

資 料

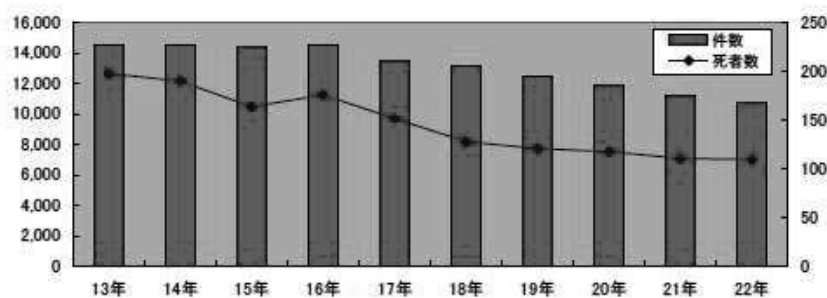
交通事故発生状況

図表 1 全国の交通事故発生件数と死者数



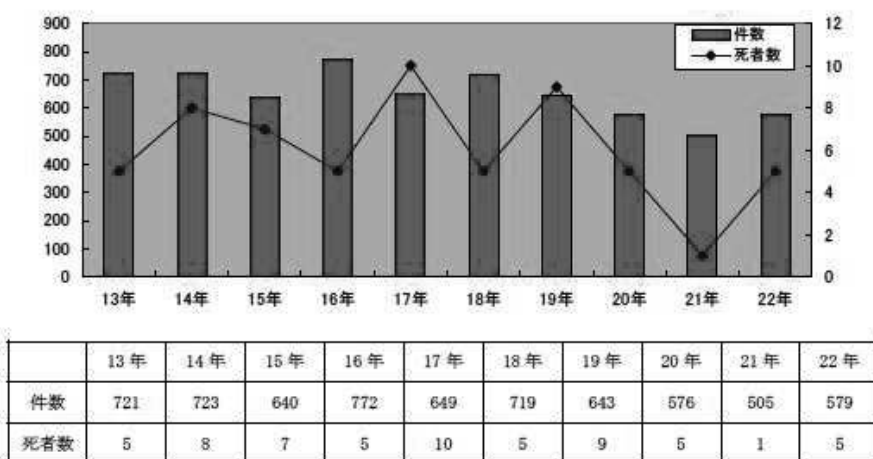
	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
件数	947,169	936,721	947,993	952,191	933,828	886,864	832,454	765,510	736,160	724,811
死者数	8,747	8,326	7,702	7,358	6,871	6,352	5,744	5,155	4,914	4,863

図表 2 長野県の交通事故発生件数と死者数



	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
件数	14,580	14,544	14,391	14,522	13,514	13,122	12,480	11,898	11,171	10,743
死者数	198	190	164	176	152	128	121	118	111	110

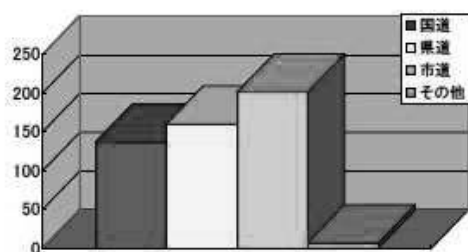
図表3 安曇野市の交通事故発生件数と死者数



※平成 17 年以前の数字は、合併前の旧 5 町村の数字を合わせたものです。

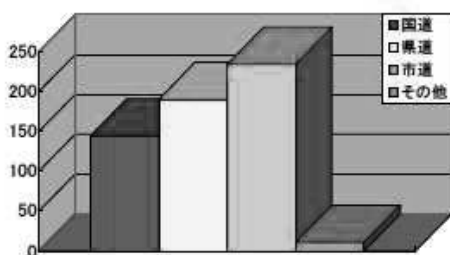
図表4 道路別発生状況

平成 2 1 年の状況



道路種別	件数
国 道	137
県 道	160
市 道	201
その他	7

平成 2 2 年の状況



道路種別	件数
国 道	144
県 道	190
市 道	234
その他	11

【資料 2】

平成 24 年度 安曇野市交通安全運動推進計画(案)

～ 事故発生件数 500 件以内、死者ゼロを目指して ～

安曇野市交通安全推進協議会

第 1 基本方針

長野県交通安全運動推進計画を基に、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携して交通安全対策を推進し、交通事故のない「安全で快適な交通社会」の実現を目指します。

第 2 スローガン

長野県 信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい

安曇野市 「マナーアップ安曇野」をめざして

ストップ・ザ交通事故 高めようモラル 守ろうルール

第 3 重点事項

1 高齢者の交通事故防止

交通事故死者全体に対する高齢者の割合は半数を超え、さらに増加傾向にあることから、次により、高齢者に対する総合的な対策を推進します。

- 高齢者を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教室や地域での交通安全教室の実施
- 高齢者交通安全モデル地区を中心とした、高齢者宅家庭訪問による交通安全指導等の推進
- 「夜光反射材」の利用促進
- 交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、広報、啓発活動の促進
- 運転に不安のある者の運転免許証自主返納を促進するための支援の推進

2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時から夜間にかけて、道路横断中の歩行者や自転車に関わる交通事故が多発しているほか、夜間に重大事故が多く発生していることから、次の事項を推進します。

- 歩行・自転車乗用中の「夜光反射材」の普及と利用促進
- 夕暮れ時のライトの早め点灯の推進
- 夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための広報啓発活動の推進

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、死亡事故やひき逃げ等の重大事故に直結する悪質・危険な犯罪であり、飲酒運転の交通事故が後を絶たず、減少傾向から増加傾向に転じていることから、次の事項を推進します。

- 「飲酒運転四（し）ない運動」（飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗る人には飲ませない・飲んだ人には運転させない）の普及・実践
- 飲酒運転根絶に向けた、「ハンドルキーパー運動」の普及、「飲んだら泊まって作戦」の展開等の活動の推進
- 飲酒運転に対する指導取締り

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

四輪車乗車中死者の約半数を非着用者が占めていることから、後部席を含めたすべての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底するため、次の事項を推進します。

- 関係機関・団体と協力した街頭啓発の推進
- チャイルドシートの正しい使用を徹底するための広報啓発活動の推進
- 定期的な着用率調査の実施と結果を通じた広報・啓発活動の推進
- 非着用者に対する指導取締り

5 自転車の安全利用の推進

自転車が見直され、利用者が増加する中、ルールを無視した危険な走行に対する社会的批判が高まっていることから、良好な自転車交通秩序の実現のため、次の総合的な対策を推進します。

- 「自転車の安全利用五則」の周知による正しいルールの徹底とマナーの向上
【自転車安全利用五則】
 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 5. 子どもはヘルメットを着用
- 小学生、中・高生、一般、高齢者等、年齢層に応じた交通安全教育活動の推進
- 子ども自転車大会への参加促進

第4 季節別の運動

名 称	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日(水)～4月15日(日) (10日間)
夏の交通安全やまびこ運動	7月19日(木)～7月25日(水) (7日間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)～9月30日(日) (10日間)
年末の交通安全運動	12月11日(火)～12月31日(月) (21日間)

第5 啓発日

名 称	実 施 日
交通安全の日	毎月 5日、20日
シートベルト・チャイルドシート啓発の日	毎月 4日、14日、24日
二輪車交通安全の日(全国統一バイクの日)	8月19日(日)

第6 交通安全標語

[全日本交通安全協会主催のコンクール最優秀作]

- 車にも 乗せようマナーと 思いやり [運転者(同乗者を含む)向け]
- 自転車も 安全速度と 気配りを [歩行者・自転車利用者向け]
- いそいでも かならずかくにん みぎひだり [こども部門]

[全日本交通安全協会主催のコンクール入選作]

- 振り向いて 後部座席も ベルトよし [運転者(同乗者を含む)向け]
- 反射材 暗い夜道の 護身術 [歩行者・自転車利用者向け]
- つうがくろ なれたみちでも 気をつけて [こども部門]

第7 運動の展開

(1) 主体別の重点実践事項

主 体	重 点 実 践 内 容
運 転 者	運転者としての社会的責任を自覚して、交通ルールを守ることとはもとより、歩行者等への思いやりの心や運転者同士の譲り合いの心を持ち、交通マナーを高め、常にゆとりを持って安全運転に努める。 1 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践 2 歩行・横断者、自転車等に対する安全確認の徹底と、道路環境に応じた安全な速度による走行の徹底 3 夕暮れ時の前照灯の早め点灯の実践と昼間点灯用 LED ライト活用の推進方向指示器等早めの合図や強引な右折の防止の徹底

	4 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 5 「飲酒運転四（し）ない運動」の実践 6 運転中の携帯電話使用禁止の徹底 7 早めの右左折合図の励行と強引な右折の防止 8 高齢運転者の身体機能変化などに応じた運転技能や知識習得の実践
家 庭	交通安全に果たす家庭の役割を認識し、「交通安全は家庭から」の定着を図る。 1 「交通安全の日（毎月5日、20日）」及び「家庭の日（毎月第3日曜日）」を中心に、交通安全や交通事故防止、自宅近くの危険箇所、自転車の安全利用などについて、家族での話し合いの実践 2 外出時の「愛の声かけ運動」の実践 3 「飲酒運転四（し）ない運動」の実践 4 「夜光反射材」・「自発光材」の普及と活用促進並びに「3ピカ運動」の展開 ○ 歩行者3ピカ運動【着る・持つ・履く】 ○ 自転車3ピカ運動【ライト・ペダル・反射器材】
地 域	関係機関・団体と地域住民が一体となって運動を展開する。 1 あらゆる機会を通じての高齢者に対する「交通安全ひと声運動」の展開による、高齢者保護活動の推進 2 高齢者交通安全モデル地区を中心とした高齢者交通事故防止活動の推進 3 交通安全教室・住民大会等への参加、高齢者宅家庭訪問の実施等による交通安全意識の高揚と定着化の推進 4 交通危険箇所、交通安全施設の点検・整備及び道路管理者等への提言 5 老人クラブ交通安全部会、交通少年団等の交通安全リーダーの育成と支援 6 「飲酒運転四（し）ない運動」、「ハンドルキーパー運動」の展開による飲酒運転根絶 7 暴走をしない・させない・見に行かない地域環境の構築と、暴走行為の通報による暴走族追放気運の醸成 8 生活道路における路上駐車排除、降雪時の除雪等、道路環境の安全と円滑化の確保
職 場	事業者、安全運転管理者、運行管理者等による安全管理の徹底と交通安全意識の高揚を図る。 1 朝礼、点呼、行事等における安全運転ワンポイントアドバイスの実施 2 交通安全の研修会等の開催 3 飲酒時の運転者管理の徹底（「飲酒運転四（し）ない運動」、「ハンドルキーパー運動」の実践） 4 シートベルト着用状況の点検及び指導の徹底

	5 無事故・無違反証明書（SD カード）を活用した安全運転管理 6 各種交通事故防止コンクールへの積極的な参加 7 運転適正診断、危険予測訓練、運転記録証明書等を活用した個別指導の実施 8 暴走行為・ローリング行為等、無謀運転追放の徹底 9 ヤングドライバークラブ等の育成及び自主的活動の促進
学 校	生命尊重の理念に立って、的確に判断し安全に行動できる交通社会人の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を推進する。 1 「交通安全教育指針」及び「学習指導要領」に沿った交通安全教育の実践 2 家庭、地域等と連携した交通安全教室等の開催 3 暴走族加入阻止教育と離脱支援の推進 4 登下校時における交差点・横断歩道・踏切等の交通要点と危険箇所での歩行者・自転車利用者に対する指導の実施 5 自転車の点検整備の励行と自転車点検整備済証（TS マーク）の普及及び正しい自転車の乗り方指導の実施 6 児童会・生徒会による交通安全自主活動の展開 7 二輪・原付免許所持の高校生に対する二輪車実技講習の実施 8 交通安全教育指導者研修会等への参加による指導者の指導力の向上
保育所 幼稚園	幼児期に、正しい交通安全行動を身に付けさせるための交通安全教育を推進する。 1 基本的な交通ルールを習得させるための、体験を取り入れた分かり易い交通安全教育の実施 2 参観日等各种行事や連絡帳等による通信による保護者等への啓発の推進 3 送迎時のチャイルドシート使用の徹底 4 保護者・関係者等が率先して子どもの見本となる、正しい交通安全行動の実践

（２）関係機関・団体の主な実施計画

推進機関・団体	主 な 実 施 計 画
県	1 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた諸対策の展開 2 自転車の安全利用に向けた広報・啓発活動の推進 3 「交通安全の日」等啓発日の周知と啓発日における街頭活動の推進 4 高齢者交通安全モデル地区の指定 5 関係機関・団体と連携した高齢者に対する「交通安全ひと声運動」の推進 6 関係機関・団体と連携した高齢者交通安全リーダーの育成と高齢者のための「交通事故を防ぐ５つの体操」の普及

県	7 市の協力によるシートベルト・チャイルドシートの着用調査及び全座席着用に向けた広報・啓発活動の推進 8 市・警察と協働した「シートベルトパーフェクト作戦」の展開 9 「夜行反射材」・「自発光材」の活用普及に向けた広報・啓発の推進 10 「夕暮れ時のライトの早め点灯運動」と昼間点灯用 LED ライトに普及推進 11 飲酒運転等の悪質・危険運転の追放と暴走族追放気運の醸成 12 地域の交通安全リーダーを対象とした研修会の開催 13 交通事故ゼロチャレンジ事業への参加・協力 14 交通安全推進機関・団体の行う交通安全事業に対する後援・支援 15 死亡・重大事故発生時の現地診断による再発防止対策の実施 16 交通安全教育用ビデオの貸し出しと交通安全教室の開催 17 安全運転につながるエコドライブの普及・啓発 18 交通事故相談による被害者対策の推進
市	1 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた諸対策の展開 2 自転車の安全利用に向けた広報・啓発活動の推進 3 1市町村1テーマの設定による交通安全対策の推進 4 高齢者の参加・体験・実践型交通安全教育の推進 5 交通安全運動への参加呼び掛けと各種イベントを活用した広報・啓発活動の推進 6 死亡事故発生時の現地診断による再発防止対策の推進 7 関係機関・団体との連携による高齢者交通事故防止対策と高齢者交通安全モデル地区事業の推進 8 シートベルト・チャイルドシートの着用調査及び全座席着用に向けた広報・啓発活動の推進 9 「シートベルトパーフェクト作戦」の展開による着用啓発の推進 10 夜間事故防止のための道路環境の整備、「夜行反射材」・「自発光材」の普及と活用の促進 11 交通指導員等による街頭指導活動の推進 12 飲酒運転等の悪質・危険運転の追放と暴走族追放気運の醸成
警察	1 「交通安全の日」における街頭活動の推進 2 高齢者交通安全モデル地区における各種事故防止対策への協力・支援 3 講習予備検査の結果を踏まえた、より効果的な高齢運転者対策の推進 4 関係機関・団体と連携した交通事故ゼロチャレンジ事業の推進 5 1市町村1テーマ活動への支援と協力

警 察	6 関係団体と連携した高齢者宅家庭訪問の推進 7 シルバー技能アップ講習への参加促進 8 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の推進 9 市・県と連携したシートベルトパーフェクト作戦の推進 10 「飲んだら泊まってって作戦」(飲酒運転根絶キャンペーン)の展開 11 交通安全教室等あらゆる機会を通じた「夜行反射材」・「自発光材」活用の促進 12 夕暮れ時のライトの早め点灯の推進並びに薄暮・夜間の時間帯における交通事故防止対策の推進 13 悪質・危険違反及び迷惑違反に対する指導取締りの強化 14 暴走族の徹底検挙と関係機関・団体及び地域と連携した暴走族を許さない環境作りの推進 15 自転車利用の正しいルールの徹底と交通安全教育の推進 16 自転車利用者の交通違反に対する指導警告及び悪質・危険違反に対する取締りの強化 17 自転車道、自転車専用レーンの設置、自転車と歩行者の分離対策の推進、交通規制の見直し等、自転車通行環境の確立 18 「生活道路対策」及び「あんしん歩行エリア対策」の推進 19 交通死亡事故発生に伴う緊急対策の実施及び現地診断結果等に基づく再発防止対策の推進 20 その他交通安全施設の整備 21 運転者教育の効果的推進及び危険運転者の早期排除と改善 22 関係機関・団体と連携した道路利用状態別の交通安全教育の推進
教育委員会	1 児童、生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進 2 自転車利用者に対する交通ルールの遵守と交通マナーの実践指導の推進 3 子供自転車大会への参加の促進
道路管理者 〔国土交通省 県 市〕	1 交通事故多発道路及び危険箇所等の交通安全施設整備の推進 2 関係機関・団体と連携した道路パトロールによる交通安全施設の点検整備の推進 3 道路情報の的確な把握及び積極的な情報提供の実施
交通安全協会 交通指導員	1 季別交通安全運動期間中等の街頭啓発の強化 2 参加・体験・実践型交通安全教育の実施と参加の推進 3 すべての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用推進の街頭指導の実施 4 高齢者宅への家庭訪問指導、交通安全教室の実施 5 夜行反射材の活用及び視認性の高い服装の着用推進 6 夕暮れ時のライトの早め点灯の指導 7 「飲酒運転四(し)ない運動」、「ハンドルキーパー運動」の推進

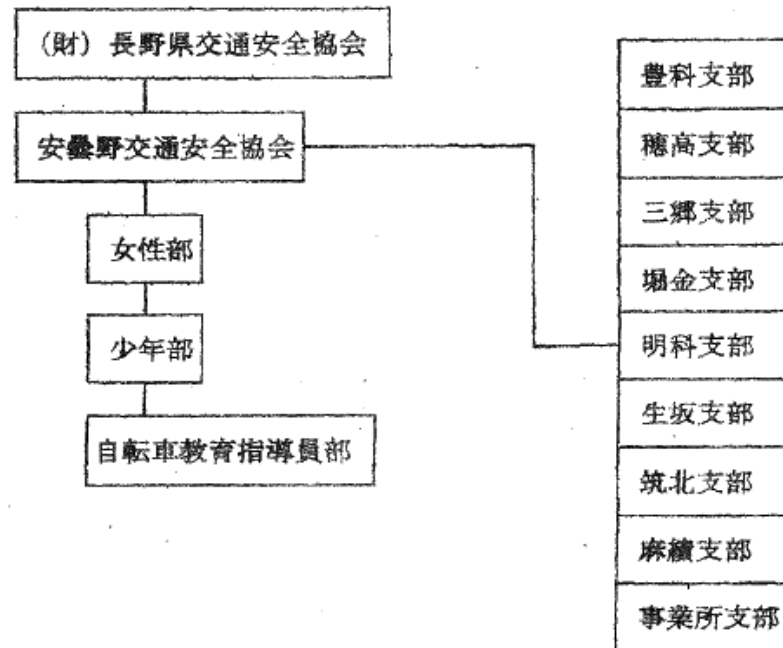
自家用自動車協会	1 不正改造車の排除、自動車点検整備の推進
安全運転管理者協会 タクシー協会	1 事業所等における安全な運転管理の徹底と車両点検の充実 2 安全運転管理者法定講習の充実 3 夕暮れ時のライトの早め点灯の率先実施 4 安全運転管理者、運行管理者等による安全管理の徹底と交通ルール・マナー向上のための指導の推進
自動車学校	1 教習所を解放しての参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 2 運転免許取得者に対する交通安全教室・高齢者講習の推進
鉄道事業者	1 踏切保安設備の整備及び点検の実施 2 踏切一時不停止、線路内への立ち入り等、列車妨害に対する啓発活動や監視活動の実施 3 踏切事故防止対策の推進
保育園保護者会 幼稚園 PTA 会 小・中学校 PTA 会	1 家庭との連携を強化し、保護者の交通安全意識の高揚を図る 2 通学路、通園路の点検と交通安全施設整備の働き掛け 3 チャイルドシート使用啓発の推進
老人クラブ連合会	1 参加・体験・実践型の交通安全教室への参加 2 明るい服装での外出呼びかけと「夜行反射材」の活用促進 3 各種イベント等で高齢者事故の情報等を提供し、交通安全意識の高揚を図る
行 政 区	1 交通危険箇所、交通安全施設の点検及び道路管理者への報告 2 各種行事等の際の交通安全啓発の推進
社会福祉協議会	1 組織の広報手段を活用しての広報啓発活動

【資料3】

安曇野市交通安全推進協議会委員名簿

区分	委員数	委員(各団体等代表者)	役職名
行政区	5	豊科地域区長会(安曇野市区長会)	副会長
		穂高地域区長会(安曇野市区長会)	会長
		三郷地域区長会(安曇野市区長会)	会長
		堀金地域区長会(安曇野市区長会)	会長
		明科地域区長会(安曇野市区長会)	会長
教育・福祉	6	安曇野市小学校・中学校校長会	三郷小学校長
		安曇野市小学校・中学校PTA連合会	参与
		穂高幼稚園	交通安全対策委員長
		安曇野市社会福祉協議会	常務理事
		安曇野市老人クラブ連合会	会長
		安曇野市保育園保護者会連絡協議会	会長
交通安全 団体	11	安曇野交通安全協会	協会長
		安曇野交通安全協会豊科支部	支部長
		安曇野交通安全協会穂高支部	支部長
		安曇野交通安全協会三郷支部	支部長
		安曇野交通安全協会堀金支部	支部長
		安曇野交通安全協会明科支部	支部長
		安曇野自家用自動車協会(長野県安全運転管理者協会安曇野支部)	事務局長
		東日本旅客鉄道株式会社 豊科駅	駅長
		穂高自動車学校	校長
		安曇野市タクシー運営協議会	
		安曇野市交通指導員	代表
行政	3	長野国道事務所松本国道出張所	所長
		松本地方事務所 地域政策課	課長
		安曇野建設事務所 維持管理課	課長
警察	1	安曇野警察署 交通課	課長
行政	3	市民環境部	部長
		都市建設部	部長
		安曇野市教育委員会	教育次長
事務局	10	市民環境部 生活環境課	課長
		市民環境部 生活環境課	係長
		市民環境部 生活環境課	主査
		都市建設部 監理課	課長
		都市建設部 建設課	課長
		各総合支所 地域支援課	地域担当

安曇野交通安全協会の組織



【資料5】

安協 各支部の組織(概略)



【資料 6】

安協各支部への補助金額の推移

	豊科支部	穂高支部	三郷支部	堀金支部	明科支部
H19実績	1,000,000	1,045,000	792,500	450,000	488,000
H20実績	1,000,000	1,045,000	792,500	450,000	400,000
H21実績	1,000,000	1,045,000	792,500	450,000	400,000
H22実績	1,000,000	1,045,000	792,500	450,000	400,000
H23実績	1,000,000	1,045,000	792,500	450,000	400,000
H24実績	1,000,000	1,045,000	792,500	450,000	400,000

⑤ 予防接種事業 予防接種事業

No.	20	—	7	基本事務事業名	予防接種事業	事務事業名	予防接種事業	公的関与	3	当初 P・D 作成日	平成24年6月29日			
当初 部局名	健康福祉部			当初 課名	健康推進課	当初 主務課長名	太田 稔	当初 P・D作成者	高橋 正子					
						最終 主務課長名	太田 稔	最終 P・D作成者	飯田 弘一					
事業区分	☒ 1 ソフト事業 ☐ 2 経常的事務事業		☐ 3 施設等整備事業 ☐ 4 施設の管理・運営		☐ 5 補助・負担・支援 ☐ 6 内部事務・その他		事業運営方法	☐ 1 直営 ☐ 2 一部委託		☐ 3 全部委託 ☒ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政策		健康やかに暮らせるまち		事業の開始・終了							
	☒ 1 該当 ☐ 2 非該当		施策		健康づくりの推進		平成 17 年	～	平成 年	☒ 期間設定なし				
			具体的施策		② 予防活動の充実		根拠法令等	予防接種法						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	予防接種対象者												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	予防接種を多くの人が受ける事によって伝染病の発生や流行を防ぐ											
		今年度	変化する予防接種事業について、対象者に周知し、混乱を招かないようにする。それにより適正に接種できるようにする。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 個人通知、広報等により予防接種について周知し、接種率をあげる													
	② 未接種者に対し個人通知を行い、接種勧奨を行う。													
	③ 9/1からの不活化ポリオの導入が混乱なく行えるようにする。													
	④													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標						
	麻しん風しん予防接種	接種率	%	目標		92	93	93						
				実績	91	92.7	92.6							
				目標										
				実績										
				目標										
			実績											
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	4	項	1	目	1	事業コード	122530.1225	事業名称	予防接種
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考					
	国庫支出金		千円	0	千円	0	千円	県支出金(子宮頸がん) 予防接種事業 子宮頸がん事業						
	県支出金	12,585	千円	67,126	千円	38,815	千円							
	地方債	0	千円	0	千円	0	千円							
	その他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円							
	一般財源	117,834	千円	223,204	千円	213,557	千円							
	計(A)	130,419	千円	290,330	千円	252,372	千円							
	(内臨時職員経費)	0.489 人	762 千円	0.489 人	766 千円	0.340 人	474 千円							
	臨職種類	一般事務等		一般事務等		一般事務等								
	人件費(B)	0.433 人	3,431 千円	0.442 人	3,473 千円	0.394 人	3,080 千円							
全体事業費(A+B)	133,850 千円		293,803 千円		255,452 千円									

チェック項目		一次評価者		高橋 正子		二次評価者		飯沼 利雄			
		第2 段階	職名	係長		第2 段階	職名	部長			
			所属課	健康福祉部健康推進課			所属局名	健康福祉部			
		評価実施日	平成25年3月8日		一次評価の説明		評価実施日	平成25年4月23日			
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	感染症予防のための定期予防接種推進は社会的な防衛活動のために大切である。		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	対象年齢直前に接種券を送付する方法は、対象年齢間違い等の誤接種が少ない。		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	未受診者への個別通知や、契約医療機関外での接種に対する償還払いなどにより、接種率は増加している。		☐ 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない			☐ あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している			☒ 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している			☐ 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	地域医療機関と協力して、個別接種により実施することにより接種者が受けやすい状況になっている。		☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない			☒ できる	☐ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない			☒ ある	☐ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☒ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	ワクチン不足など突発的な事象が発生する。 国での予防接種事業の内容の変更があり、対象者が接種方法を理解できない場合がある。 定期予防接種以外にも市町村単独補助を実施している自治体もあるため、検討が必要(高齢者肺炎球菌、おたふく、水ぼうそうなど)				二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	定期接種は未受診者に対し個別通知による受診勧奨を行う。 個別通知や広報等を通じて接種に対する啓もう活動を行う。 医療機関、製薬会社と情報共有をする。				常に国の動向に注意し市民が安心して予防接種が受けられるよう体制や事業を進めること。また、受けやすい状況(補助、接種方法)等引き続き検討されたい。					
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)	
事業名	予防接種事業
事業内容 (手段・手法など)	①個人通知(接種券)により予防接種の勧奨を行う。(資料1) ②広報等による予防接種の勧奨。 ③未接種者への個人通知による勧奨。 ④対象者が接種を受けた医院等からの請求により委託料として支払い。 ⑤接種状況を個人データとして記録
平成23年度 事業実績	(資料2)
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	市町村ごとに接種率が表示されているが、事務事業評価指標とは算出根拠が相違する。(資料3)
特記事項 (事業の沿革等)	※麻しん・風しんⅢ期Ⅳ期は、平成20年から平成24年までの5年間の時限措置 ※日本脳炎は、平成17年5月から積極的接種勧奨を控えていたが、新ワクチンの安全性や供給実績などから第1期の標準的期間に該当する方に対して平成22年度から積極的接種勧奨を再開した。 平成23年6月から、特例として平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで接種可能となる。(接種を止めていた期間があった。)

資料1（予防接種の接種券に同封）

平成25年 月 日

保護者様

安曇野市長 宮澤 宗弘

麻しん風しん(MR混合)の予防接種について(通知)

お子さんが麻しん風しん(MR混合)予防接種の第1期の対象年齢になりますので、下記により接種を受けるよう努めてください。

麻しんに感染すると重症になることや死亡することもあります。できるだけ早めに接種を受けましょう。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 接種期間 | 1歳から2歳になるまでの間 |
| 2 接種場所 | 裏面記載の医療機関に予約の上、接種を受けてください。  |
| 3 持ち物 |  予診票(接種券)  母子健康手帳 |
| 4 接種費用 | 無料 |

注 意 事 項

- ① 安曇野市に住民登録がない方は、接種を受けることができません。
転出される場合は、転出先の市町村の予防接種担当課へおたずねください。
- ② 予防接種を受けることが不適当な場合があります。また、接種後に副反応を起こすこともあります。
予防接種ガイドブック「予防接種と子どもの健康」等をよく読んでから接種を受けてください。
- ③ **MR混合ワクチン** は、生ワクチンです。接種後27日間は他の予防接種は受けられません。
- ④ 各医療機関では、接種を受けるお子さんが他の患者さんから病気がうつらないように、通常の診療時間とは別に予防接種の時間を設けています。必ず日時を確認し、予約の上、接種を受けてください。



お問い合わせ 健康福祉部 健康推進課 健康推進係
又は、各保健センター(電話番号は裏面に記載)

予防接種

資料 2 (予防接種の種類と接種者数)

1. 定期予防接種

(1) 定期予防接種の種類、接種対象者及び接種回数

(表 1)

種類	区分	接種対象者	回数
三種混合 (ジフテリア 百日ぜき 破傷風)	I 期初回	生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月になるまでの間(H24 年 7 月生まれまで)	3 回
	I 期追加	I 期初回終了の 6 ヶ月後～7 歳 6 ヶ月になるまでの間	1 回
四種混合 (ジフテリア 百日ぜき 破傷風 ポリオ)	I 期初回	生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月になるまでの間(H24 年 8 月生まれ～)	3 回
ポリオ	生ポリオ	生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月になるまでの間	2 回
	不活化初回	生ポリオ接種が 1 回もしくは 0 回の H24 年 7 月生まれまでの児	2 回もしくは 3 回
	不活化追加	生ポリオ接種が 1 回もしくは 0 回の H24 年 7 月生まれまでの児	1 回
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	II 期	11 歳～13 歳になるまでの間	1 回
麻しん風しん (MR 混合)	I 期	1 歳～2 歳になるまでの間	1 回
	II 期	小学就学前の 1 年間	1 回
	※ III 期	中学 1 年生に相当する 1 年間	1 回
	※ IV 期	高校 3 年生に相当する 1 年間	1 回
※ 日本脳炎	I 期初回	生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月になるまでの間	2 回
	I 期追加	生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月になるまでの間	1 回
	II 期	9 歳～13 歳になるまでの間	1 回
BCG		生後 6 月未満	1 回
インフルエンザ		65 歳以上及び 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する者(身体障害者手帳 1～2 級程度)	1 回

※麻しん・風しん III 期 IV 期は、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間の時限措置

※日本脳炎は、平成 17 年 5 月から積極的接種勧奨を控えていたが、新ワクチンの安全性や供給実績などから第 1 期の標準的期間に該当する方に対して平成 22 年度より積極的接種勧奨を再開した。

※平成 23 年 6 月より、平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者は、20 歳未満まで接種可能となる。

(2) 実施状況

(表 2)

種類	区分	回数	接種者数
三種混合	I 期初回	1 回	558
		2 回	627
		3 回	697
	I 期追加		810
四種混合	I 期初回	1 回	256
		2 回	166
		3 回	95
	I 期追加		
生ポリオ		1 回	281
		2 回	349

種類	区分	回数	接種者数
二種混合	II 期		789
麻しん風しん (MR 混合)	I 期		787
	II 期		855
	III 期(中 1)		912
	IV 期(高 3)		924
日本脳炎	I 期初回	1 回	1522
		2 回	1536
	I 期追加		1668
	II 期		42

不活化ポリオ	I 期初回	1 回	698
		2 回	991
		3 回	909
	I 期追加		9

BCG			762
インフルエンザ			16,479

※参考（平成25年度より、接種率の基準が出され他市町村とも比較できるようになりました）

平成24年度予防接種済率

平成25年3月31日年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
ワクチン名	居住者数	741	810	757	810	857	877	901	952	990	977	990	1020	1000	990	990
BCG		97.3%	97.2%	96.6%	95.7%	95.0%	95.0%	91.6%	86.5%	82.1%	79.5%	76.7%	77.0%	75.8%	70.9%	70.8%
ポリオ(ワクチンの種類問わない)		7.2%	80.8%	91.3%	92.8%	94.5%	91.7%	90.5%	86.8%	84.1%	80.7%	77.5%	75.4%	76.0%	71.5%	66.0%
ジフテリア 破傷風 百日せき	第1期：三種混合 (二混、四混含)	27.1%	87.4%	90.5%	92.0%	92.2%	90.5%	89.4%	83.6%	82.1%	79.7%	85.7%	89.3%	94.0%	92.0%	90.9%
	第2期：二種混合										58.2%	72.5%	88.0%	96.7%	85.2%	86.5%
日本脳炎	第1期終了				54.4%	67.1%	74.0%	26.7%	53.1%	26.0%	54.2%	50.6%	65.8%	69.7%	69.3%	70.8%
	第2期									0.2%	0.2%	0.5%	2.6%	5.6%	4.1%	1.3%
麻疹	1回済	78.5%	96.6%	94.8%	95.1%	94.5%	96.5%	97.5%	94.0%	94.6%	95.1%	91.9%	89.1%	95.5%	94.6%	90.2%
	2回済						94.0%	94.4%	89.5%	90.8%	90.6%	86.5%	74.5%	89.2%	88.1%	87.3%
風しん	1回済	78.5%	96.6%	94.8%	94.9%	94.1%	96.5%	97.5%	94.0%	94.2%	94.1%	91.2%	87.5%	95.5%	94.5%	92.2%
	2回済						94.1%	94.4%	89.5%	90.8%	90.6%	86.6%	74.4%	89.4%	88.0%	87.3%

2. 任意予防接種

(1) 予防接種の種類、接種対象者及び接種回数

(表5)

ワクチン	対象者	接種回数
子宮頸がん	中学校1年生～高校1年生の年齢に相当する 女子(高校2年生は23年度中に1回以上接種 した者のみ助成対象)	3回
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後2ヶ月～5歳未満の者	1～4回 ※接種開始の月齢によって 回数が異なる。
小児用肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳未満の者	1～4回 ※接種開始の月齢によって 回数が異なる。

(2) 接種者数

(表6)

(単位:人)

ワクチン	1回目	2回目	3回目
子宮頸がん	549	577	794

ワクチン	1回目	2回目	3回目	4回目
ヒブ	948	779	738	542
小児用肺炎球菌	995	827	736	596

平成24年度麻しん風しん定例予防接種(第1期・第2期・第3期・第4期)実施状況調査 市町村(特別区)集計表 平成25年6月調査用

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(都道府県名:)

No.	市町村 (特別区)名	第1期					第2期					第3期					第4期								
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)・①	MRワクチン 接種者数 (人)・②	麻しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・③	風しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・④	麻しん風しん ワクチン接種 率(%) :⑤=(②+④)/ ①×100	麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)・①	MRワクチン 接種者数 (人)・②	麻しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・③	風しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・④	麻しん風しん ワクチン接種 率(%) :⑤=(②+④)/ ①×100	麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)・①	MRワクチン 接種者数 (人)・②	麻しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・③	風しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・④	麻しん風しん ワクチン接種 率(%) :⑤=(②+④)/ ①×100	麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 (人)・①	MRワクチン 接種者数 (人)・②	麻しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・③	風しん単抗 原ワクチン接 種者数(人)・④	麻しん風しん ワクチン接種 率(%) :⑤=(②+④)/ ①×100				
1	長野市	3228	3231	0	0	100.2	3503	3525	0	95.7	95.7	3632	3377	0	1	88.1	88.2	3919	3362	1	7	86.6	86.7		
2	松本市	2236	2216	0	0	99.1	2290	2100	0	93.3	93.3	2372	2311	0	1	97.4	97.5	2416	2080	2	3	86.2	86.2		
3	上田市	1316	1041	0	1	79.1	79.2	1442	1336	0	92.6	92.9	1594	1300	0	2	84.7	84.8	1730	1445	0	0	83.2	83.2	
4	岡谷市	3871	344	1	0	89.1	88.9	439	470	0	107.1	107.1	492	493	0	0	98.2	98.2	492	430	0	0	82.9	82.9	
5	飯田市	904	908	0	0	100.2	100.2	952	918	0	95.2	95.2	1087	1099	0	1	98.3	98.4	1087	966	0	0	89.9	89.9	
6	諏訪市	356	291	0	0	81.7	81.7	446	427	0	2	95.7	96.2	524	520	0	0	99.2	99.2	490	428	0	1	87.3	87.6
7	須賀市	415	414	0	0	99.8	99.8	475	442	0	93.1	93.1	551	543	0	1	88.5	88.7	582	525	0	3	90.2	90.7	
8	小諸市	3077	314	0	0	102.3	102.3	391	359	1	92.1	91.8	389	388	0	0	84.6	84.6	473	371	0	1	78.4	78.6	
9	伊豆市	558	527	0	0	94.4	94.4	691	640	1	92.8	92.6	692	646	0	0	93.4	93.4	740	652	1	0	88.2	88.1	
10	駒ヶ野市	283	276	0	0	97.9	97.5	307	284	0	92.5	92.5	322	313	0	0	97.2	97.2	335	306	0	0	91.3	91.3	
11	中野市	373	362	0	0	97.1	97.1	411	389	0	94.6	94.6	494	491	0	0	99.4	99.4	540	490	1	0	90.1	89.9	
12	大町市	171	162	0	0	106.4	106.4	195	179	0	91.6	91.8	307	297	0	0	95.7	96.7	312	277	0	0	88.8	88.8	
13	新山市	172	153	0	0	89.0	89.0	172	164	0	95.3	95.3	224	223	0	0	99.0	99.6	238	230	0	0	96.9	96.9	
14	長野市	903	399	0	0	71.4	71.4	543	505	0	93.0	93.0	583	580	0	0	95.1	96.1	588	469	0	0	82.6	82.6	
15	塩谷市	574	546	1	0	95.3	95.1	600	567	1	97.2	97.0	698	680	0	0	84.1	84.9	721	630	2	3	87.7	87.8	
16	佐久市	885	889	0	0	87.2	87.2	926	906	0	97.8	97.8	1027	1008	0	0	98.1	98.1	1044	948	0	4	90.8	91.2	
17	千曲市	414	442	0	0	106.8	106.8	499	469	0	93.2	93.2	597	548	0	0	91.8	91.8	699	557	1	7	84.7	85.6	
18	長野市	257	221	0	0	86.0	86.0	205	230	0	98.6	98.6	325	308	0	0	94.8	94.8	327	291	0	0	89.0	89.0	
19	佐々木市	787	785	2	0	102.6	102.3	884	856	0	1	96.7	96.8	1017	912	0	2	99.7	99.8	1087	946	0	0	87.3	87.3
20	小海町	30	29	0	0	96.7	96.7	30	29	0	100.0	100.0	30	27	0	0	100.0	100.0	30	24	0	0	88.7	88.7	
21	佐久市	78	48	0	0	63.2	63.2	88	81	0	92.0	92.0	114	114	0	0	100.0	100.0	135	109	0	0	80.7	80.7	
22	上田市	25	25	0	0	100.0	100.0	21	18	0	85.7	85.7	31	42	0	0	82.4	82.4	48	39	0	0	81.3	81.3	
23	南佐久市	23	29	0	0	126.1	126.1	30	35	0	100.0	100.0	32	32	0	0	100.0	100.0	39	35	0	0	89.7	89.7	
24	南佐木村	7	8	0	0	85.7	85.7	8	8	0	100.0	100.0	16	16	0	0	100.0	100.0	14	12	0	0	85.7	85.7	
25	北佐木村	5	6	0	0	120.0	120.0	4	4	0	100.0	100.0	2	2	0	0	100.0	100.0	9	9	0	0	100.0	100.0	
26	佐久市	137	145	0	0	105.8	105.8	162	135	0	93.3	93.3	179	172	0	0	95.1	95.1	142	129	0	0	90.8	90.8	
27	南佐木町	117	126	0	0	107.7	107.7	148	121	0	91.8	91.8	166	163	0	0	98.2	98.2	139	119	0	0	82.7	82.7	
28	立科町	35	33	0	0	94.3	94.3	35	37	0	103.6	103.6	75	74	0	0	98.7	98.7	82	75	0	0	91.5	91.5	
29	佐久市	42	42	0	0	100.0	100.0	47	47	0	100.0	100.0	50	50	0	0	100.0	100.0	53	73	0	0	88.0	88.0	
30	青木町	30	29	0	0	96.7	96.7	40	39	0	97.5	97.5	42	39	0	0	92.8	92.8	49	47	0	0	85.9	85.9	
31	上田市	146	88	0	0	80.3	80.3	165	150	0	90.3	90.3	196	186	0	0	94.9	94.9	163	157	0	0	85.8	85.8	
32	富士見町	121	119	0	0	98.3	98.3	104	101	0	97.1	97.1	130	128	0	0	98.5	98.5	122	113	0	1	92.8	92.8	
33	原村	72	42	0	0	58.3	58.3	62	63	0	101.6	101.6	67	59	0	0	96.7	96.7	70	69	0	0	95.7	95.7	
34	佐野町	131	138	0	0	105.3	105.3	191	179	0	93.7	94.2	208	189	0	0	90.9	90.9	204	171	0	0	83.8	83.8	
35	佐久市	223	108	0	0	80.7	80.7	281	254	0	90.4	90.4	261	244	0	0	93.5	93.5	242	200	0	0	82.6	82.6	
36	南佐久市	77	60	0	0	85.7	85.7	85	83	0	97.6	97.6	82	87	0	0	98.8	98.8	80	86	0	0	95.7	95.7	
37	南佐木町	172	156	0	0	90.7	90.7	148	134	0	90.5	90.5	153	145	0	0	99.0	99.0	163	138	0	0	84.0	84.0	
38	中川町	39	41	0	0	105.1	105.1	48	44	0	91.7	91.7	32	32	0	0	100.0	100.0	67	61	0	0	91.0	91.0	
39	佐久市	101	78	0	0	77.2	77.2	87	82	0	84.3	84.3	100	99	0	0	99.0	99.0	115	92	0	0	80.0	80.0	
40	松川町	100	78	0	0	78.0	78.0	111	102	0	91.9	91.9	158	153	0	0	95.8	95.8	187	162	0	0	86.8	86.8	
41	高森町	134	135	0	0	100.7	100.7	134	131	0	97.8	97.8	148	130	0	0	87.8	87.8	136	110	0	0	80.9	80.9	
42	阿南町	54	32	0	0	94.1	94.1	35	34	0	97.1	97.1	44	43	0	0	97.7	97.7	54	45	0	0	83.3	83.3	
43	阿南町	62	58	0	0	93.5	93.5	57	54	0	94.7	94.7	72	71	0	0	97.3	97.3	77	64	0	0	83.1	83.1	
44	平谷町	5	5	0	0	100.0	100.0	4	4	0	100.0	100.0	4	3	0	0	75.0	75.0	6	6	0	0	100.0	100.0	
45	佐野町	4	4	0	0	100.0	100.0	5	5	0	100.0	100.0	10	8	0	0	80.0	80.0	6	5	0	0	83.3	83.3	
46	下郷村	39	38	0	0	97.4	97.4	38	37	0	97.4	97.4	49	48	0	0	98.0	98.0	33	28	0	0	84.8	84.8	
47	奥木村	4	4	0	0	100.0	100.0	5	5	0	100.0	100.0	7	7	0	0	100.0	100.0	7	7	0	0	100.0	100.0	
48	佐久市	5	5	0	0	100.0	100.0	4	4	0	100.0	100.0	7	7	0	0	100.0	100.0	14	10	0	0	71.4	71.4	
49	佐久市	16	12	0	0	75.0	75.0	16	17	0	106.3	106.3	23	23	0	0	100.0	100.0	21	20	0	0	95.2	95.2	
50	奥木村	58	34	0	0	58.6	58.6	64	56	0	90.6	90.6	70	69	0	0	98.6	98.6	57	46	0	0	80.7	80.7	
51	佐野町	71	51	0	0	85.9	85.9	56	47	0	83.9	83.9	70	69	0	0	98.8	98.8	83	75	0	0	90.4	90.4	
52	大町市	7	2	0	0	28.6	28.6	7	6	0	85.7	85.7	11	7	0	0	63.6	63.6	6	6	0	0	100.0	100.0	
53	上田市	26	26	0	0																				

平成24年度麻しん風しん定期予防接種（第1期～第2期～第3期～第4期）実施状況調査 市町村（特別区）集計表 平成25年6月調査用

（都道府県名： ）

平成24年4月1日～平成25年3月31日

No.	市町村 （特別区）名	第1期						第2期						第3期						第4期					
		麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 （人）：①	MRワクチ ン 接種者数 （人）：②	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑤＝②÷①× 100	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑤＝②÷①× 100	麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 （人）：⑦	MRワクチ ン 接種者数 （人）：⑧	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑩＝⑧÷⑦× 100	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑩＝⑧÷⑦× 100	麻しん風し ん ワクチン接 種 対象者数 （人）：⑪	MRワクチ ン 接種者数 （人）：⑫	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑬＝⑫÷⑪× 100.0	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑬＝⑫÷⑪× 100.0	麻しん風しん ワクチン接種 対象者数 （人）：⑭	MRワクチ ン 接種者数 （人）：⑮	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しん単抗 原 ワクチン接 種者数（人）	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑯＝⑮÷⑭× 100	麻しんワクチ ン 接種率（%） ⑯＝⑮÷⑭× 100.0
77	米村	14	10	0	0	71.4	71.4	14	13	0	0	92.9	92.9	12	12	0	0	100.0	100.0	12	12	0	0	100.0	100.0
	合計	17389	16292	5	2	93.7	93.7	19023	18003	3	4	94.7	94.7	21303	19897	2	16	93.4	93.5	22295	19381	13	33	87.0	87.1

⑥ 特別保育事業 未満児保育事務

No.	19	—	57	基本事務事業名	特別保育事業	事務事業名	未満児保育事務	公的関与	1	当初 P・D 作成日				
当初 部局名	健康福祉部			当初 課名	児童保育課	当初 主務課長名	臼井 基	当初 P・D作成者	小笠原 正明					
						最終 主務課長名	臼井 基	最終 P・D作成者	米倉 秀政					
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	☒ 1 直営		☐ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☐ 2 一部委託		☐ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		安心を支えるまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		子育て支援の充実		平成 17 年	～	平成 年	☒	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		② 保育施設の充実		根拠法令等	児童福祉法、安曇野市保育所条例						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	保育に欠ける保育所入所児童で未満児保育希望児(0歳・1歳・2歳児)												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	未満児を持つ保護者が、いつでも安心して働き続けることができるよう、未満児保育を実施する。											
		今年度	未満児保育を希望する児童全員が未満児保育を受けられるようにする。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 入所児童の保護者を対象に説明会を開催し、未満児保育について説明する。													
	② 受入できる保育園を決定する。													
	③ 保育士を配置する。													
	④ 入所承諾書を発送する。													
	⑤ 保育料を賦課・徴収する。													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標						
	未満児保育希望者の保育 入所率	入所希望者に待機児童を出さないため。	%	目標	100	100	100	100						
				実績	100	100	100							
				目標										
				実績										
				目標										
				実績										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	3	項	2	目	3	事業コード	120010	事業名称	公立保育園費
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考					
	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円								
	県支出金	0 千円		0 千円		0 千円								
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円								
	その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円								
	一般財源	156,985 千円		167,581 千円		169,476 千円								
	計(A)	156,985 千円		167,581 千円		169,476 千円								
	(内臨時職員経費)	74,000 人	156,985 千円	78,000 人	167,581 千円	87,000 人	165,252 千円							
	臨職種類	保育士・幼稚園教諭等		保育士・幼稚園教諭等		保育士・幼稚園教諭等								
	人件費(B)	7,200 人	57,046 千円	7,200 人	56,567 千円	2,000 人	15,634 千円							
全体事業費(A+B)		214,031 千円		224,148 千円		185,110 千円								

チェック項目		一次評価者		米倉 秀政		二次評価者		飯沼 利雄			
		第2 段階	職名	係長		第2 段階	職名	健康福祉部長			
			所属課	健康福祉部児童保育課			部局名	健康福祉部			
			評価実施日	平成25年4月22日			評価実施日				
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	児童福祉法第24条に規定されている。			☐ 少ない	☒ 大きい			
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある				☐ ない	☒ ある			
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある				☐ ない	☒ ある			
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない				☐ いる	☒ いない			
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	共働きの保護者世帯が増加傾向にあるため、今後も未満児保育は必要である。			☐ いえない	☒ いえる			
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる				☐ いえない	☒ いえる			
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない				☐ する	☒ しない			
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる				☐ できない	☒ できる			
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	入所を希望した未満児について、全て入所できている。			☐ 目標に比べて劣っている					
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない				☐ あまり上がっていない					
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☐ 概ね達成している				☐ 概ね達成している					
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☒ 十分達成している				☒ 十分達成している					
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	全18保育園で実施しており、保育を行うに際し資格を有する保育士は必要不可欠であり、現体制を維持していくことが必要である。			☐ 高い	☒ 適当			
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない				☐ できる	☒ できない			
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない				☐ ある	☒ ない			
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない				☐ ある	☒ ない			
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	0歳児・1歳児は児童3名で保育士1名の配置が必要。2歳児は6名で保育士1名の配置が必要のため保育士の確保が急務である。				二次評価での指摘事項 未満児保育の需要は拡大方向にあり、その要望に対処することが求められている。					
	改革案と実行計画	未満児を入所させたい保護者の保育要件について、引き続き厳正な審査を行う。									
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)																																																																																																																																																									
事業名	特別保育事業 未満児保育事務																																																																																																																																																								
事業内容 (手段・手法など)	【通常保育】 保育時間は午前8時30分から午後4時30分 まで 【特別保育】 ① 土曜保育について 土曜保育は豊科保育園・穂高保育園・堀金保育園・明科北保育園・私立細萱保育園の5園で実施しています。他園に入園した場合も土曜日は実施園に通園となります。ただし、細萱保育園は、在園している児童のみです。利用にあたっては、通園している保育園を通して事前に申請が必要となります。なお、穂高保育園では市内全園の児童を対象に、また、細萱保育園では細萱保育園に在園している児童を対象に土曜日の午後4時30分までの長時間保育を実施しています。午後4時30分以降の保育はありません。 ② 長時間保育について ご家庭の就労などの事情に応じて、保育時間を延長する長時間保育を全園で行っています。午前7時30分から8時30分と午後4時30分から7時までの通常保育時間外が対象です。また穂高保育園と細萱保育園では、土曜日の午後0時30分から午後4時30分の長時間保育を実施しています。利用にあたっては長時間保育利用料が掛かり、通園している保育園を通して事前に申請が必要となります。 ③ 未満児保育について 「未満児」とは、0・1・2歳児のことをいいます。原則として6か月児から入園できます。年度の途中入園については、受け入れ枠の関係から希望する保育園への入園が難しい場合があります。家庭で保育できない理由が内職や農業・自営業で専従者給与を支払われていない場合は入園できません。 ④ 障害児保育について 心身の発達に心配があるお子さんは、入所支援委員会が入園の可否やお子さんにあった保育方法を検討し保育を行います。対象となる児童は、家庭で保育できない場合で、集団保育が可能な児童です。保育園の状況により入園できない場合もあります。 ⑤ 一時預かり保育について 未就園児を持つ保護者が一時的に家庭で保育できない時に利用いただける「一時預かり保育」を豊科南部保育園、アルプス保育園、有明の森保育園、西穂高保育園、堀金保育園、明科北保育園、細萱保育園で実施しています。利用は登録制になります(同一年度中有効)。事前に「一時預かり事業利用登録申込書」を実施園へ提出し(お子さんの面接有)、利用する日時を申し込みます。保育内容は通常保育の内容に準じます。利用料は当日、園長へ支払います。																																																																																																																																																								
平成24年度 事業実績	<table><tr><th>園名</th><th>園児数</th><th>未満児数 (0～2歳)</th><th>保育士数 (8h勤務)</th><th>土曜保育 利用数 5園</th><th>長時間 利用数 全園</th><th>一時預かり 利用人数7園</th></tr><tr><td>豊科</td><td>130</td><td>17</td><td>15</td><td>7</td><td>34.9</td><td>—</td></tr><tr><td>豊科南部</td><td>120</td><td>16</td><td>16</td><td>—</td><td>26.5</td><td>19.8</td></tr><tr><td>南穂高</td><td>155</td><td>24</td><td>15</td><td>—</td><td>54.9</td><td>—</td></tr><tr><td>たつみ</td><td>81</td><td>9</td><td>12</td><td>—</td><td>30.1</td><td>—</td></tr><tr><td>アルプス</td><td>64</td><td>7</td><td>9</td><td>—</td><td>17.4</td><td>10</td></tr><tr><td>上川手</td><td>76</td><td>10</td><td>8</td><td>—</td><td>25.7</td><td>—</td></tr><tr><td>有明の森</td><td>97</td><td>25</td><td>16</td><td>—</td><td>37</td><td>8</td></tr><tr><td>あおぞら</td><td>139</td><td>19</td><td>19</td><td>—</td><td>43.6</td><td>—</td></tr><tr><td>西穂高</td><td>150</td><td>20</td><td>29</td><td>—</td><td>73.5</td><td>20</td></tr><tr><td>北穂高</td><td>240</td><td>36</td><td>7</td><td>—</td><td>15.5</td><td>—</td></tr><tr><td>穂高</td><td>62</td><td>6</td><td>22</td><td>25</td><td>57.5</td><td>—</td></tr><tr><td>三郷西部</td><td>174</td><td>25</td><td>7</td><td>—</td><td>20.1</td><td>—</td></tr><tr><td>三郷南部</td><td>57</td><td>8</td><td>12</td><td>—</td><td>37</td><td>—</td></tr><tr><td>三郷東部</td><td>122</td><td>10</td><td>19</td><td>—</td><td>50.9</td><td>—</td></tr><tr><td>三郷北部</td><td>155</td><td>20</td><td>13</td><td>—</td><td>6.3</td><td>—</td></tr><tr><td>堀金</td><td>124</td><td>14</td><td>27</td><td>2.6</td><td>70.3</td><td>13</td></tr><tr><td>明科南</td><td>269</td><td>28</td><td>9</td><td>—</td><td>29</td><td>—</td></tr><tr><td>明科北</td><td>112</td><td>6</td><td>13</td><td>5</td><td>1</td><td>8.9</td></tr><tr><td>細萱</td><td>65</td><td>11</td><td></td><td>1.5</td><td>5.7</td><td>延べ3名</td></tr><tr><td>計</td><td>2392</td><td>311</td><td>268</td><td>41.1</td><td>636.9</td><td>79.7</td></tr></table>						園名	園児数	未満児数 (0～2歳)	保育士数 (8h勤務)	土曜保育 利用数 5園	長時間 利用数 全園	一時預かり 利用人数7園	豊科	130	17	15	7	34.9	—	豊科南部	120	16	16	—	26.5	19.8	南穂高	155	24	15	—	54.9	—	たつみ	81	9	12	—	30.1	—	アルプス	64	7	9	—	17.4	10	上川手	76	10	8	—	25.7	—	有明の森	97	25	16	—	37	8	あおぞら	139	19	19	—	43.6	—	西穂高	150	20	29	—	73.5	20	北穂高	240	36	7	—	15.5	—	穂高	62	6	22	25	57.5	—	三郷西部	174	25	7	—	20.1	—	三郷南部	57	8	12	—	37	—	三郷東部	122	10	19	—	50.9	—	三郷北部	155	20	13	—	6.3	—	堀金	124	14	27	2.6	70.3	13	明科南	269	28	9	—	29	—	明科北	112	6	13	5	1	8.9	細萱	65	11		1.5	5.7	延べ3名	計	2392	311	268	41.1	636.9	79.7
園名	園児数	未満児数 (0～2歳)	保育士数 (8h勤務)	土曜保育 利用数 5園	長時間 利用数 全園	一時預かり 利用人数7園																																																																																																																																																			
豊科	130	17	15	7	34.9	—																																																																																																																																																			
豊科南部	120	16	16	—	26.5	19.8																																																																																																																																																			
南穂高	155	24	15	—	54.9	—																																																																																																																																																			
たつみ	81	9	12	—	30.1	—																																																																																																																																																			
アルプス	64	7	9	—	17.4	10																																																																																																																																																			
上川手	76	10	8	—	25.7	—																																																																																																																																																			
有明の森	97	25	16	—	37	8																																																																																																																																																			
あおぞら	139	19	19	—	43.6	—																																																																																																																																																			
西穂高	150	20	29	—	73.5	20																																																																																																																																																			
北穂高	240	36	7	—	15.5	—																																																																																																																																																			
穂高	62	6	22	25	57.5	—																																																																																																																																																			
三郷西部	174	25	7	—	20.1	—																																																																																																																																																			
三郷南部	57	8	12	—	37	—																																																																																																																																																			
三郷東部	122	10	19	—	50.9	—																																																																																																																																																			
三郷北部	155	20	13	—	6.3	—																																																																																																																																																			
堀金	124	14	27	2.6	70.3	13																																																																																																																																																			
明科南	269	28	9	—	29	—																																																																																																																																																			
明科北	112	6	13	5	1	8.9																																																																																																																																																			
細萱	65	11		1.5	5.7	延べ3名																																																																																																																																																			
計	2392	311	268	41.1	636.9	79.7																																																																																																																																																			
比較参考値 (他自治体の類似事業の例など)	松本市:乳児保育実施 原則5カ月経過児から受け入れ 塩尻市:乳児・低年齢児保育事業実施 6カ月以上児～1歳以下の児童の保育																																																																																																																																																								
特記事項 (事業の沿革等)	未満児入所状況推移(4月当初)H22:249名 H23:255名 H24:251名 H25:311名 保育士配置基準(法33条第2項)0歳児(乳児)3名:保育士1名 1歳児6名(市3名):保育士1名 2歳児6名:保育士1名 3歳児1名 3歳児20名:保育士1名 4歳児30名:保育士1名 5才児30名:保育士1名 設備基準(法32条)乳児又は満2歳に満たない幼児は乳児室または保育室 乳児室:1名当たり1.65㎡以上 ほふく室:1名当たり3.3㎡以上 保育室:1名当たり1.98㎡以上 私的契約(H25.2時点) 全児童数:2,429名 私的契約児:261名 割合10.7%																																																																																																																																																								

⑦ 下水道施設整備事業

No.	32	—	21	基本事務事業名	下水道施設整備事業	事務事業名				公的関与	3	当初 P・D 作成日	平成24年6月5日	
当初 部局名	上下水道部			当初 課名	下水道課			当初 主務課長名	中野 計正		当初 P・D作成者	山浦 慎司		
								最終 主務課長名	中野 計正		最終 P・D作成者	麻田 英了		
事業区分	○ 1 ソフト事業		● 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	☑ 1 直営		□ 3 全部委託				
	○ 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☑ 2 一部委託		□ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		環境への責任を果たすまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		水環境の保全活用		平成 2 年	～	平成 年	☑ 期間設定なし				
	○ 2 非該当		具体的施策		④ 下水道の整備		根拠法令等		下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法					
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	狭義	安曇野市下水道処理計画区域内居住者及び事業者											
		広義	安曇野市及び下流水域を水源とする地域											
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	清潔で快適な生活環境の構築と、公共用水域の水質改善により自然環境の保全を図る。 安曇野ブランドの重要な要素である、水資源を保全することにより地域ブランド力を高める。											
		今年度	下水道の整備率を平成23年度末より0.8パーセント引き上げ、83.0パーセントとする。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 目標整備率達成のため、下水道管渠7.0km以上の整備を実施する。													
	② 計画的な工事発注により、年度内に予定区間の工事を完了させる。													
	③ 工事実施期間中、月1回安全パトロールを実施して労働災害による工事遅延を防止する。													
	④ 下水道工事による道路掘削部の舗装復旧を早期に実施して、工事による影響を改善する。													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由		単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度当初	最終目標					
	下水道整備率	整備面積(ha)/計画面積(ha)=整備率		%	目標	77.7	78.8	83.0	100					
					実績	78.4	82.2	82.8						
					目標									
					実績									
					目標									
					実績									
予算費目	会 計	安曇野市下水道事業特別会計			款	1	項	2	目	01～03	事業コード	4100060外	事業名称	国庫補助事業外
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考					
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	371,450	千円	337,326	千円	190,988	千円						
		県支出金	0	千円	0	千円	0	千円						
		地方債	580,200	千円	440,700	千円	340,800	千円						
		その他特定財源	118,420	千円	29,428	千円	54,098	千円						
		一般財源	0	千円	0	千円	0	千円						
		計(A)	1,070,070	千円	807,454	千円	585,886	千円						
		(内臨時職員経費)	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円
		臨職種類												
	人件費(B)		4.000	人	31,692	千円	3.000	人	23,569	千円	3.000	人	23,451	千円
全体事業費(A+B)		1,101,762		千円	831,023		千円	609,336		千円				

チェック項目		一次評価者		中野 計正		二次評価者		中野 純			
		第2 段階	職名	課長		第2 段階	職名	部長			
			所属課	上下水道部下水道課			部局名	上下水道部			
		評価実施日	一次評価の説明				評価実施日				
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	下水道は、基本的な都市の基盤整備として欠かせないものであり、公共水域の水質保全と市民が衛生的な生活を営むのに必要な生活環境の向上に大きな効果を発揮する施設である。				☐ 少ない	☒ 大きい		
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある					☐ ない	☒ ある		
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある					☐ ない	☒ ある		
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない					☐ いる	☒ いない		
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	自然環境の保護になくてはならない業務であり、下水道整備区域の拡大により公共水域の水質改善が促進され、悪臭等も無くなっている。				☐ いえない	☒ いえる		
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる					☐ いえない	☒ いえる		
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない					☐ する	☒ しない		
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる					☐ できない	☒ できる		
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている		概ね目標どおりの工事発注が出来たが、1つの工事が、不測の事態により平成25年度への繰越となった。				☐ 目標に比べて劣っている			
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない						☐ あまり上がっていない			
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している						☒ 概ね達成している			
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している						☐ 十分達成している			
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	費用対効果の検証に基づきコストを意識した整備を図る。				☐ 高い	☒ 適当		
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない					☐ できる	☒ できない		
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない					☐ ある	☒ ない		
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない					☐ ある	☒ ない		
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	下水道整備は市周辺部へと移行し、費用対効果が下がっている。合併浄化槽設置補助事業と連携した事業執行が必要である。				二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	合併浄化槽による汚水処理への切り替え等、費用対効果の検証に基づき整備計画区域の見直しを行う。				施設整備も終盤を迎えた。今後は費用対効果の低下が懸念されることから、浄化槽設置補助の施策を慎重に検討しながら適切な環境整備に努められたい。					
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)	
事業名	下水道整備事業
事業内容 (手段・手法など)	1. 下水道事業の概要 本市の下水道事業は現在穂高地区の下水道未普及対策として、社会資本整備総合交付金及び下水道事業債を活用し、北穂高地区及び牧地区の普及促進を図っている。 平成24年度末時点での事業実施状況は、整備率(下水道計画区域面積に対する公共下水道整備済区域面積)は82.8%、普及率(人口に対する公共下水道供用開始告示区域内人口の割合)は86.2%である。 2. 下水道整備事業の手法 (1) 下水道工事の設計 下水道工事を発注するため、下水道事業計画、下水道実施設計要領(長野県発行)に基づき、下水道管路施設の設計を委託業務で行っている。 (2) 下水道工事の発注 下水道管路施設を建設するため、設計業務成果を基に下水道工事を発注している。 下水道工事の交通規制による道路利用者への負担を軽減するため工事箇所が集中しないよう、また年度内に工事をしゅん工させるよう計画的に工事箇所を選定したり発注時期を調整している。 (3) 下水道工事箇所の舗装復旧 道路利用者に快適な道路環境を提供するため、下水道工事が完了した道路は一定の期間を経て舗装復旧を行っている。 基本的に道路管理者に建設負担金を支出し、道路管理者によって舗装復旧が行われるが、舗装復旧の緊急性が高い道路などは下水道事業者にて自主復旧を行っている。 3. 課題 下水道整備事業は終盤を迎え、今後は市周辺部に移行していく。市周辺部は宅地が点在しているため市街地に比べ費用対効果が極めて低くなる。 今後は下水道によらず、合併処理浄化槽での汚水処理も視野に入れ整備区域を選定していくことが必要とされる。
平成24年度 事業実績	○直接事業費の内訳 13委託費 38,120千円(設計業務等14件) 15工事請負費 457,763千円(管路施設工事、舗装自主復旧工事40件) 19負担金補助及び交付金 42,408千円(長野県、安曇野市の道路管理者へ支出) 22補償補填及び賠償金 47,595千円(下水道工事箇所の上水道管移設補償金)
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	○長野県内19市の下水道普及率(平成23年度末) (下水道普及率とは人口に対する公共下水道供用開始告示区域内人口の割合) 長野市88.8% 松本市95.7% 上田市79.4% 岡谷市99.4% 飯田市81.2% 諏訪市99.0% 須坂市91.5% 小諸市65.3% 伊那市63.8% 駒ヶ根市55.5% 中野市67.7% 大町市72.3% 飯山市72.2% 茅野市96.6% 塩尻市89.1% 佐久市66.7% 千曲市91.3% 東御市61.7% 安曇野市85.8% 長野県(計)80.2%
特記事項 (事業の沿革等)	別紙に記載。

【別 紙】

○公共下水道事業 穂高地区の沿革

平成 2 年度に穂高町公共下水道事業計画として 93ha の認可を得て、平成 3 年度から事業着手したが、その後穂高町全域の下水道整備構想を見直す中で、犀川安曇野流域下水道の関連公共下水道事業として位置付けし直すこととし、平成 4 年度に認可変更を行った。

平成 6 年度には事業認可区域を 76ha 追加し認可区域を 169ha、平成 9 年度には 198ha 追加し認可区域を 367ha とした。

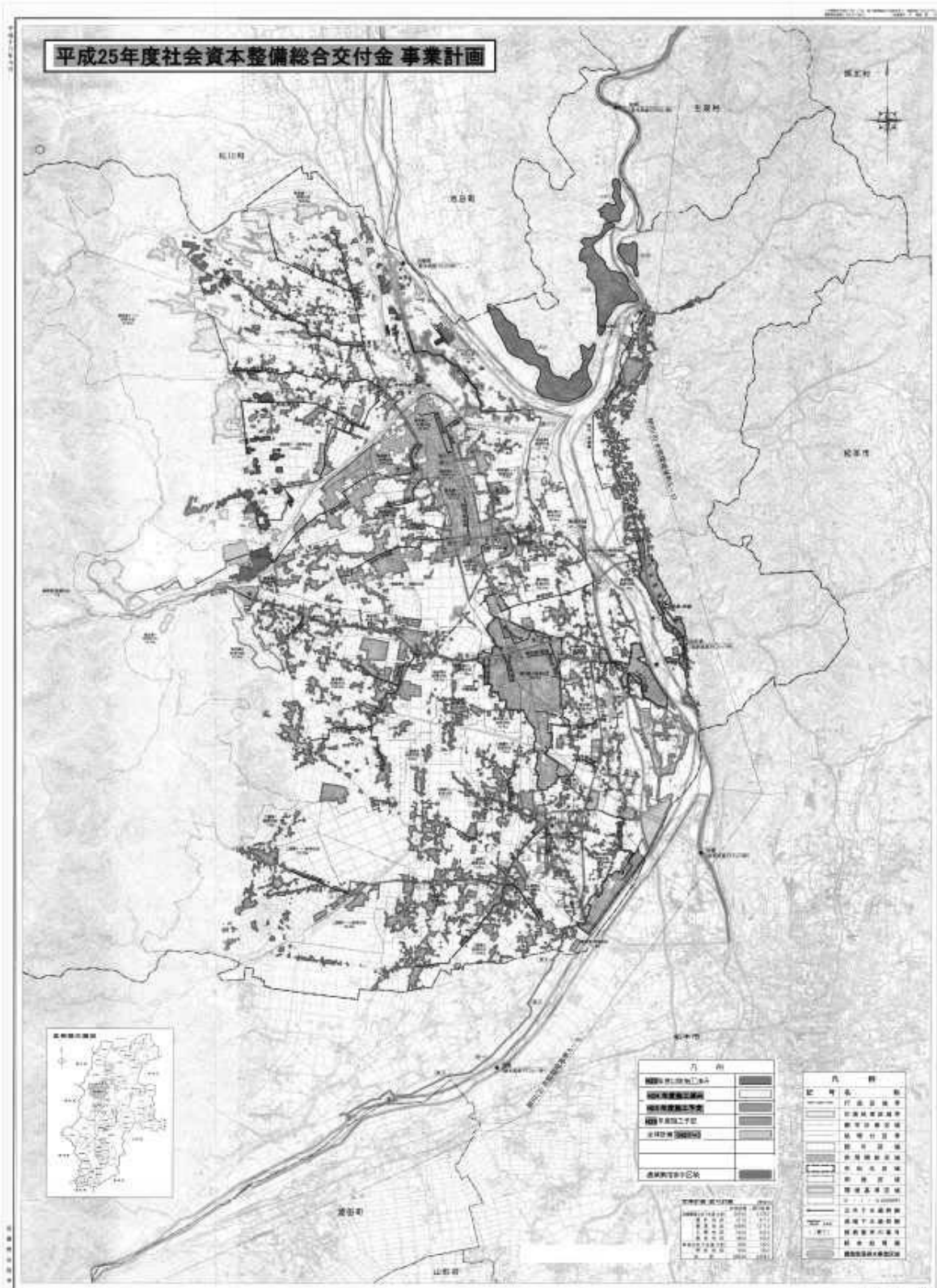
平成 10 年度には公共下水道の認可区域を 260ha 拡大するとともに、穂高地域北部の有明地区 130ha を特定環境保全公共下水道として事業認可区域とした。

平成 15 年度時点で土地利用の変化から全体計画を見直し、平成 16 年度に公共下水道既認可区域の隣接で宅地化された区域 49ha と未認可区域である北穂高地区の 125ha の事業認可を追加した。

平成 18 年度には町村合併に伴い、穂高町・豊科町・三郷村・堀金村の犀川安曇野流域下水道関連公共下水道事業を、犀川安曇野流域関連安曇野市公共下水道事業としての名称変更を行い、特定環境保全公共下水道事業認可区域に牧地区 36ha、有明地区南部 14.6ha と有明地区北部 4.9ha を追加し、認可区域を 350.5ha とした。

平成 24 年度には、穂高温泉供給株式会社の集中浄化槽で整備済みの区域を中心に 364.4ha の事業計画区域拡大を行い、将来の宅地化が困難となった 4.3ha を削除し現在に至っている。

【資 料】									
○下水道整備状況の推移									
	計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率	整備率 前年比	年度の 整備面積 (ha)	直接事業費 (千円)	行政人口	処理人口	普及率
平成18年度	3,823.0	2,779.0	72.7%	4.5%	122.0	3,448,132	97,091	78,190	80.5%
平成19年度	3,823.0	2,869.7	75.1%	2.4%	90.7	2,706,201	97,533	80,850	82.9%
平成20年度	3,823.0	2,911.6	76.2%	1.1%	41.9	1,713,939	97,443	81,711	83.9%
平成21年度	3,823.0	2,953.8	77.3%	1.1%	42.2	1,349,847	97,400	81,909	84.1%
平成22年度	3,823.0	2,999.1	78.4%	1.2%	45.3	1,070,070	97,639	82,412	84.4%
平成23年度	3,692.6	3,037.1	82.2%	3.8%	38.0	807,454	97,795	83,905	85.8%
平成24年度	3,692.6	3,058.5	82.8%	0.6%	21.4	585,886	97,756	84,303	86.2%



⑧ 商工振興事業 企業支援助成事業

No.	23	—	5	基本事務事業名	商工振興事業	事務事業名	企業支援助成事業	公的関与	9	当初 P・D 作成日	平成24年6月26日			
当初 部局名	商工観光部			当初 課名	商工労政課	当初 主務課長名	高橋 利実	当初 P・D作成者	嶺村 昇治					
						最終 主務課長名	高橋 利実	最終 P・D作成者	嶺村 昇治					
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		□ 3 全部委託				
	○ 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			□ 2 一部委託		☑ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		活力ある商工観光業を振興するまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		工業の振興		平成 24 年	～	平成 年	☑	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		② 産業基盤の整備		根拠法令等	商工振興条例、同条例施行規則						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市内企業(市内に事業所を有する者、または中小企業団体)												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	企業の競争力強化や新産業創出のための産業支援機能を充実させ、企業ニーズを踏まえた生産基盤整備展開による田園産業都市モデルの実現											
		今年度	新規補助事業も含めて制度のPRをして、企業支援をする。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 工場用地の取得や工場の設置、移設、増設した企業に対して支援する。													
	② 生産設備の取得により新規雇用があった企業を支援する。													
	③ 空き工場を賃借して事業を行う企業を支援する。													
	④ 新事業・新技術の開発、研究を行う企業を支援する。													
	⑤ 県外の工業展、商談会等に3社以上が協力出展して、自社製品、技術を紹介する企業を支援する。													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度当初	最終目標						
	補助金申請件数	工業振興のための助成制度の活用状況を把握するため	件	目標			10	20						
				実績			15							
				目標										
				実績										
				目標										
				実績										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	7	項	1	目	2	事業コード	133010	事業名称	商工振興事業
DO 直接事業費	平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考							
	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円								
	県支出金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円								
	地方債	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円								
	その他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円								
	一般財源	千円	0 千円	0 千円	6,647 千円									
	計(A)	0 千円	0 千円	0 千円	6,647 千円									
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類													
	人件費(B)	人	0 千円	人	0 千円	0.163 人	1,274 千円							
全体事業費(A+B)		0 千円		0 千円		7,921 千円								

チェック項目		一次評価者		二次評価者								
		第2 段階 評価実施日	職名	第2 段階 部局名	職名							
			所属課		部長							
			商工観光部商工労政課		商工観光部							
		平成25年3月28日	嶺村昇治 工業振興担当係長		大内善司 部長							
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	○ 少ない	● 大きい	新たな企業を誘致するだけでなく、市外や海外に移転を模索する企業もあり、留置策という観点からも既存企業を支援することも大事である。このため平成24年度から新しい補助メニューを創設して充実させた。	平成25年4月1日							
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	○ ない	● ある		○ 少ない	● 大きい						
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	○ ない	● ある		○ ない	● ある						
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	○ いる	● いない		○ ない	● ある						
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	○ いえない	● いえる	企業が収益を上げるために、設備投資による事業拡大の支援や新製品、新技術開発の支援により、マンネリ化した操業を打破し、発展していくのに効果的である。	○ いえない	● いえる						
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	○ いえない	● いえる		○ いえない	● いえる						
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	○ する	● しない		○ する	● しない						
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	○ できない	● できる		○ できない	● できる						
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	○ 目標に比べて劣っている		技術・製品等展示会出展事業7件、新製品・新技術開発支援事業5件、生産設備取得事業1件、空き工場等活用促進事業2件の申請があった。	○ 目標に比べて劣っている							
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	○ あまり上がっていない			○ あまり上がっていない							
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	● 概ね達成している			● 概ね達成している							
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	○ 十分達成している			○ 十分達成している							
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	● 高い	○ 適当	企業が成果を上げるのはこれからなので、1については判断できない。	● 高い	○ 適当						
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	● できる	○ できない		● できる	○ できない						
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	● ある	○ ない		● ある	○ ない						
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	○ ある	● ない		○ ある	● ない						
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 1	総合評価 B	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 1	総合評価 B	
	今後の方向性	● 拡大・充実 ○ 縮小	○ 現状維持 ○ 統合/終期設定	○ 方法改善 ○ 廃止/休止	○ 民間委託等	● 拡大・充実 ○ 縮小	○ 現状維持 ○ 統合/終期設定	○ 方法改善 ○ 廃止/休止	○ 民間委託等			
	当面の課題	補助制度のさらなる周知と、企業の新たなニーズに対応できるようなメニューの検討が必要となる。					二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	産業振興連携推進会議を立ち上げ、異業種間の連携による新製品等の開発や起業を目指すため、工業のみならず、他業種に対する補助制度を検討する。					効率性において評価を下けているのは、企業を取り巻く環境が目まぐるしく短期間で変化している中で、状況把握や分析を行政時間で動いていることによる。					
	委員会指摘事項											

事業シート(補足説明)																
事業名	企業支援助成事業															
事業内容 (手段・手法など)	第1次安曇野市総合計画において、①新産業の創造、②生産基盤の整備、③経営の安定化、を柱にした工業の振興策を実現すべく、平成22年度から10年間の「安曇野市工業振興ビジョン」を策定しました。 ビジョンに掲げた基本方針は、 (1)企業競争力の強化や新産業創出を先導する産業支援機能の充実 (2)企業ニーズを踏まえた生産基盤整備展開による、田園産業都市モデルの実現 (3)ものづくりの精神をはぐくみ、技術と技能を継承・高度化できる人材の確保・育成 以上の方針に基づき、現在実施している主な施策は次のとおりです。 ア 産業支援コーディネータの配置 イ 中小企業のための市制度資金の融資あっせん ウ 企業への助成制度の充実 エ 人材育成セミナー このうち、ウが企業支援助成制度であります。企業誘致や企業留置のためには不可欠なツールであります。(資料1を参照) この制度はホームページに掲載のほか、商工会会報にてPRしてもらうなどし、さらに前述のアにおける産業支援コーディネーターが、各企業を訪問する際に紹介し、該当しそうな補助事業についてアドバイスして、申請にこぎつけております。 製造業中心だった企業訪問も、平成25年度からは食品系の企業にまで範囲を拡大してさらなる支援をしていきます。 他市でも企業の助成制度はあります(資料2を参照)が、安曇野市が取り入れていないメニューについても、企業の要望を聞きながら検討していきます。 この事業の効率性ですが、事業所数、従業者数、製造品等出荷額については、毎年実施しています基幹統計調査である工業統計調査で把握できますが、時差が生じます。助成制度のメニューの中には事業所数や従業者数の増を直接把握できるものもあります。いずれにしても、平成24年度に新メニューを創設したばかりで、実績も乏しいため、これから効果(雇用、税収面など)等の検証をしていきたいと考えております。 企業支援のための制度であるので、予算の範囲内で打ち切るわけにはいかず、予算が膨らむ可能性もあります。															
	<table><tr><td>生産設備取得事業</td><td>1件</td><td>1,906,000円(3年間決定額 5,717,000円)</td></tr><tr><td>空き工場等活用促進事業</td><td>2件</td><td>1,250,000円</td></tr><tr><td>技術・製品等展示会出展事業</td><td>7件</td><td>1,050,000円</td></tr><tr><td>新製品・新技術開発支援事業</td><td>5件</td><td>2,441,000円</td></tr><tr><td>計</td><td>15件</td><td>6,647,000円</td></tr></table>		生産設備取得事業	1件	1,906,000円(3年間決定額 5,717,000円)	空き工場等活用促進事業	2件	1,250,000円	技術・製品等展示会出展事業	7件	1,050,000円	新製品・新技術開発支援事業	5件	2,441,000円	計	15件
生産設備取得事業	1件	1,906,000円(3年間決定額 5,717,000円)														
空き工場等活用促進事業	2件	1,250,000円														
技術・製品等展示会出展事業	7件	1,050,000円														
新製品・新技術開発支援事業	5件	2,441,000円														
計	15件	6,647,000円														
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	資料2を参照のこと。															
特記事項 (事業の沿革等)	合併以前から旧町村においても企業支援制度がありました。工場等設置事業、工場用地取得事業、工場等緑化事業などがそうですが、どちらかというと産業団地への企業誘致のための制度でした。引き続き企業誘致も進めますが、企業留置の観点から市内で操業している既存企業への支援も強化するために、平成24年度からメニューを新たに増やし、コーディネーターが企業訪問時に意見、要望を伺い、規則や要綱を改正して申請しやすい条件整備をしてきました。 第1次安曇野市総合計画の後期基本計画(平成25年度～平成29年度)では、市の将来都市像を「北アルプスに育まれ共に響き合う田園産業都市安曇野」と改めました。そして、3つの重点施策を定め、そのひとつが「活力あふれるまちづくり」であり、積極的な産業振興で雇用の場の確保を図っております。企業支援により工業振興を図り、雇用の場の確保につなげていきたいものです。															

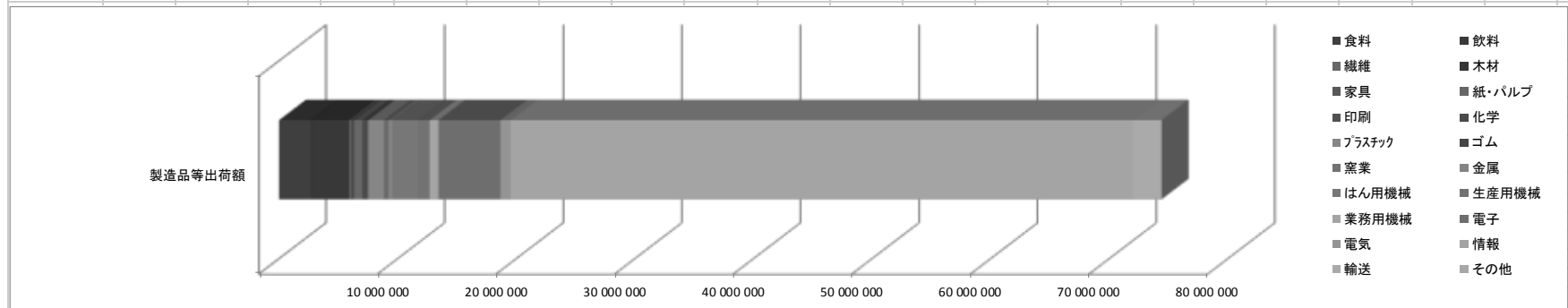
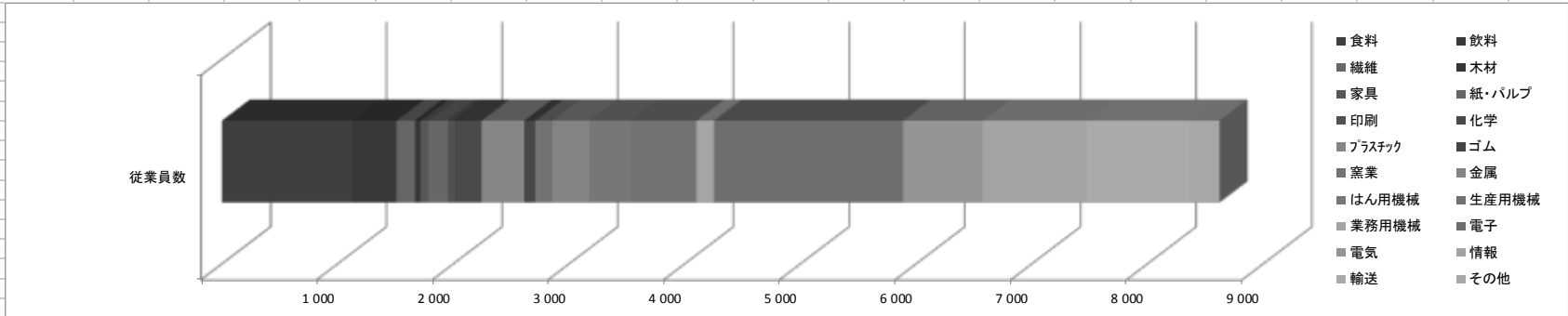
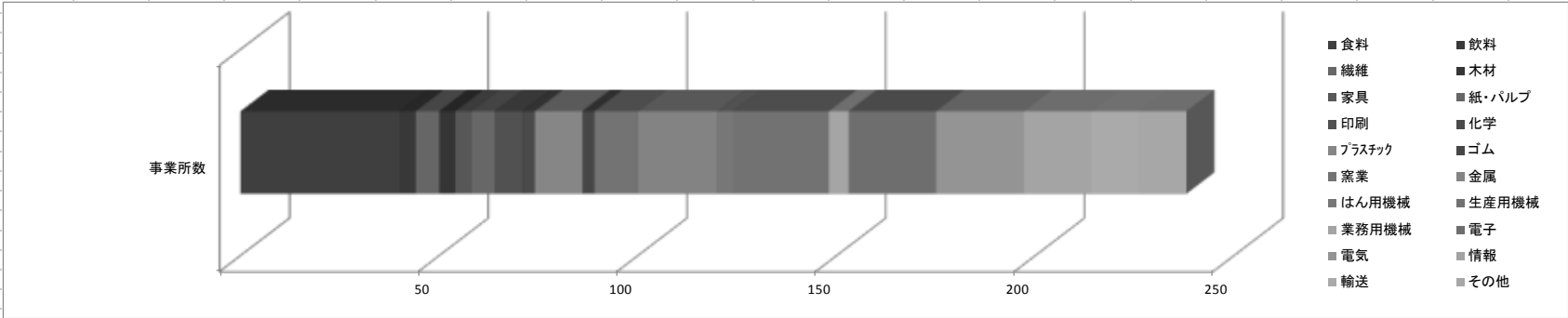
安曇野市工業助成制度		資料1	
事業名	内 容	補助要件	経費、補助率、限度額等
工場等設置事業	特定地域内(※1)に工場等を新設、移設又は増設した場合及びそれに伴い新たに取得した償却資産に係る固定資産税相当額を第3年度まで助成する。	工場等の新設、移設又は増設に直接要する経費が3,000万円以上のものであること。	新設、移設又は増設した建物及びそれに伴い取得した償却資産に係る固定資産相当額を第3年度まで補助。ただし3か年の合計額は3,000万円を限度とする。
生産設備取得事業	市内で生産設備を取得した場合補助金を交付し助成する。	生産設備の取得に伴い新規常勤雇用者が一定数(※2)増加するものであること。	生産設備の取得費に100分の10を乗じて得た額以内とし、5,000万円を限度に3年間の分割補助
工場用地取得事業	工場等を新設、移設又は増設するため特定地域内にその用地を取得する場合、取得用地の固定資産税相当額を第3年度まで助成する。	用地取得後3年以内に操業を開始すること。	取得用地に係る固定資産税相当額を第3年度まで補助。ただし3か年の合計額は2,000万円を限度とする。
空き工場等活用促進事業	中小企業者等が空き工場を賃借して事業を営む場合に家賃の一部を助成する。	原則として5年以上継続して操業すること。	家賃相当額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、月額15万円を限度とする。ただし、補助金の交付は3年以内とする。
技術・製品等展示会出展事業	展示会等において、自社で開発した製品を出展し、又は自社の技術を紹介する場合にその費用の一部を助成する。	長野県外の工業展、商談会等に市内の中小企業者等が3社以上で協力して出展するもの。又は、市長が特に認めた展示会等へ市内の中小企業者が出展するもの。	出展小間料及び小間内装飾費用に3分の1を乗じて得た額以内とし15万円を限度とする。ただし補助金の交付は1事業者につき1年度あたり1回とする。
新製品・新技術開発支援事業	新製品、新技術の開発又は研究を行う場合にその経費の一部を助成する。	新製品・新技術開発事業審査会の事業採択を受けたものであること。	補助対象経費に100分の50を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。
工場等緑化事業	工場等の環境整備のための緑地を設置するものに、その費用の一部を補助する。	(1)工場等の敷地面積が1,000㎡以上 (2)直接経費50万円以上	当該緑地の設置(新たに設置したものに限る。)に直接要した経費に100分の20を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。
国際標準化機構認証取得受診事業	中小企業者が、国際標準化機構の認証を取得するため、事前診断を受診するものに、その費用を補助する。	中小企業支援法の規定による登録を受けた中小企業診断士等によるものであること。	当該診断を受診するに直接要した経費とし、10万円を限度とする。
高度情報化推進事業	特定地域内に工場等を有する企業が、当該工場等に高速情報通信を可能にするための設備を設置するものに、その費用の一部を補助する。	通信事業者の提供する光ファイバーケーブルによるインターネット接続サービスを利用するものであること。ただし、宅内終端装置までの設備費用に限る。	当該情報通信サービスを利用するために直接要した経費に100分の50を乗じて得た額以内とし、10万円を限度とする。
※1 特定地域:	ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域 イ 工場立地法(昭和34年法律第124号)第2条に規定する工場適地 ウ 市が造成した産業団地 エ その他市長が特に認める地域		
※2 一定数:		研究所	その他
	常勤雇用者が100人以上の中小企業	1人以上(取得総額2千万円以上)	3人以上(取得総額5千万円以上)
	常勤雇用者が20人以上100人未満の中小企業	1人以上(取得総額2千万円以上)	2人以上(取得総額3千万円以上)
	常勤雇用者が20人未満の中小企業	1人以上(取得総額2千万円以上)	1人以上(取得総額2千万円以上)
	上記以外	5人以上(取得総額2億円以上)	10人以上(取得総額5億円以上)

県内19市の工業関係助成制度比較														資料2		
														H25.5月現在		
	工場用地取得事業	工場等設置事業	公害防止施設設置事業	企業立地支援事業	生産設備取得事業	工場等緑化事業	常用雇用者創出事業	事業所等改修事業	空き工場等活用促進事業	従業員福利厚生施設設置事業	技能者養成施設設置事業	新製品・新技術開発支援事業	販路拡大展示会出展事業	製造業等活性化支援事業	製造業等人材育成事業	新産業創出グループ支援事業
長野市	○	○	○			○	○	○					○			
松本市	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	
上田市	○	○	○							○	○	○	○		○	○
岡谷市	○	○		○	○							○	○		○	
飯田市	○	○			○	○	○									
諏訪市	○	○										○				
須坂市	○	○	○			○			○	○		○	○		○	
小諸市	○	○	○							○		○	○		○	
伊那市	○	○				○	○					○	○			○
駒ヶ根市	○	○	○						○	○			○		○	
中野市	○	○										○	○		○	
大町市	○	○	○			○				○						
飯山市	○	○	○													
茅野市	○	○	○				○					○	○			
塩尻市	○	○				○				○		○	○		○	
佐久市	○	○	○	○			○			○		○				
千曲市	○	○	○						○				○		○	○
東御市	○	○			○											
安曇野市	○	○			◎	○			◎			◎	○			
※◎はH24年度から新設した事業																

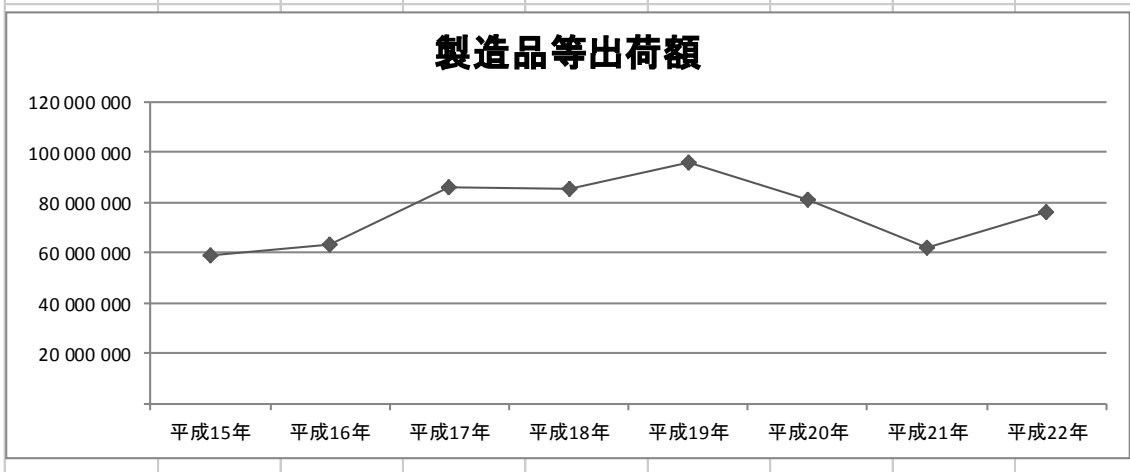
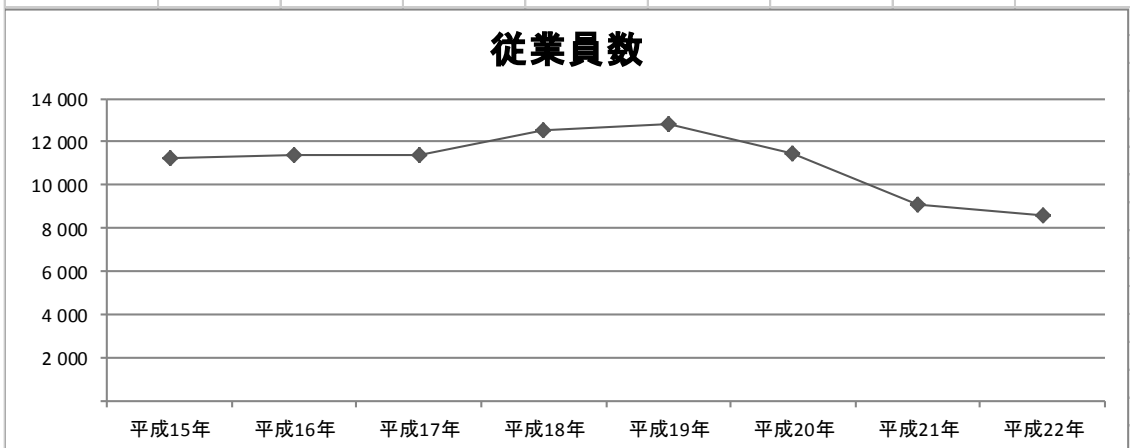
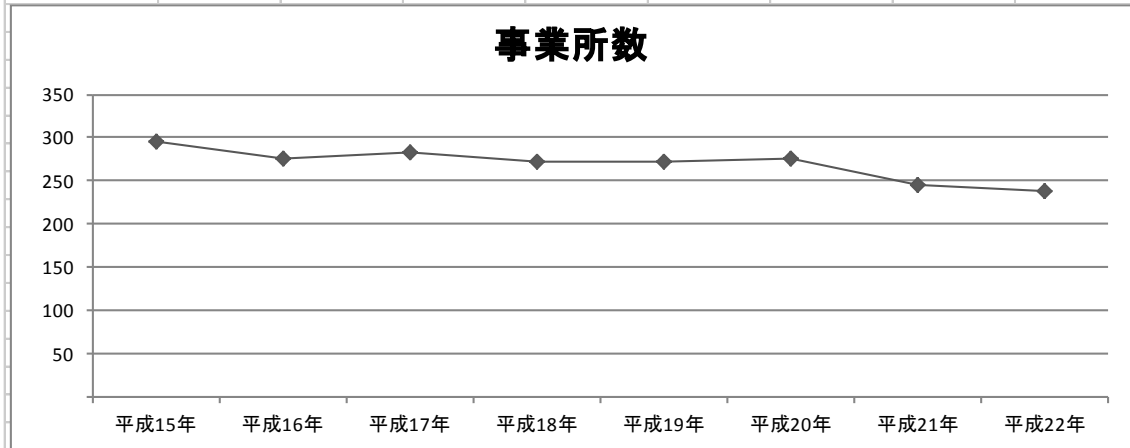
安曇野市の工業（業種別の事業所数、従業員数、製造品等出荷額）の状況（平成22年度工業統計より）資料3

	食料	飲料	繊維	木材	家具	紙・パルプ	印刷	化学	プラスチック	ゴム	窯業	金属	はん用機械	生産用機械	業務用機械	電子	電気	情報	輸送	その他	計
事業所数	40	4	6	4	4	6	7	3	12	3	11	20	4	24	5	22	22	17	12	12	238
従業員数	1 139	368	162	46	62	176	65	224	373	92	141	335	360	558	152	1 633	686	889	907	255	8 623
製造品等出荷額	2 718 246	3 192 920	233 441	92 635	101 805	708 569	33 678	414 112	1 412 636	62 457	250 542	409 515	2 147 271	916 279	748 167	5 211 345	829 181	52 433 688	2 397 020	99 783	74 413 290

※製造品等出荷額の単位は万円



安曇野市の工業（年度別の事業所数、従業員数、製造品等出荷額）の状況						（各年度工業統計より）		資料4
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	295	275	282	272	273	276	245	238
（県内順位）	7	7	7	7	7	7	7	7
従業員数	11 279	11 381	11 367	12 525	12 830	11 494	9 072	8 623
（県内順位）	5	4	4	4	4	4	6	7
製造品等出荷額	59 138 990	63 231 595	86 138 347	85 633 658	95 545 769	81 144 925	62 283 914	75 904 143
（県内順位）	1	1	1	1	1	1	1	1



⑨ 消防団運営事業 消防団組織見直事業

No.	8	—	1	基本事務事業名	消防団運営事業	事務事業名	消防団組織見直事業	公的関与	4	当初 P・D 作成日	平成24年6月25日			
当初 部局名	総務部			当初 課名	危機管理室	当初 主務課長名	白澤 弘	当初 P・D作成者	古幡 彰					
						最終 主務課長名		最終 P・D作成者						
事業区分	☒ 1 ソフト事業 ☐ 2 経常的事務事業		☐ 3 施設等整備事業 ☐ 4 施設の管理・運営		☐ 5 補助・負担・支援 ☐ 6 内部事務・その他		事業運営方法	☒ 1 直営 ☐ 2 一部委託		☐ 3 全部委託 ☐ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		災害に強いまち		事業の開始・終了							
	☒ 1 該当 ☐ 2 非該当		施 策		防災対策の充実		平成 24 年	～	平成 26 年	☐ 期間設定なし				
	具体的施策		③ 消防体制の充実		根拠法令等									
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市消防団												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	消防団詰所の耐震診断結果に基づき、分団・部の再編成について検討する。											
		今年度	本年度は3箇所の詰所の耐震補強工事を予定しているが、平成26年度に耐震補強工事を予定している2箇所の詰所(部)について、7月には第二次中間答申として、該当の詰所(部)の統合について消防委員会からの答申が予定されているため、内容についての検討を行う。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 消防委員会の開催及び協議(年6回を予定)													
	② 消防団幹部会議による検討													
	③ 地元区への説明会の実施													
	④													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度当初	最終目標						
	消防団詰所耐震補強工事	23箇所の詰所の内、10箇所の耐震補強工事により必要耐力を満たさせる。	箇所	目標			3	10						
				実績										
				目標										
				実績										
				目標										
				実績										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	9	項	1	目	3	事業コード	142010	事業名称	消防施設維持管理費
DO 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度予算		備考					
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	0	千円	0	千円	0	千円						
		県支出金	0	千円	0	千円	0	千円						
		地方債	0	千円	0	千円	0	千円						
		その他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円						
		一般財源	0	千円	0	千円	13,020	千円						
		計(A)	0	千円	0	千円	13,020	千円						
		(内臨時職員経費)	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円
		臨職種類												
	人件費(B)	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円	0.667	人	5,214	千円	
全体事業費(A+B)	0		千円	0		千円	18,234		千円					

チェック項目		一次評価者		古幡 彰		二次評価者		宮田 聡								
		第2 段階	職名	室長補佐		第2 段階	職名	部長								
			所属課	総務部危機管理室			部局名	総務部								
			評価実施日	平成25年3月14日			評価実施日	平成25年3月22日								
				一次評価の説明												
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	消防委員会から答申された内容に基づき、分団・部の統廃合を行い、有事の際の出動団員の確保をする。				☐ 少ない	☒ 大きい							
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある					☐ ない	☒ ある							
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある					☐ ない	☒ ある							
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない					☐ いる	☒ いない							
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	部の統廃合により、耐震改修工事が不要となるため、市の財政的負担が少なくなる。				☐ いえない	☒ いえる							
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる					☐ いえない	☒ いえる							
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない					☐ する	☒ しない							
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる					☐ できない	☒ できる							
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	統廃合の該当分団が管轄している区へ出向き、住民説明会を開催し、一定の理解を得ることができた。				☐ 目標に比べて劣っている									
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない					☐ あまり上がっていない									
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している					☒ 概ね達成している									
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している					☐ 十分達成している									
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	分団・部を統合することにより、管轄する区域は広がるが、団員数が多くなるため、今まで以上に予防消防活動等を実施できる。				☐ 高い	☒ 適当							
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない					☐ できる	☒ できない							
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない					☐ ある	☒ ない							
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない					☐ ある	☒ ない							
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A					
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等							
	当面の課題	部を統合した場合、既存の詰所を防災倉庫として活用する方向である旨、地元区に説明してあるため、防災倉庫としてのあり方を費用対効果も考慮し検討していく必要がある。					二次評価での指摘事項 消防団員数の減少、消防団詰所の耐震診断結果等を考慮するなか、地理的条件及び管轄区域と出場範囲の見直しなどを行うなか、組織の見直しを進めていただきたい。									
	改革案と実行計画											廃止となる部の詰所(2か所)の防災倉庫利用の内容を検討し、地元区に対し説明会等を開催する。				
	委員会指摘事項															

事業シート(補足説明)	
事業名	消防団運営事業
事業内容 (手段・手法など)	【事業の目的、その理由、背景】 ・消防組織法により設置された消防団は、同じく消防組織法による使命として「住民の生命・財産を災害から守らなければならない」とされており、円滑な消防活動に資するための業務である。 【事業の公共性】 ・消防組織法により、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定されており、市町村が管理しなければならない。 【手段の最適性】 ・大規模災害時には、多数の負傷者が発生するので、消防署だけでは対応できない。 ・消防団は地域に密着しているので、消防署で知らない地域の事情を詳しく知っている。 ・東日本大震災では、被災地の消防団は、多数の団員が殉職するなど大変厳しい状況のなか、広域的な活動を長期間にわたり実施し、地域住民から高く評価された。さらに当市は、糸魚川-静岡構造線活断層帯による大規模地震発生切迫性が指摘されており、消防団の役割が益々重要と考える。 【課題・手法】 ・就業形態の変化や少子化により、消防団員の担い手の減少が危惧されるなか、災害の複雑多様化、地域の連帯意識の希薄化等消防団を取り巻く環境の変化に対応し、地域防災力に充実のため、消防団の活動拠点である消防団詰所の耐震化を進めるなか、市消防委員会から答申された分団・部の再編成について地理的条件等を考慮し、耐震改修工事を進め、より活動環境整備を推進し、市消防団の実態にあった組織の整備を行う。
平成24年度 事業実績	・平成24年度、明科地域において、消防団員適齢年齢18～40歳男性が最も不足し、団員が集まることができず、出勤ができないこともあった部を再編するべく区等と調整し、地域防災力強化のために、統合により活動しやすい体制を整えよう調整中である。 ・消防団詰所耐震改修工事について、3詰所(6-2(明科)、8-1(上押野・下押野)、8-3(南陸郷)を実施 工事費13,020,000円
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	【他自治体の消防団の組織概要】 ・松本市(人口5/1現在:243,064人)(組織の見直し無) - 分団数43、部数115、団員条例定数2,169、実数2,093 ・塩尻市(人口5/1現在:67,343人)(組織の見直し無) - 分団数7、部数39、団員条例定数900、実数899 ・大町市(人口5/1現在:29,737人)(組織の見直しを検討、今後、部の統合を予定) - 分団数7、部数29、団員条例定数835、実数720 ・佐久市(人口5/1現在:100,142人) - 分団数23、部数47、団員条例定数1,842、実数1,787 ・飯田市(人口5/1現在:106,921人) - 分団数18、部数38、団員条例定数1,395、実数1,271
特記事項 (事業の沿革等)	・安曇野市:分団数16、部数39、団員条例定数1,090、実数971(人口5/1現在:99,232人) ・平成21年1月30日付け安曇野市長名により、市消防委員会に対し8項目の諮問が行われ、この答申を受け、消防団詰所の耐震診断結果に基づき、分団・部の再編成について検討を行う。

20 防災Ｃア-14 第 9 号

平成 21 年 1 月 30 日

安曇野市消防委員会委員長 様

安曇野市長 平林 伊三郎

諮 問 書

下記事項について、安曇野市消防委員会条例第 2 条に基づき意見を求めます。

記

- ・消防団組織の見直しに関する事 21. 12. 21
- ・本部体制の充実に関する事 21. 12. 21
- ・消防団員の退団年齢に関する事 21. 12. 21
- ・火災出場範囲の見直しに関する事
- ・各分団・部の再編成に関する事 24. 7. 8/
- ・音楽喇叭隊のあり方に関する事 25. 5. 22
- ・女性消防隊のあり方に関する事 25. 5. 22
- ・消防団補助金のあり方に関する事

諮問の趣旨

ご承知のとおり安曇野市消防団は、平成 17 年 10 月 1 日、安曇野市の誕生と同時に 5 町村の消防団が統合し、現在に至っております。その後、より均衡がとれ、活動しやすい組織となるべく検討を重ね、組織改革が行われました。

しかしながら、消防団組織や分団・部の再編成など、今後、更なる検討が必要であると考えております。

また、社会環境の変化に伴うサラリーマン団員の増加や、団員不足等さまざまな課題に直面しており、こうした諸問題に対応するための具体的な対策も求められております。

つきましては、今後の安曇野市消防団の組織体制等につきまして、ご審議をお願いします。

安曇野市消防委員会第二次中間答申

～分団・部の再編成について～

平成24年7月

安曇野市消防委員会

安曇野市消防委員会

委員長	中 野 博 夫	(豊科地域選出)
職務代理者	小 林 光 男	(穂高地域選出)
委 員	二 木 弘	(豊科地域選出)
委 員	宮 澤 一 雄	(明科地域選出)
委 員	高 橋 博 明	(明科地域選出)
委 員	金 盛 順 一	(穂高地域選出)
委 員	丸 山 重 隆	(堀金地域選出)
委 員	丸 山 一 雄	(堀金地域選出)
委 員	丸 山 胖	(三郷地域選出)
委 員	鈴 木 清 富	(三郷地域選出)
委 員	片 桐 久 夫	(豊科消防署長)
委 員	寺 畑 佳 司	(安曇野市消防団長)

以上 12 名

平成 24 年 7 月 31 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市消防委員会
委員長 中野 博夫

安曇野市消防委員会第二次中間答申について

消防回は、市民の生命、身体及び財産を守るため、地域防災の中核的存在として、地域の安全・安心に大きな役割を果たしています。

特に、昨年 8 月 11 日に発生した「東日本大震災」では、消防回員も被災された中、災害現場での復旧活動等により、消防回の実在や活動の重要性が再認識されました。

安曇野市消防回は、平成 17 年 10 月、安曇野市の誕生と同時に回員定数 1,096 名で発足しました。その後、均衡とれた組織となるよう、組織改革が行われ、平成 20 年 4 月からは幹部体制の見直しによる回員定数 1,094 名への改正、また平成 22 年 4 月からは方面隊長制の廃止に伴い回員定数を 1,090 名とし、現在にいたっています。

しかしながら、消防の常備化の進展、少子高齢化社会の到来や、社会環境の変化に伴うサラリーマン回員の増加や回員不足等、消防回はさまざまな課題にも直面しています。

こうした諸問題に対応するため、平成 21 年 1 月には、本委員会へ「消防回の組織見直しに関する事」、「本部体制の充実に関する事」、「火災出場範囲の見直しに関する事」、「各分回・部の再編成に関する事」、「音楽隊・女性消防隊のあり方に関する事」、「消防回補助金のあり方に関する事」の 8 項目について、本委員会へ提言が求められました。

これを受けまして、本委員会では、平成 21 年 12 月 21 日に中間答申を行いました。

平成 23 年度からは、諮問事項の中で未検討でありました「各分回・部の再編成に関する事」について、消防回の現状と、消防回詰所の耐震問題を考慮し、検討を重ねた結果、別紙のとおり第二次の中間答申として取り纏めましたので提出します。

分団・部の再編成に関すること

経緯

平成17年10月1日、豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町の5町2村が合併し、安曇野市が誕生いたしました。

消防団組織については、平成15年8月11日に開催されました「第9回安曇野地域任意合併協議会」において、現時点での再編成は行わず、合併後5年を目途に検討することで確認・決定された後、合併法定協議会で確認され、旧町村の体制のままで「安曇野市消防団」が発足いたしました。

第1 消防団の現状

1. 社会情勢等の変化

消防団は、生業を持ちながらも「自分の地域は自分で守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、昼夜を分かたず各種災害に立ち向かい、地域の安心・安全の確保に大きく貢献しており、各地域の実情に精通した地域住民から構成されているため、地域密着性、要員動員力及び即時対応力のもとより、地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たし、地域住民から大いに期待されています。

しかしながら、消防の常備化、少子高齢化社会の到来や、産業・就業構造の変化等に伴い、全国的に見ても消防団員は減少傾向にあり、安曇野市においても、本年度は定数を103名割っているのが現状です。

2. 安曇野市消防団の現状

平成17年の合併当初より、16分団39部、団員定数1,096名でスタートし、平成20年度は副団長の2名減により1,094名に、平成22年度は、方面隊長制度の廃止により4名減の1,090名とし、現在の定数に至っております。

なお、各年度の団員定数及び実団員数は、次のとおりです。

年度	団員定数	実団員数	充足率	備考
17	1,096	1,016	92.9%	
18	1,096	1,046	92.7%	
19	1,096	1,028	93.8%	
20	1,094	1,006	92.0%	H20年3月26日条例第4号による定数改正
21	1,094	989	90.4%	
22	1,090	980	90.0%	H22年3月29日条例第4号による定数改正
23	1,090	994	91.2%	
24	1,090	987	90.6%	

3. 分団別団員定数及び管轄人口・世帯数				表-1						
地域/分団/管轄区域/部				団員 定数	団員 実数	人口	世帯数	団員定数1人あたり		
								人口	世帯数	
豊科	1分団	上島羽、下島羽	第1部	21	23	2,561	949	122	45	
		本村、吉野	第2部	21	19	3,337	1,334	159	64	
	2分団	成相	第1部	27	29	3,460	1,456	128	55	
		新田	第2部	27	26	3,551	1,514	133	56	
	3分団	寛々部、たつみ原、飯田、下飯田	第1部	33	27	4,613	1,852	140	56	
		中曾根、熊倉	第2部	26	27	1,751	629	67	24	
	4分団	寺所、踏入	第1部	21	24	1,553	557	75	28	
		細堂、重柳	第2部	33	24	2,529	967	77	29	
	5分団	田沢、小瀬幅、大口沢、光、松坂	第1部	41	34	2,217	774	54	19	
		徳治郎、アルプス	第2部	20	20	1,912	743	96	37	
明科	6分団	明科	第1部	22	20	1,322	476	60	22	
		町、宮中	第2部	15	14	1,524	542	102	36	
		大足	第3部	11	5	309	114	25	10	
		光	第4部	15	16	1,050	393	72	26	
	7分団	潮	第1部	22	22	725	245	33	11	
		木戸、上生野	第2部	11	5	291	101	26	9	
		潮沢	第3部	13	5	420	167	32	13	
	8分団	上押野、下押野	第1部	20	21	1,523	560	76	28	
		萩原、塩川原	第2部	22	16	1,134	410	52	19	
		南陸部	第3部	23	17	604	205	26	9	
	徳高	9分団	等々力	第1部	17	17	1,233	405	73	24
			徳高	第2部	21	21	3,873	1,420	154	65
			徳高町、等々力町	第3部	35	35	3,702	1,499	106	43
10分団		青木花見、狐島、島新田	第1部	41	35	2,725	1,005	67	25	
11分団		古殿、立足、宮城	第1部	20	16	3,257	1,295	163	65	
		新屋	第2部	19	19	1,570	714	95	35	
		橋爪、耳塚	第3部	15	17	1,673	566	93	31	
		瀬下、富田、小岩岳、豊里	第4部	20	19	4,275	1,655	214	54	
12分団		牧	第1部	17	17	1,225	490	72	29	
		久保田、塚原	第2部	17	17	1,556	625	111	37	
		矢原、柏矢町、白金、柏原	第3部	40	25	7,594	2,903	190	73	
堀金	13分団	岩原、倉田、上堀	第1部	31	31	3,292	1,105	106	36	
		中堀、下堀、扇町	第2部	31	31	3,616	1,279	117	41	
		小田多井、田尻、田多井	第3部	31	31	2,425	810	75	26	
三郷	14分団	北小倉、南小倉、東小倉、室町	第1部	35	35	2,355	953	63	25	
	15分団	野沢、上長尾、下長尾	第1部	35	36	4,925	1,722	141	49	
		楡、住吉	第2部	23	22	1,663	579	72	25	
	第16分団	七日市場、一日市場、二木	第1部	39	39	6,134	2,203	157	56	
		及木、中堂	第2部	23	23	3,567	1,324	155	53	
※1 団員定数・実数…本部除く・正副分団員を除く										
※2 人口・世帯数…安曇野市住民基本台帳				団員定数	団員実数	人口計	世帯数計	人口/世帯数	世帯数/世帯数	
平成24年3月1日現在(外国人を除く)				960	895	97,803	36,645	102	38	

第2 分団・部の再編成についての検討

○ 検討理由

団員不足、また団員のサラリーマン化により、有事の際の出動団員の確保が困難になってきている。そのため、部を統合するなどし、管轄区域を大きく区割りすることなどにより、有事の際等の出動団員の確保を図る体制づくりをする必要がある。

1. 合併前の旧消防団の現状

平成15年4月1日現在

区分	条例定数	実団員数	分団数	備考
旧豊科町消防団	295人	295人	10分団	
旧穂高町消防団	284人	269人	11分団	
旧三郷村消防団	170人	170人	5分団	
旧堀金村消防団	98人	98人	3分団	
旧明科町消防団	271人	228人	10分団	
計	1,118人	1,060人	39分団	

2. 統廃合の歴史（昭和29年以降）

●旧豊科町消防団

- ・昭和30年1月 合併により、19個分団として発足する。
- ・昭和34年4月 機構改革により、19個分団から9個分団に統合する。
- ・昭和49年4月 アルプス区に第10分団が発足し、10個分団となる。

●旧穂高町消防団

- ・昭和29年11月 合併により、11個分団として発足する。

●旧三郷村消防団

- ・昭和29年6月 合併により、9個分団として発足する。
- ・昭和48年4月 機構改革により、13個分団から5個分団に統合する。

●旧堀金村消防団

- ・昭和30年4月 合併により、8個分団として発足する。
- ・昭和58年4月 機構改革により、8個分団から3個分団に統合する。

●旧明科町消防団

- ・昭和30年4月 合併により、7個分団として発足する。
- ・昭和32年4月 分団区域の統合により、10個分団とする。

第3 消防団詰所の耐震診断について

表-2

1、消防団詰所耐震診断実施箇所一覧（豊科3箇所、明科9箇所、穂高6箇所、三郷5箇所）

番号	地区	施設名	建築年月日	階数	構造
1	穂高	第11分団第4部	S47.2	1階	1階軽量鉄骨造
2	穂高	第11分団第3部	S48.4	2階	1階CB2階木造
3	穂高	第10分団第1部（原島）	S48.9	2階	1階CB2階木造
4	明科	第8分団第2部	S49.9	2階	1階CB2階木造
5	穂高	第9分団第3部	S50.11	2階	1階RC2階木造
6	明科	第8分団第1部	S50.12	2階	1.2階木造
7	明科	第6分団第1部	S51.11	2階	1.2階鉄骨造
8	明科	第6分団第2部	S51.3	2階	1.2階木造
9	穂高	第12分団第2部	S51.9	1階	1階木造一部CB造（車庫）
10	三郷	第15分団第2部	S52.10	1階	1階木造一部CB造（車庫）
11	明科	第7分団第3部	S52.12	2階	1.2階木造
12	明科	第8分団第3部	S52.12	2階	1.2階木造
13	三郷	第15分団第1部	S52.7	1階	1階木造一部CB造（車庫）
14	穂高	第10分団第1部（青木花見）	S53.11	2階	1階CB造2階木造
15	三郷	第14分団第1部	S53.8	1階	1階木造一部CB造（車庫）
16	三郷	第16分団第1部	S53.8	1階	1階木造一部CB造（車庫）
17	三郷	第16分団第2部	S53.9	1階	1階木造一部CB造（車庫）
18	明科	第6分団第3部	S54.10	2階	1.2階木造
19	豊科	第3分団第1部	S54.12	1階	平屋木造
20	豊科	第5分団第2部	S54.2	1階	平屋木造
21	明科	第6分団第4部	S54.2	2階	1.2階木造
22	豊科	第4分団第2部	S55.11	1階	平屋木造
23	明科	第7分団第2部	S54.10	2階	1.2階木造

2、耐震診断の結果について

平成23年度に行った耐震診断の結果、2階建ての1階部分がコンクリート造りの車庫のため建替えが望ましい詰所が5箇所（N02.3.4.5.14）、軽量鉄骨ではあるが、耐震補強を行うより建替えが望ましい詰所が1箇所（N01）、木造で耐震補強が必要な詰所が10箇所（N06.8.11.12.18.19.20.21.22.23）、耐震補強とは別に、補修工事が必要な詰所が1箇所（N07）、木造平屋建ての詰所で、木造（居室）部分は耐震補強で済むが、車庫部分は耐震補強より建替えが望ましい詰所が6箇所（N09.10.13.15.16.17）となっている。

3、耐震補強工事の予定

平成23年度に開催した第3回及び第4回の消防委員会において協議した結果、まずは、耐震補強により必要耐力を満たすことが可能である10箇所の詰所の内、建築年月日及び診断総合評価を考慮し、3カ年をかけて順次、耐震補強工事を行うことを市に提案し、今年度予算に反映された。

○平成24年度予定

番号	地区	施設名	建築年月日	総合診断評価
N06	明科	第8分団第1部	昭和50年12月	0.18
N08	明科	第6分団第2部	昭和51年3月	0.18
N012	明科	第8分団第3部	昭和52年12月	0.18

○平成25年度予定

番号	地区	施設名	建築年月日	総合診断評価
N018	明科	第6分団第3部	昭和54年10月	0.18
N019	豊科	第3分団第1部	昭和54年12月	0.66
N021	明科	第6分団第4部	昭和54年2月	0.18

○平成26年度予定

番号	地区	施設名	建築年月日	総合診断評価
N011	明科	第7分団第3部	昭和52年12月	0.8
N020	豊科	第5分団第2部	昭和54年2月	0.7
N022	豊科	第4分団第2部	昭和55年11月	0.66
N023	明科	第7分団第2部	昭和54年10月	0.18

【診断総合評価】

阪神淡路大震災のマグニチュード7.3（震度7）の地震が発生した場合を想定。

- 1.5以上 ：倒壊しない
- 1.0～1.5未満 ：一応、倒壊しない
- 0.7～1.0未満 ：倒壊する可能性がある
- 0.7未満 ：倒壊する可能性が高い

第4 分団の現状と課題について

1、団員数の減少について

- ・第7分団は、明科東川手を管轄区域として活動しているが、他の分団に比べても、消防団員の定数割れが顕著であり、3頁（表-1）のとおり、1部については、団員定数の22名を満たしているが、2部においては、定数11名に対して8名、3部においては定数13名に対して5名となっている。また、勤務先が地元である団員が少ないため、昼間に火災出動等があった場合などは、団員の確保が困難な状況である。

なお、3部においては、過去に団員が集まらず消防車両が出れない場合もあった。

2、消防団詰所の耐震診断結果について

- ・消防団詰所の耐震診断の結果、5頁（表-2）のとおり、7分団2部と3部は、ともに平成26年度には、耐震補強の対象（6頁参照）であるため、早急に検討する必要がある。

3、第7分団の活動状況について

- ・すでに、第7分団については、団員不足を補うため、東川手地域を管轄する一つの分団であると認識し、すでに消防団活動をともにしている状況である。

第5 分団の再編成（統合）についての要望

1、第7分団第2部及び第3部の基本的な考え方

若年層の減少に伴う団員不足、また団員のサラリーマン化により、現在の2部及び3部においては、有事の際の出動団員の確保が困難になっている。また、2部と3部の詰所は、平成26年度の耐震補強の対象となっていることから、2部と3部を1部へ統合し、新たに「第7分団1部」とすることについての検討を要望する。

なお、統合後の2部と3部の詰所は、防災倉庫として活用し、土嚢等、防災資機材を保管することを併せて検討願いたい。

○ 部の統合に関する課題

消防団には、長い歴史があり、特に当該地の消防団OBをはじめとする地域住民は、詰所がなくなることについて、不安や抵抗感が生じることが予想されるため、地元地域へ出向いての地元説明会の開催が不可欠であると考える。

2、他地域の分団・部の再編成について

消防団の統廃合の歴史（4頁参照）のとおり、それぞれの分団には統合の経緯があるが、耐震診断の結果や地理的条件及び管轄区域と出場範囲の見直し等を行い、分団・部の再編成を引き続き検討していくものとする。

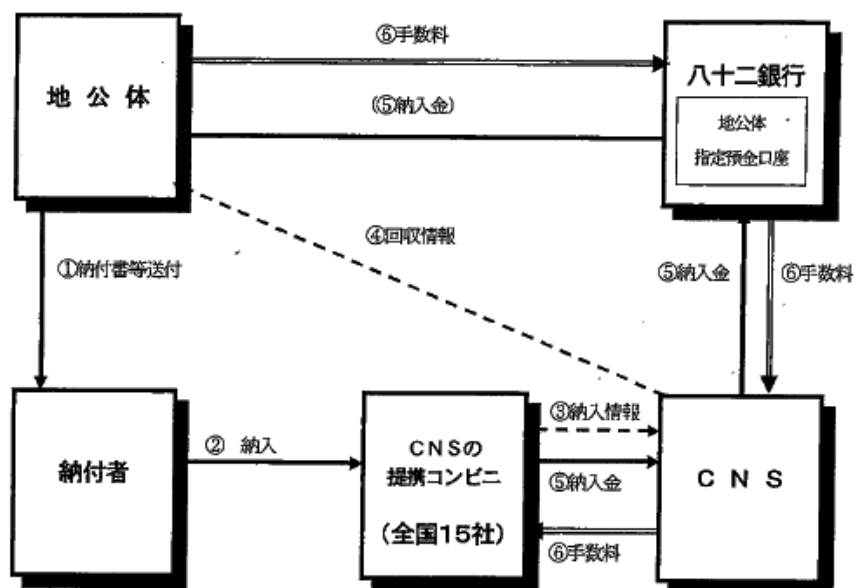
⑩ 収納管理事務 収納管理事務

No.	7	—	1	基本事務事業名	収納管理事務	事務事業名	収納管理事務	公的関与	5	当初 P・D 作成日	平成24年6月25日							
当初 部局名	総務部			当初 課名	収納課	当初 主務課長名	北條 英明	当初 P・D作成者	濱 一仁									
						最終 主務課長名	横澤 隆	最終 P・D作成者	濱 一仁									
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		□ 3 全部委託								
	● 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☑ 2 一部委託		□ 4 補助等								
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		経営的視点の行財政運営がなされるまち		事業の開始・終了											
	● 1 該当		施 策		健全な自治体経営の推進		平成 19 年	～	平成 年	☑	期間設定なし							
	○ 2 非該当		具体的施策		② 安定した財政基盤の確保		根拠法令等											
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の納税義務者																
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	市税の納税方法としてコンビニ収納、口座振替などツールを増やし、それぞれの納税義務者が納付しやすいようにすることによって期限内納付の促進及び収納率の向上をはかる。															
		今年度	①各税の当初現金納付書にコンビニ納付、口座振替のチラシを同封 ②広報等によりコンビニ納付、口座振替の利便性をアピールする															
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)																	
	① 納税義務者にコンビニ納付、口座振替の周知																	
	② コンビニ納付データの処理及び管理																	
	③ コンビニ納付及び口座振替利用者の増加を図る																	
	④ 収納率の状況を把握																	
	⑤																	
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標										
	コンビニ納付利用率	コンビニ納付件数 現金納付件数	%	目標	30	32	36	36										
				実績	31.61	35.55	39.19											
				目標														
				実績														
				目標														
			実績															
D O 直接事業費	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	2	項	2	目	2	事業コード	108015	事業名称	収納費			
			平成	22	年度決算	平成	23	年度決算	平成	24	年度決算	備考						
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金		0	千円		0	千円		0	千円	平成22年、23年度は評価対象事業が コンビニ収納のみ。本年度は収納管理 事務全体を評価対象とした。						
		県支出金		0	千円		0	千円		10,000	千円							
		地方債		0	千円		0	千円		0	千円							
		その他特定財源		0	千円		0	千円		700	千円							
		一般財源		4,428	千円		5,086	千円		4,902	千円							
		計(A)		4,428	千円		5,086	千円		15,602	千円							
		(内臨時職員経費)	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円	1.000					人	1,394	千円
		臨職種類					一般事務等											
	人件費(B)	0.200	人	1,585	千円	0.200	人	1,571	千円	5.000	人	39,085	千円					
	全体事業費(A+B)			6,013	千円			6,657	千円			54,687	千円					

チェック項目		一次評価者		横澤 隆		二次評価者		宮田 聡									
		第2 段階	職名	収納課長		第2 段階	職名	総務部長									
			所属課	総務部収納課			部局名	総務部									
			評価実施日	平成25年4月18日			評価実施日	平成25年4月22日									
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	コンビニ収納を導入して休日・夜間を問わず市税を納付することができる環境となった。納付機会がないこと原因とする滞納を増加させないためにも不可欠となっている。			☐ 少ない	☒ 大きい									
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある				☐ ない	☒ ある									
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある				☐ ない	☒ ある									
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない				☐ いる	☒ いない									
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	納税者の利便性を高めることにより納期内納付及び収納率の向上が期待できる。			☐ いえない	☒ いえる									
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる				☐ いえない	☒ いえる									
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない				☐ する	☒ しない									
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる				☐ できない	☒ できる									
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税についてコンビニ納付を導入して4年目となるが、目標の利用率に達している。			☐ 目標に比べて劣っている											
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない				☐ あまり上がっていない											
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☐ 概ね達成している				☐ 概ね達成している											
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☒ 十分達成している				☒ 十分達成している											
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	コンビニ収納実施により収納率が向上していけば導入経費は十分カバーできる。また納期限内納付率が高まれば督促状の発布等、徴税に係る経費が削減される。			☐ 高い	☒ 適当									
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない				☐ できる	☒ できない									
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない				☐ ある	☒ ない									
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない				☐ ある	☒ ない									
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A						
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小		☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定		☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止		☐ 民間委託等		☒ 拡大・充実 ☐ 縮小		☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定		☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止		☐ 民間委託等	
	当面の課題	市県民税・固定資産税・軽自動車税がコンビニで収納できることを市民にPRして、期限内納付及び収納率向上を図っていく。					二次評価での指摘事項										
	改革案と実行計画	各税の納税通知書発行時にチラシ(コンビニ収納のお知らせ)を同封する。また広報及び市ホームページにより周知していく。					コンビニ納付は浸透しつつあるが、納期内納税、収納率向上のため、チラシ同封、広報やホームページなどでの周知によりコンビニ納付を推進していくこと。										
	委員会指摘事項																

事業シート(補足説明)	
事業名	収納管理事務(コンビニ収納事業)
事業内容 (手段・手法など)	○事業内容 市税の納付について、平成21年4月から、今までの金融機関等や市役所の各総合支所の納付窓口に加え、いつでも、どこでも納付可能なコンビニエンスストア(以下コンビニ)での納付窓口を導入しています。コンビニ収納可能な現金納付書を各税の納税通知書発送時に同封し、併せて啓発チラシも同封。また、広報等によりコンビニ納付の利便性もアピールしています。(別紙資料1 回収金のフロー図参照) ○目的 現金納付の方の納付機会の拡大を図り、納付時の利便性を向上させることにより、住民サービスの充実を図ること。 ○対象税目 市県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税。 ○効果 1) 納付可能日及び納付可能時間の拡大(いつでも納付できる)。 コンビニは、年中無休で24時間営業しているため、市役所や金融機関等の休業日や営業時間以外でも納付できます。 2) 納付場所の拡大(どこでも納付できる) 全国の主なコンビニ{約48,000店舗、安曇野市内では27店舗(別紙資料2-1,2-2参照)}で納付することができるため、納められる場所がより身近になります。 3) 納付に要する時間の短縮 コンビニでは、レジでバーコードを読み取るだけで納付できるため、納付にほとんど時間がかからない。 4) コンビニ収納の開始に伴い、各総合支所で毎月第一日曜日の午前9時から午後4時まで開設していた休日窓口を廃止しました。
平成23年度 事業実績	コンビニ収納数・率の推移(別紙資料3-1～3-3参照)
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	県内他市町との比較(別紙資料4-1,4-2参照)
特記事項 (事業の沿革等)	コンビニ収納については広く市民に定着しつつある。今後コンビニ収納できる税目等(市民法人税の督促状等)の拡大について費用対効果を念頭に検討していきたい。 コンビニ納付の効果について(別紙資料5参照)

(回収情報・回収金のフロー図)



NO.	都道府県	(株)セブン-イレブン ジャパン	(株)ローソン	(株)ファミリー マート	(株)サークルK サンクス	ミニストップ(株)	(株)デイリーヤマザキ デパートヤマザキ デパートヤマザキ YSPS	(株)セイコー マート スーパー(北海 道) セイコーマート タイマー	(株)しんきん信 託サービス	(株)スリーエフ	(株)オブラ くらしハウス スリーエフ オブラ 生活彩家	(株)セブオン	(株)コソコア エブリワン	(株)コソコア イースト	国分格ローサー ズチェーン(株)	合計
1	北海道	842	556	52	191			1,136	30							2,807
2	青森県		174	39	181	39	23		11							467
3	岩手県	78	156	100	91	6	23		27							481
4	宮城県	332	166	207	104	96	32		70					15		1,022
5	秋田県		159	48	93		40		18							358
6	山形県	150	64	85	46		6		38			35		6		430
7	福島県	371	92	120	19	57	15		40			16		15		745
8	茨城県	554	110	179	54	95	26	87	53			34		115		1,307
9	栃木県	362	111	125	48	32	19		32			52		12		793
10	群馬県	376	71	89	14	41	37		80			162		5		875
11	埼玉県	927	370	451	180	159	71	17	145	59	10	69		13	8	2,479
12	千葉県	812	326	380	130	194	153		196	106	15	51	1	9	6	2,379
13	東京都	1,855	1,034	1,625	601	299	166		467	178	118		4	4	66	6,417
14	神奈川県	998	559	647	343	146	111		225	293	38		1	6	29	3,396
15	新潟県	360	109	51	99		70		42			118				849
16	富山県	72	182	67	72		11		17		28	13				462
17	石川県	46	91	79	194		17		9		6					442
18	福井県	31	101	90	62	11			14						1	310
19	山梨県	169	81	63			50		7							370
20	長野県	389	136	49	137		47		35			28				821
21	岐阜県	88	116	89	264	102	62		10				26		2	759
22	静岡県	522	175	195	342	140	48		46				1	5	1	1,475
23	愛知県	661	370	454	1,079	211	89		80				68		3	3,015
24	三重県	51	99	131	234	93			5			10			2	625
25	滋賀県	179	124	114	54	6	1		1		3				2	484
26	京都府	209	218	182	165	40	39		20		4		1		1	879
27	大阪府	645	831	806	403	85	172		13		17		9		14	2,995
28	兵庫県	425	535	318	170	46	49		17		22		1		2	1,585
29	奈良県	78	95	59	82	12	19		3				1			349
30	和歌山県	45	113	65	22		18		7				1			271
31	鳥取県		94	44					8		56					202
32	島根県	8	93	42					14		68		2			227
33	岡山県	225	125	97	129		20		4		26		2			628
34	広島県	430	150	172	53		34		28		110		13			990
35	山口県	246	112	40			4		4		37		1			444
36	徳島県		103	52	86	13	1		1	1						257
37	香川県	100	81	70	34		18		8		10					321
38	愛媛県		162	92	152	7	13		6	11	4					447
39	高知県		60	35	59				9	59						222
40	福岡県	704	350	364	37	123	82		19		87		18			1,784
41	佐賀県	148	64	55		20	12		13		2		7			321
42	長崎県	99	92	144			49		22				16			422
43	熊本県	227	99	113	27		48		12		15		100			641
44	大分県	92	143	80		2	11		13		21		59			421
45	宮崎県	142	87	87			2		7				36			361
46	鹿児島県	56	109	205	81				6				87			544
47	沖縄県		148	212										102		462
総計		14,004	9,415	8,874	6,168	2,109	1,708	1,240	1,932	707	697	578	465	307	137	48,341
2011年度実績 (対前年増減)		13,231 773	8,973 442	8,689 185	6,262 -94	2,036 73	1,666 42	1,214 26	1,792 140	705 2	695 2	566 12	478 -13	323 -16	147 -10	46,777 1,564

別紙資料 2-2

安曇野市内 市税収納可能コンビニエンスストア一覧

	コンビニ名	店舗名	都道府県	市郡町村
1	セブンイレブン	安曇野北穂高	長野県	安曇野市
2	セブンイレブン	明科中川手	長野県	安曇野市
3	セブンイレブン	豊科インター	長野県	安曇野市
4	セブンイレブン	安曇野住吉	長野県	安曇野市
5	セブンイレブン	堀金鳥川	長野県	安曇野市
6	セブンイレブン	安曇野豊科光	長野県	安曇野市
7	セブンイレブン	安曇野穂高	長野県	安曇野市
8	セブンイレブン	安曇野豊科	長野県	安曇野市
9	セブンイレブン	安曇野穂高柏原	長野県	安曇野市
10	セブンイレブン	安曇野ゆたか	長野県	安曇野市
11	セブンイレブン	豊科合同庁舎前	長野県	安曇野市
12	セブンイレブン	西穂高	長野県	安曇野市
13	セブンイレブン	豊科高家	長野県	安曇野市
14	セブンイレブン	豊科立石	長野県	安曇野市
15	セブンイレブン	穂高富田	長野県	安曇野市
16	セブンイレブン	明科七貴	長野県	安曇野市
17	サークルK	豊科インター店	長野県	安曇野市
18	サークルK	穂高矢原店	長野県	安曇野市
19	サークルK	穂高有明店	長野県	安曇野市
20	ヤマザキ	豊科重柳	長野県	安曇野市
21	ヤマザキ	豊科インター	長野県	安曇野市
22	ローソン	豊科田沢	長野県	安曇野市
23	ローソン	安曇野警察署前	長野県	安曇野市
24	ローソン	S長野テック	長野県	安曇野市
25	ファミリーマート	梓川SA上り店	長野県	安曇野市
26	ファミリーマート	安曇野下鳥羽店	長野県	安曇野市
27	ファミリーマート	あづみ野産業団地店	長野県	安曇野市

平成24年4月1日 時点

別紙資料3-1

コンビニ収納手数料等の推移

対象税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税

単位：円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
初期導入費用						
○コンビニ収納システム導入経費	12,180,000					
○コンビニ収納データ端末用配線工事	54,600					
○その他	2,940					
○コンビニ収納システム使用料(市税3税分)		756,000	756,000	756,000	756,000	3,024,000
○収納代行業者との年額基本料		37,800	37,800	37,800	37,800	151,200
○収納代行業者取扱件数(件)		38,945	42,826	48,295	51,515	181,581
○収納代行業者への取扱手数料(57円/件)		2,330,858	2,563,136	2,890,455	3,083,172	10,867,621
合 計	12,237,540	3,124,658	3,356,936	3,684,255	3,876,972	26,280,361

※収納代行業者への取扱手数料は各税目の現年分の総計です。

* 取扱手数料は税抜きです。

3税現年分の窓口納付、口座振替、コンビニ収納取扱手数料推移

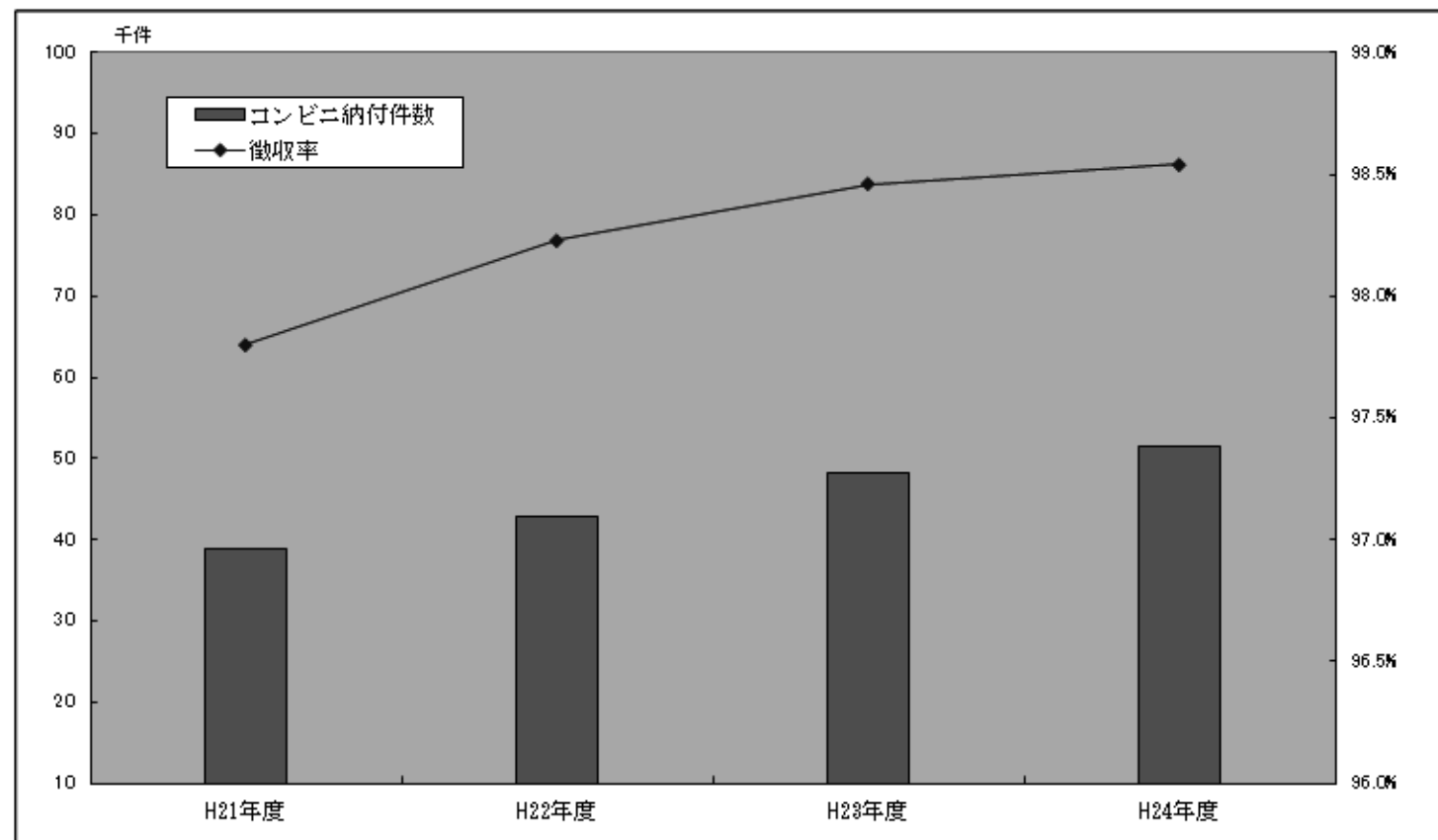
	取 扱 手 数 料 等 内 訳			取扱手数料計
	口座振替取扱 手数料(円)	窓口納付取扱 手数料(円)	コンビニ納付 取扱手数料 (円)	
平成21年度	1,703,793	3,340,291	2,330,858	7,374,942
平成22年度	1,650,715	2,918,853	2,563,136	7,132,704
平成23年度	1,653,687	2,758,423	2,890,455	7,302,565
平成24年度	1,671,862	2,517,448	3,083,172	7,272,482
合 計	6,680,057	11,535,015	10,867,621	29,082,693

・窓口取扱手数料 1件当たり30円 ・口座振替手数料 1件当たり10円(いずれも税抜き)

別紙資料3-2

コンビニ収納推移グラフ(件数)

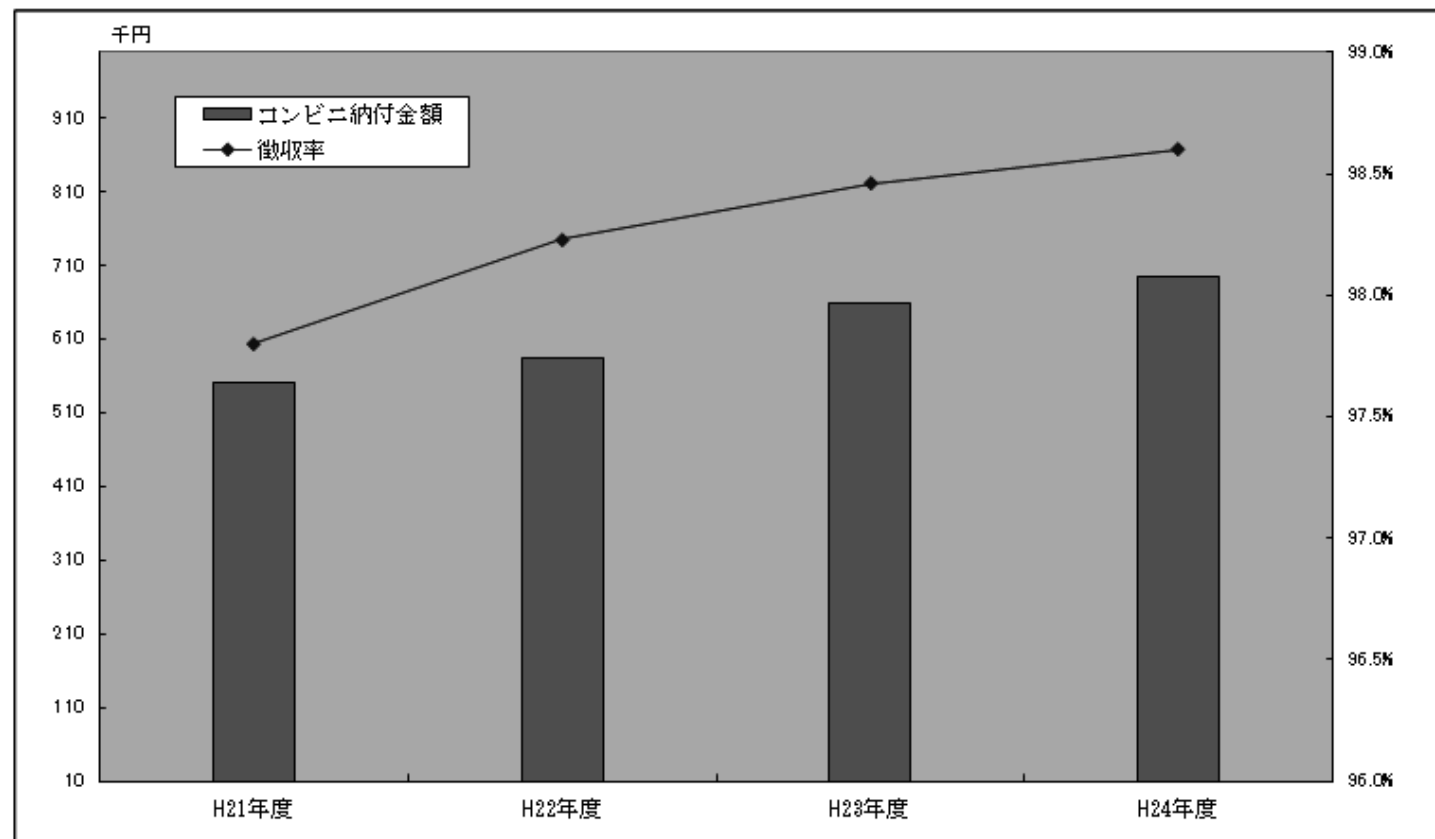
一般税合計	コンビニ納付件数	徴収率
H21年度	38,945	97.80%
H22年度	42,826	98.23%
H23年度	48,295	98.46%
H24年度	51,515	98.60%



別紙資料3-3

コンビニ収納推移グラフ(金額)

一般税合計	コンビニ納付金額	徴収率
H21年度	551,017	97.80%
H22年度	585,385	98.23%
H23年度	657,854	98.46%
H24年度	694,761	98.60%

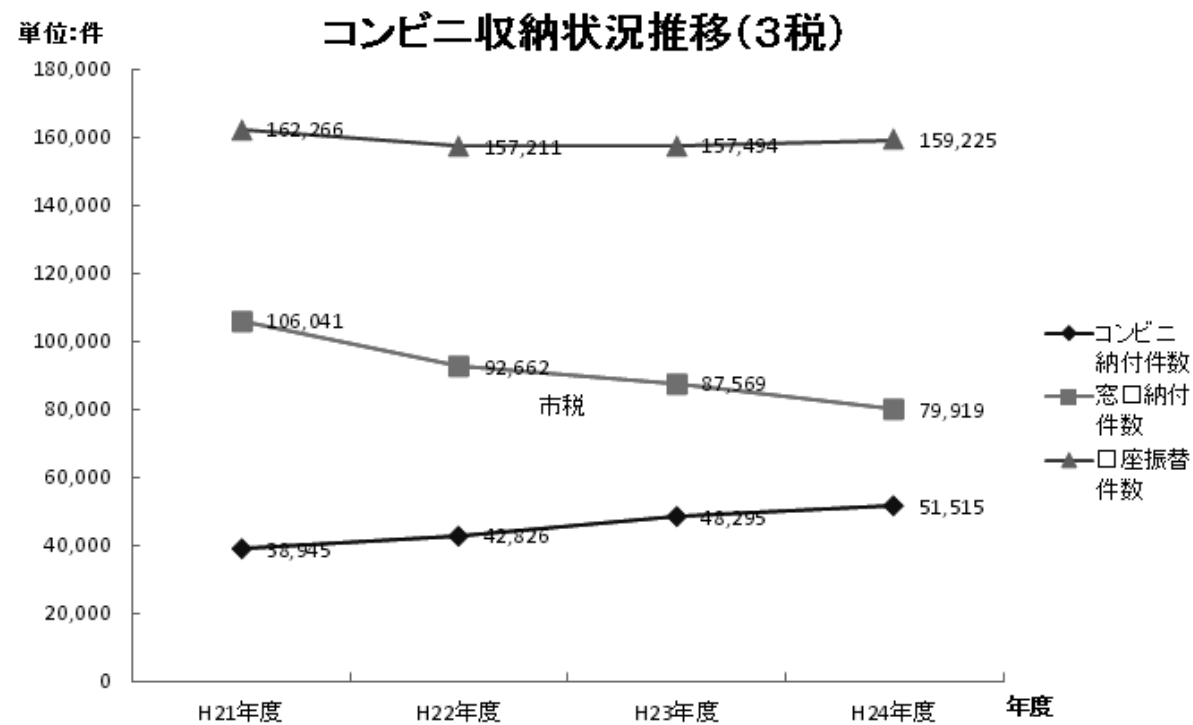


別紙資料3-4

コンビニ収納状況推移(3税)

単位:千円

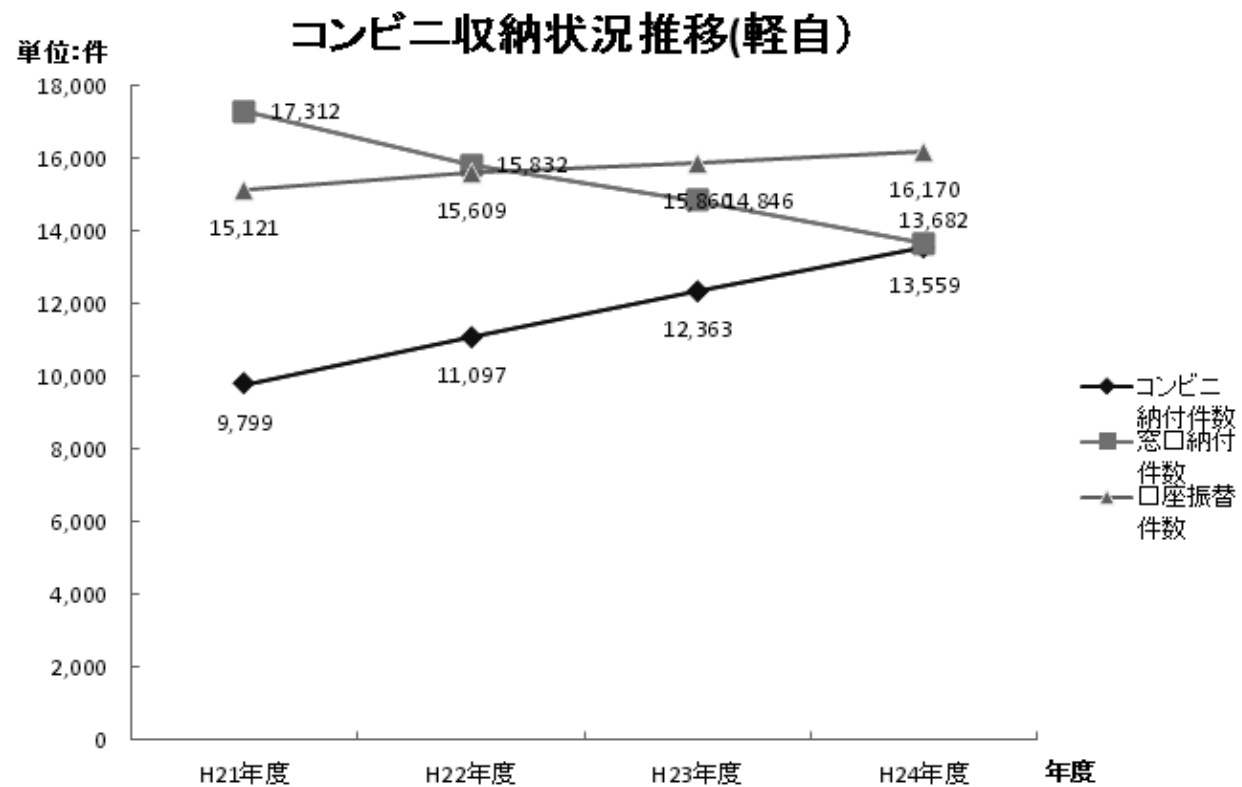
年 度	窓口納付		振替納付
	コンビニ納付件数	窓口納付件数	口座振替件数
H21年度	38,945	106,041	162,266
H22年度	42,826	92,662	157,211
H23年度	48,295	87,569	157,494
H24年度	51,515	79,919	159,225



*三税(市県民税(普徴)、固定資産税、軽自動車税)

単位:千円

年 度	窓口納付		振替納付
	コンビニ納付件数	窓口納付件数	口座振替件数
H21年度	9,799	17,312	15,121
H22年度	11,097	15,832	15,609
H23年度	12,363	14,846	15,860
H24年度	13,559	13,682	16,170



別紙資料4-1						
県内19市のコンビニ収納導入状況						
	導入時期	市県民税(普徴)	固定資産税	軽自動車税	国保	収納代行業者
長野市	平成25年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
松本市	平成21年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
上田市	平成20年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
岡谷市	平成21年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
飯田市	平成19年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
伊那市	平成22年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
小諸市	平成21年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
須坂市	平成21年度 軽自 平成24年度 他税	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
諏訪市	平成21年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
飯山市	平成24年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
駒ヶ根市	平成22年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
中野市	平成20年度 国保 平成21年度 他税	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
大町市	平成22年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
茅野市	平成22年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
東御市	平成22年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
千曲市	平成21年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
佐久市	平成23年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス
塩尻市	導入予定					
安曇野市	平成21年度	○	○	○	○	地銀ネットワークサービス

平成25年1月

地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(概要)

総務省自治税務局企画課

1 調査の概要

(1) 平成24年7月25日付けで、平成24年7月1日現在の全都道府県・市区町村・滞納整理事務を行う一部事務組合・広域連合を対象に地方税に関する収納の実態や効率化への取組状況等を把握するため、各都道府県を通じて調査を依頼。

(2) 都道府県・市区町村・一部事務組合・広域連合の収納環境や徴収対策等に関して、以下の項目についてそれぞれ調査。

- | |
|--------------------------------|
| I 収納環境に関する調査 |
| i コンビニエンス・ストアへの収納委託 |
| ii マルチペイメントネットワーク(Pay-easy)の活用 |
| iii クレジットカードによる納付 |
| iv 納付書の様式について |
| II 徴収対策等に関する調査 |
| i 税務業務の民間委託 |
| ii 税務職員の人材交流 |
| iii 非常勤職員等の活用 |
| iv 再任用職員・任期付職員の活用 |
| v 他の公金との一体的な徴収 |
| vi 地方税法第48条の徴収引継(都道府県のみ調査) |
| vii 滞納処分 |
| viii 徴収の広域化 |
| III その他 |
| i 特別徴収 |
| ii その他 |

(3) 調査対象団体 47都道府県1,742市区町村 20一部事務組合 5広域連合 (平成24年7月1日現在)

2 調査結果

I 収納環境に関する調査

i コンビニエンス・ストアへの収納委託

(※括弧内は前年度調査結果)

① 実施団体数

【都道府県】 47 団体 (47)

【市区町村】 736 団体 (591)

【具体的な実施団体】

〔北海道〕札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、紋別市、砂川市、釧路市、伊達市、北広島市、北斗市、当別町、七飯町、長沼町、栗山町、上富良野町、羽幌町、遠軽町、豊浦町、杜鰐町、厚真町、洞爺湖町、音更町、芽室町、幕別町、浦幌町、別海町、中標津町
〔青森県〕青森市、弘前市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、藤崎町
〔岩手県〕盛岡市、宮古市、花巻市、一関市、陸前高田市、奥州市、磐石町、岩手町、紫波町、山田町
〔宮城県〕仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、亶理町、七ヶ浜町、利府町、美里町、南三陸町
〔秋田県〕能代市
〔山形県〕山形市、鶴岡市、南陽市
〔福島県〕福島市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、南相馬市、本宮市、国見町、矢吹町、三春町、小野町、富岡町、大熊町
〔茨城県〕水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、鉸城市、鹿嶋市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かずみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、利根町
〔栃木県〕宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那須町、那珂川町
〔群馬県〕前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、東吾妻町、みなかみ町、玉村町、大泉町、邑楽町
〔埼玉県〕さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、楊川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、古川市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、岩槻町、長寿町、小倉野町、美里町、上里町、寄居町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町
〔千葉県〕千葉市、船橋市、市川市、船橋市、船山市、松戸市、茂原市、成田市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、湊市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、若津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、酒々井町、栄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町
〔東京都〕千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
〔神奈川県〕横浜市の、川崎市、相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、寒川町、開成町、箱根町、愛川町
〔新潟県〕新潟市、長岡市、新潟市、小千谷市、十日町市、見沼市、燕市、妙高市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、湯沢町
〔富山県〕富山市、高岡市、氷見市、射水市
〔石川県〕金沢市、加賀市、かほく市、津幡町
〔福井県〕福井市、敦賀市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、若狭町
〔山梨県〕甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町
〔長野県〕松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、軽井沢町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪町、中川村、宮田村、木曽町、坂城町
〔岐阜県〕岐阜市、大垣市、富山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、岐南町、美濃町、瑞穂町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、御嵩町
〔静岡県〕静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、御前崎市、清水町、長泉町、小山町
〔愛知県〕名古屋市、豊田市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、東浦町
〔三重県〕津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、菟野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町
〔滋賀県〕大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町
〔京都府〕京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町
〔大阪府〕大阪市、堺市、豊中市、吹田市、東大阪市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町、御町
〔兵庫県〕神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、淡路市、加東市、たつの市、篠山市、多可町、須磨町
〔奈良県〕奈良市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、川西町、広陵町、河合町、大淀町
〔和歌山県〕和歌山市、海南市、有田市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、高野町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、那智勝浦町、串本町
〔鳥取県〕鳥取市、倉吉市、北栄町、南部町
〔島根県〕松江市
〔岡山県〕倉敷市、真庭市、勝央町
〔広島県〕竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、世羅町
〔山口県〕山口市、防府市、岩国市、長門町
〔徳島県〕徳島市、三好市
〔香川県〕高松市、丸亀市、坂出市、宇多津町
〔愛媛県〕今治市、松前町
〔福岡県〕北九州市、福岡市、久留米市、田川市、筑後市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、遠賀町、苅田町、みやこ町
〔佐賀県〕佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、杵築市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
〔長崎県〕長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
〔熊本県〕熊本市、山鹿市、天草市、錦町
〔大分県〕大分市、日田市、宇佐市
〔宮崎県〕宮崎市、都城市、日南市、えびの市、三股町、高岡町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町
〔鹿児島県〕鹿児島市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、伊佐市
〔沖縄県〕那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、南城市、本部村、恩納村、宜野座村、読谷村、西原町、南風原町

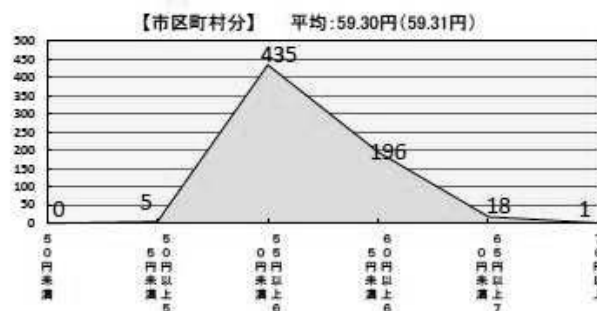
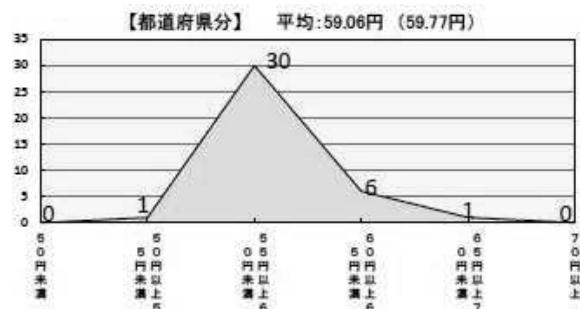
② 対象税目(複数回答)

【都道府県】	自動車税	47 団体	(47)
	個人事業税	12 団体	(10)
	不動産取得税	12 団体	(10)
	鉱区税	8 団体	(8)
	その他	6 団体	(5)

【市区町村】	軽自動車税	733 団体	(586)
	個人住民税	684 団体	(525)
	固定資産税	658 団体	(502)
	国保税	551 団体	(416)
	その他	47 団体	(73)

③ コンビニへの手数料

	【都道府県】		【市区町村】	
50円未満	0 団体	(0)	0 団体	(2)
50円以上55円未満	1 団体	(0)	5 団体	(8)
55円以上60円未満	30 団体	(31)	435 団体	(346)
60円以上65円未満	6 団体	(7)	196 団体	(150)
65円以上70円未満	1 団体	(1)	18 団体	(14)
70円以上	0 団体	(0)	1 団体	(2)
手数料非公開	9 団体	(8)	81 団体	(69)



※手数料の平均額は、具体的な手数料額について回答がなされた団体の単純平均値。

別紙資料 5

コンビニ納付にかかる費用対効果

効果として次のようなサービスが向上する。

- (1) 納付可能日及び納付可能時間の拡大（いつでも納付できる）。

コンビニは年中無休で 24 時間営業しているため、市役所や金融機関等の休業日や営業時間以外でも納付ができる。

- (2) 納付場所の拡大（どこでも納付できる）

全国の主なコンビニ（H23 現在 約 46,000 店舗、安曇野市では 27 店舗）で納付することができるため、納められる場所がより身近になる。

- (3) 納付に要する時間の短縮

コンビニではレジでバーコードを読み取るだけで納付できるため、納付にほとんど時間がかからない。

※ その他

○ 休日窓口等の廃止による経費削減

・ 休日窓口

場 所：各総合支所（豊科、穂高、三郷、堀金、明科）

実施期間：平成 18 年 10 月～平成 21 年 3 月まで

開設日：毎月第 1 日曜日 午前 9 時から午後 4 時まで

業務内容：市税等の納付窓口

廃止理由：コンビニ収納開始に伴い廃止

配置人員：収納課職員毎回 1 名（他関係課職員数名）

・ 延長窓口

場 所：豊科総合支所

実施期間：平成 17 年 10 月～平成 21 年 3 月まで

開設日：毎月第 2・第 4 火曜日 午後 7 時まで

業務内容：住民票の発行、市税等の納付窓口

廃止理由：自動交付機の設置及びコンビニ収納開始に伴い廃止

配置人員：収納課職員毎回 1 名（他関係課職員数名）

・ 強化期間中の休日窓口

場 所：豊科・穂高総合支所

実施期間：平成 17 年 12 月～平成 22 年 3 月まで

開設日：12 月 29 日及び 4 月最終日曜日 午前 9 時から午後 4 時まで

業務内容：市税等の納付窓口及び臨戸

廃止理由：コンビニ収納開始に伴い廃止

配置人員：収納課職員全員

⑪ 学校給食・管理事業 給食食材等購入業務

No.	52	—	1	基本事務事業名	学校給食・管理事業	事務事業名	給食食材等購入業務	公的関与	1	当初 P・D 作成日	平成24年6月12日				
当初 部局名	教育委員会				当初 課名	学校給食課	当初 主務課長名	高橋 正光	当初 P・D作成者	堀内 直久					
							最終 主務課長名	高橋 正光	最終 P・D作成者	堀内 直久					
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	☒ 1 直営		☐ 3 全部委託					
	○ 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		● 6 内部事務・その他			☐ 2 一部委託		☐ 4 補助等					
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		郷土を担う人を育むまち		事業の開始・終了								
	○ 1 該当		施 策		学校教育の充実		平成 22 年	～	平成 年	☒	期間設定なし				
	● 2 非該当		具体的施策		① 次代を担う人づくりの推進		根拠法令等								
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	小中学校の児童・生徒及び保護者													
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	米・味噌をはじめ、野菜・豆類等地域食材を使用して、安全・安心な給食を提供し、児童・生徒が学校給食から食品の安全性を判定し、心身の健康維持に必要な食の重要性を習得できるように、食育の手助けをすると共に食材を共同購入することにより、仕入れ価格を制御しながら給食献立の内容充実を図る。												
		今年度	共同購入に向けた、献立の研究・検討をすると共に年間の共同購入スケジュールを作成し、年に数回の統一献立で給食を提供する。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 市内4センターの栄養教諭・学校栄養職員研究会で共同購入に向けた協議、検討会を実施する。														
	② 共同購入する食材や調味料等の選出。														
	③ 共同購入に向けた入札方法の改善。														
	④ 市内4センターの統一献立の実施。														
	⑤ 所長と栄養士の全体会議で協議を行う。														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標							
	共同購入の実施	仕入れ価格を抑える為、共同購入可能な食材を購入する。	品	目標	3	4	4	4							
				実績	4	12	12								
	統一献立の実施	年に数回、4センターで統一献立の給食を提供する。	回	目標	3	3	3	5							
				実績	2	2	2								
	共同購入に向けた協議	所長と栄養士の会議で意見を統一させる。	回	目標	2	6	5	5							
実績				6	5	2									
予算費目	会 計	安曇野市一般会計				款	10	項	1	目	2	事業コード	145005	事業名称	給食センター総務費
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考						
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	0	千円	0	千円	0	千円	・「安曇野市学校栄養士会」で年に数回協議検討を行う。(県費栄養士7名、市費アレルギー栄養士4名) ①栄養士会で共同購入する食材、調味料の品目と見積り業者の選定 ②業者へ見積り依頼。 ③業者を確定し、発注依頼をする。 ・H24年度は、米・砂糖・ひまわり油・ごま油の4品目を共同購入。 通常価格で購入するより、5,350千円の経費削減ができた。						
		県支出金	0	千円	0	千円	0	千円							
		地方債	0	千円	0	千円	0	千円							
		その他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円							
		一般財源	55	千円	55	千円	55	千円							
		計(A)	55	千円	55	千円	55	千円							
		(内臨時職員経費)	0.035	人	55	千円	0.035	人					55	千円	0.040
	臨職種類	給食調理(学校)		給食調理(学校)		給食調理(学校)									
人件費(B)		0.003	人	24	千円	0.003	人	24	千円	0.003	人	23	千円		
全体事業費(A+B)		79		千円	79		千円	78		千円					

チェック項目		一次評価者		堀内 直久		二次評価者		北條 英明			
		第2 段階	職名	所長		第2 段階	職名	次長			
			所属課	教育委員会学校給食課			部局名	教育委員会			
			評価実施日	平成25年3月28日			評価実施日	平成25年4月23日			
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	共同購入により、仕入れ単価を抑えることにより、食材の値上がり分を吸収できる。		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	該当食材については、各センターでの入れより購入量が増えるため、安価で仕入れることができる。		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	23年度実施した調味料関係(三温糖、ひまわり油、ごま油)以外についての共同使用可能食材はみつからなかった。		☐ 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☒ あまり上がっていない			☒ あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☐ 概ね達成している			☐ 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している			☐ 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	仕入れ単価を抑える効果は有るが、栄養士の方針、量的対応の可否等により一般食材においては米以外には可能性は少ない。		☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない			☐ できる	☒ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 2	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 2	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☒ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	栄養士の考え方、それぞれのセンターの取引先の状況の違いで完全な共同購入にはならない。				二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	可能な品目(調味料、米等)については引き続き実施するとともに、その他の可能性について栄養士会で検討していく。				努めて対象品目を増やすよう、栄養士会に働きかけていく。 また、統一献立増加についても協議を進め、より効率的な給食費の使用に努めること。					
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)					
事業名	学校給食・管理事業 給食食材等購入業務				
事業内容 (手段・手法など)	・ 安曇野市には学校給食センターが4箇所があり、市内の小中学校17校及び幼稚園1園に1日当たり約9,450食の給食を提供しています。 ・ 給食用食材については、平成20年策定の安曇野市学校給食基本理念及び地産地消推進の観点から、安心・安全な地元産農産物の積極利用を心がけており、給食を通じた交流会などで児童・生徒への食育推進の一翼を担っています。 ・ この給食用食材共同購入事業は、保護者から徴収した年間約5億円の給食費をより効率的に使用するための経費削減に資する目的で、各センターで使用する食材のうち、長期保存が可能なもの、共通して使用する割合が高いものについて、栄養士会で品目を選定し、平成22年度から取り組みを開始しています。 ・ 主な食材は米であり、週に3回(月・水・金)の米飯の日と月に1度の「安曇野の日」には米飯給食を提供しており、米の購入についてはJAあづみ及び安曇野北穂高生産組合(北部センター分)と契約し、同一単価で安曇野産コシヒカリを100%使用しています。 年2回JA米穀課とその年の作況についての検討会を開催して価格交渉を行い、決定単価で北穂高生産組合と交渉しています。 また、食用油や砂糖等の調味料については学期毎に業者(3～4社)から見積りを徴し、全センターで同一品目を使用するように心がけています。 ・ 課題としては、給食センターごとに日々の献立が異なるため、野菜、肉、魚等については各センターでの見積り入札による発注という方法をとらざるを得ません。また、食材の鮮度の確保、量的対応、地元の生産者団体や産直施設との関係維持、市内業者の育成等の必要性もあり、現行以上に共通使用品目を増やすことは困難な状況にあります。 ・ このような中で、平成24年度は年2回の統一献立を実施し、平成25年度は新宿中村屋の協力をいただき、統一献立として「中村屋カレー」の提供を予定しています。また、地元農産物を使用したオリジナル食材として「ワサコロちゃんコロケ」の製造委託も行っています。 今後も関係各者と連携して、給食費の効率的な使用が図られるよう努力して参ります。				
平成24年度 事業実績		22年度	23年度	24年度	通常価格(税込)
	・安曇野産コシヒカリ 10kg	3,202円	3,202円	3,465円	3,950円
	・砂糖(三温糖) 1kg	210円	210円	199円	231円
	・砂糖(上白) 1kg	198円	198円	189円	220円
	・ひまわり油 1斗缶	4,100円	4,100円	4,090円	5,040円
	・ごま油 1.65L	1,050円	1,050円	1,050円	1,239円
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	・松本市では、実施していません。(各センター毎に入札) ・塩尻市では、下記物品の共同購入を実施しています。 サラダ油、砂糖、小麦粉、片栗粉、料理酒、みりん、味噌、食酢 カレールー、カットわかめ、一号缶の缶詰(竹の子・ウズラの卵・コーン)等				
特記事項 (事業の沿革等)	・北部学校給食センター 提供給食数 約3,150食(穂高南小学校、穂高北小学校、穂高西小学校、穂高東中学校、穂高西中学校、穂高幼稚園) ・堀金学校給食センター 提供給食数 約1,100食(堀金小学校、堀金中学校) ・中部学校給食センター 提供給食数 約2,600食(豊科北小学校、豊科東小学校、豊科南中学校、豊科北中学校、明南小学校、明北小学校、明科中学校) ・南部学校給食センター 提供給食数 約2,600食(豊科南小学校、三郷小学校、三郷中学校) 合計 4センター 提供給食数 約9,450食 小学校10校、中学校7校、幼稚園1園				

52-1

平成24年度行政評価外部評価の補足資料

教育委員会 学校給食課
学校給食管理事業、給食食材等購入業務
安曇野市 学校給食課 学校給食センター

栄養士の給食に対する方針、考え方について（法的根拠・学校食育計画等）

1 安曇野市学校給食理念（目標）

- ① 安心・安全でおいしい給食づくり
- ② 食育の推進
- ③ 地産地消の推進
- ④ 手作り給食の実施
- ⑤ 季節感がある地域の伝統食の提供
- ⑥ 栄養バランスの取れた給食の提供

2 食育の推進

- (1) 地産地消の推進・・・「安曇野の日」＝月1回、「ごはんの日」＝年6回
- (2) 学校訪問及び授業への参画・・・栄養士、栄養教諭、給食調理員等
- (3) 給食だより等の発刊・・・各センター対応、共通版「いただきます」年2回
- (4) 給食センター視察、試食会の受け入れ・・・各センター対応
- (5) 食育講座の実施・・・保護者、安曇野市食育くらぶ、JA生き生き塾等

3 「食材発注に関する基本的な考え方」業者選びと発注の基準

- ・主食 米：地元業者 あづみ農協等
パン：(財)長野県学校給食会
- ・麺：地元業者 赤だすき ほていや等
- ・野菜 地元業者 JA、ビフ穂高、丸昇、中屋、信栄、山伝等
- ・主菜とその他加工品
肉、魚：ヨネクボ、ナガキュー、学校給食会、サカイ、丸岩等
その他：山陽、ヨネクボ、ナガキュー、学校給食会、サカイ、丸岩、山伝等
- ・牛乳 協同乳業(株)松本市 梓川
- ・調味料(共同購入) 米・砂糖・ひまわり油・ゴマ油等

＊食材選定の基準・・・野菜・果物類は、月2回の入札方式
一般物資は、月1回の入札方式

＊入札時の優先順位について

野菜・果物・肉等は、①地元産 → ②県内産 → ③国内産
加工食品は、配合表を確認し、使用食材が国産であるかと、無添加（低添加物）であるか。

(製造工場が県内なら、そちらを優先。また、配合表に違いが無い場合は、安価なもので選ぶ。)

4 「食材の共同購入による給食費の効果的活用」の方針・考え方

・地産地消を推進するため、農協や市農政課と協議し安心な地元食材(米・野菜・加工品等)を積極的に利用しています。また、パン・麺類等の食材については仮に4センターで集約しても業者の大量受注が困難であることから、現状維持が最善と考える。

5 アレルギー対応食について

安曇野市では、平成20年度から「安曇野市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき食物アレルギーを持つ児童・生徒に対応してきました。

(平成24年度から北部学校給食センターでも実施。)

保護者と学校と給食センターの連絡(情報)を取り合い、児童・生徒が安心して安全なアレルギー対応食を食べられるようにする。

〔給食センター〕一般給食栄養士とアレルギー対応食担当の栄養士で綿密な連絡を取り合い、計画とおりの食材が納入されるようにする。

アレルギー対応食は、専用の調理室で専属の調理員2名とアレルギー担当栄養士が複数の目で確認しながら調理をする。

〔保護者〕年に1回の懇談会を設けて情報交換をし、日々給食センターと連携を取りながら、献立を作成し保護者の承諾を受けて給食を提供する。

〔学校〕校長、教頭、給食係の先生、担任の先生にアレルギー対応食提供について説明して常に連絡を取り合い、児童生徒が間違わずに給食を食べられるようにする。学校内の危機管理マニュアルの作成を依頼する。

・アレルギー対応食の共同購入について

発注する数量が少ない場合が多く、各センターで対応するアレルギー児童・生徒の症状に違いが多く、また、食材にも違いがあるために共同購入はしていない。

52-1

平成 24 年度行政評価外部評価の補足資料

教育委員会 学校給食課

学校給食管理事業、給食食材等購入業務

安曇野市 学校給食センター（4センター合計）

平成 24 年度共同購入関係（調味料）

品目	容量	単価 (税込み)	注文数	合計支払い金額 (年間)
安曇野産コシヒカリ	10kg.	3,465 円	9,500 袋	32,917 千円
三温糖	1kg.	199 円	1,722 袋	342 千円
上白砂糖	1kg.	189 円	445 袋	84 千円
ひまわり油	1.5 ㍓	514 円	454 袋	233 千円
ひまわり油	16.5kg. (斗缶)	4,294 円	805 缶	3,456 千円
ごま油	1.65 ㍓	1,102 円	185 本	203 千円

給食センター合計≒ 37,235 千円

品目	通常価格 (税込み)	仕入単価 (税込み)	差額	24 年度 注文数	差額合計
安曇野産コシヒカリ	3,950 円	3,465 円	485 円	9,500 袋	4,607,500 円
三温糖	231 円	199 円	32 円	1,722 袋	55,104 円
上白砂糖	220 円	189 円	31 円	445 袋	13,795 円
ひまわり油	630 円	514 円	116 円	454 袋	52,664 円
ひまわり油	5,040 円	4,294 円	746 円	805 缶	600,530 円
ごま油	1,239 円	1,102 円	137 円	185 本	25,345 円
合 計					5,354,938 円

***共同購入することにより、年間で約 5,354 千円の節約ができ、その分を別の給食食材として使用できた。**

学校給食実施方法のメリット・デメリット

○ メ リ ッ ト

単 独 校（自 校） 方 式	共同調理場（センター） 方 式
①児童生徒とのふれあいが増え、コミュニケーションが高まる ・給食調理の苦労等が理解しやすく、食に対する感謝の気持ちを育む ②地元農家と協力して児童生徒が作った農作物を給食食材として活用することができる ・地産地消が容易にできやすい ③配送時間が短縮され、メニューのバリエーションが広がる ・バイキング的メニューやセレクト給食が可能 ④食物アレルギー児童生徒への個々対応が可能 ⑤調理後喫食までの時間が短いので、食中毒予防や、温かさ等の食感についても問題がない ⑥食中毒発生時、被害が最小限に抑えられ、営業停止も1校のみですむ ⑦配送費用等が不必要 ⑧機器等を更新する場合、規模が小さいので経費、期間等が少なくてすむ（各校年次的に） ⑨新規事業のモデル的实施が可能であり、弾力的な運用ができる（食器変更、新メニュー等） ⑩学校給食に対する教職員の意識が、受けているという認識から実施者という理解と責任感の高揚が図れ、また保護者の関心が高くなる ⑪調理員の人事異動が可能となり、マンネリ化がなくなり、児童生徒等に見られることにより緊張感が高まる ⑫学校栄養職員が在籍している学校では、教職員との連携が図れ、栄養・給食指導等の食指導が推進できる	①施設設備及び運営経費の節減と合理化が図れる ②教職員の給食に対する事務負担が軽減され、教育活動に専念できる ③集中管理により事務管理、労務管理、衛生管理の合理化が図れる ④調理、洗浄作業に大型・自動化機器の導入ができ、作業の合理化が図れる ⑤物資の一括配送及び大量発注のため、調達コストが安くてすみ保護者の負担軽減が図れる ・大量発注のため、食物アレルギー物質抜き食材を特注できる ⑥調理員の急な休みに対しても弾力的な対応ができる

単 独 校（自 校） 方 式	共同調理場（センター） 方 式
⑬災害時等に学校等が避難場所になると考えられるが、そのとき、食事の提供が容易になると思われる（防災時の拠点となる） ⑭調理員を民間委託に切り替え可能で、運営費が安価になる（三期休業中の臨職等の雇用形態等有効な労働力の確保） ⑮給食時間に合わせて調理作業が行えるため、適温で喫食できる	

○デメリット

単独校（自校）方式	共同調理場（センター）方式
①調理場施設設備の整備に多額の経費が必要	①児童生徒とのふれあいが少ない ・児童生徒の声（意見）が反映しにくい
②学校敷地内において調理場を建設する用地が必要	②学校栄養職員がセンターに勤務しているので、学校との連携がとりにくく、栄養・給食指導等の食指導が浸透しにくい
③各学校において調理員が必要となり、人件費が増額	③一回の調理に多量の食材を必要とするので、地産地消の推進が難しい ・緊急時に代用品の確保が困難
④各学校の教職員に対する事務負担が増大するとともに、教職員が従来の教育活動に専念できない	④配送の関係等で調理内容や時間の制約が大きい ・バイキング的メニューやセレクト給食は困難
⑤事務管理、労務管理、衛生管理等を各学校で行わなければならない	⑤食物アレルギー児童生徒への個々の対応が難しい
⑥食材の納品が早朝のため、検収、適正保管などの衛生管理ができない恐れがある	⑥調理後喫食までの時間が長いので、食中毒や温かい物がさめる等の食感などに問題がある
⑦規模が小さいため、機器の自動化が図れず、労働依存型になりやすい	⑦食中毒発生時に規模が大きくなるとともに、営業停止期間中は全校に給食を提供できない
⑧物資が各学校配送となるため、調達コストが高つき、保護者負担が増大する	⑧警報発令時等において給食を実施するかの判断は学校にあるため学校との連絡調整が必要
⑨学校及び調理場への搬入車両の安全な進入路の確保が必要	⑨機器等を更新する場合、規模が大きいので経費、期間等を要する
⑩調理員が少ないため、休暇取得が難しく、代替要員の確保が必要	⑩学校給食に対する教職員、保護者の関心が薄くなる
⑪学校栄養職員の確保 ・すべての学校に学校栄養職員が配置されないため、調理員の安全面、衛生面での能力アップが不可欠	⑪調理員に人事異動がなくマンネリ化による危険性の発生度の問題
⑫物資を一括購入する場合など、専門的な部署を設ける必要がある	⑫配送経費が必要
⑬爆発、火災事故等の時、児童生徒等への危険性がある	⑬正規職員の調理員が多く、民間委託への切り替えが困難（人事上）
⑭周辺住民からの苦情（臭気、音、車両等）の可能性はある	⑭熱源の重油・ガスは地下埋設パイプにより供給しているため、災害後の洩れ等の安全確認が容易でない
	⑮大規模災害時における地域の避難場所にならない

⑫ 社会体育施設管理運営事務 市内体育施設維持管理事業

No.	50	—	39	基本事務事業名	社会体育施設管理運営事務	事務事業名	市内体育施設維持管理事業	公的関与		当初 P・D 作成日	平成24年4月1日			
当初 部局名	教育委員会			当初 課名	社会教育課		当初 主務課長名	赤羽孝明		当初 P・D作成者	竹田信			
							最終 主務課長名	赤羽孝明		最終 P・D作成者	竹田信			
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		□ 3 全部委託				
	○ 2 経常的事務事業		● 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☑ 2 一部委託		□ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		生涯を通して学びあうまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		スポーツ活動の推進		平成 24 年	～	平成 年	☑	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		② スポーツ・レクリエーション施設の充実		根拠法令等	スポーツ振興法						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	安曇野市の社会体育施設と施設利用者												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	多くの市民が利用するスポーツ活動の場として、利用者にとって使いやすく安全かつ快適に利用できるよう維持管理を行う。											
		今年度	現在の施設を利用者が安全に活用できるよう計画的な整備、修繕等を行う。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 市内各施設を定期的に巡回し、安全性の確認をする。													
	② 突発的に起きる事象以外の修繕計画を作り、それにそった整備を行う。。													
	③ 利用者の要望や意見にそった案内、情報提供を行う。													
	④ 5地域体育施設予算と施設維持管理部門の一元化。													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標				
	市内社会体育館利用率	年間利用件数÷年間利用可能件数 (開館日数×貸出単位)	%	目標					35	40				
				実績					39					
	市内運動場利用率	年間利用件数÷年間利用可能件数 (開館日数×貸出単位)	%	目標					35	40				
				実績					37					
	施設巡回延べ回数	3回/週×51週×施設数	回	目標					350	460				
				実績					240					
	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款		項		目		事業コード		事業名称
DO 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考					
	国庫支出金 県支出金 地方債 その他特定財源 一般財源 計(A) (内臨時職員経費) 臨職種類	国庫支出金	0	千円	0	千円	0	千円	H24年度は各地域体育施設の予算科目が分かれているため事業費は合算 08-04-03-0138590 文化公園維持管理事業 10-06-02-0153010 豊科体育施設事業費 10-06-02-0153040 穂高体育施設管理費 10-06-02-0153085 三郷体育施設管理費 10-06-02-0153090 堀金体育施設管理費 10-06-02-0153100 明科体育施設管理費					
		県支出金	0	千円	0	千円	0	千円						
		地方債	0	千円	0	千円	0	千円						
		その他特定財源	0	千円	0	千円	16,958	千円						
		一般財源	0	千円	0	千円	52,445	千円						
		計(A)	0	千円	0	千円	69,403	千円						
		(内臨時職員経費)	0.000	人	0	千円	0.000	人					0	千円
	人件費(B)	0.000	人	0	千円	0.000	人	0	千円	1.551	人	12,124	千円	
	全体事業費(A+B)		0		千円	0		千円	81,527		千円			

チェック項目		一次評価者		赤羽孝明		二次評価者		北条英明			
		第2 段階	職名	課長		第2 段階	職名	教育次長			
			所属課	教育委員会社会教育課			部局名	教育委員会			
			評価実施日	平成25年3月27日			評価実施日				
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	市内社会体育施設の一体的な維持管理ができる。		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	緊急性のある修繕等のすばやい対応が可能となった。		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	維持管理は、定期的な施設巡回を実施したためスムーズな管理となった。		☐ 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない			☒ あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している			☐ 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している			☐ 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	H24年度は各地域施設ごとの予算であったため予算執行に若干効率性を欠いた部分もあったが来年度からは予算も一元化される。		☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない			☐ できる	☒ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☒ ある	☐ ない			☒ ある	☐ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 3	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 2	効率性 3	総合評価 B
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	☒ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☐ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		
	当面の課題	予算の一元化をすることで、各地域生涯学習係との密な連携が必要。				二次評価での指摘事項					
	改革案と実行計画	各地域生涯学習係と密に連携をとり、施設の安全性や予約等の確実性				安全性の確保と予算化の一元化により更なる効率化を。					
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)													
事業名	市内体育施設維持管理事業												
事業内容 (手段・手法など)	①管理している市内体育施設 ○社会体育施設 ・体育館＝9 運動広場＝14(常念ドーム含) テニスコート＝6箇所 25コート マレットゴルフ場＝8 柔道場・剣道場＝5 ゲートボール場＝4 弓道場＝1 プール＝1 ○学校開放体育施設 ・17体育館 17グラウンド ②各体育施設の点検・修繕 ・社会教育課スポーツ振興係の点検及び施設利用者等からの報告 ・点検、報告により必要とされた施設の修繕 ・軽微な補修の直営による作業 ・業者への施設修繕発注 ③各体育施設の設備、備品等の点検、修繕、買換え、補充 ・体育館の消防設備、冷暖房設備、放送設備等の点検及び修繕 ・備品等の修繕、買換え(イス、机、体育器具、照明用水銀灯等) ・軽微な補修の直営による修繕 ・業者への設備修繕発注 ④各体育施設の除草、整備、清掃等作業 ・直営による作業 ・業務委託による作業の発注 ⑤指定管理者が管理する体育施設との連絡調整 ⑥5地域生涯学習係との連絡調整 ・施設予約の調整 ・予算編成及び執行等の調整												
平成23年度 事業実績	平成23年度各事業別維持管理費実績(施設修繕・光熱水費・管理委託料) <table> <tr> <td>文化公園維持管理事業</td><td>16,833千円</td></tr> <tr> <td>豊科体育施設管理費</td><td>13,790千円</td></tr> <tr> <td>穂高体育施設管理費</td><td>11,750千円</td></tr> <tr> <td>三郷体育施設管理費</td><td>6,307千円</td></tr> <tr> <td>堀金体育施設管理費</td><td>12,777千円</td></tr> <tr> <td>明科体育施設管理費</td><td>8,185千円</td></tr> </table>	文化公園維持管理事業	16,833千円	豊科体育施設管理費	13,790千円	穂高体育施設管理費	11,750千円	三郷体育施設管理費	6,307千円	堀金体育施設管理費	12,777千円	明科体育施設管理費	8,185千円
文化公園維持管理事業	16,833千円												
豊科体育施設管理費	13,790千円												
穂高体育施設管理費	11,750千円												
三郷体育施設管理費	6,307千円												
堀金体育施設管理費	12,777千円												
明科体育施設管理費	8,185千円												
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	5町村の対等合併という他自治体が近隣にないため類似事業が見当たりません。それに代わる資料(市内の全ての社会体育施設の年間利用日数割合と他市の管理方法等)を調査中です。												
特記事項 (事業の沿革等)	各体育施設は、旧町村施設をそのまま引き継いだ状況であり、平成23年度までは維持管理や予算執行についても5地域の生涯学習係で行っていました。そのため各施設の管理運営方法も地域ごとに差があり、市としての計画的な整備計画を行うことが難しい状況でした。 平成24年度については、予算科目はまだ各地域の体育施設管理費となっており、5事業に分かれています。今後の施設管理を考えた場合、市全体の中でどの施設が緊急性の高い修繕、整備を必要とするかを見極める手段として、予算執行を含め市内体育施設維持管理事業を各地域生涯学習係から社会教育課スポーツ振興係に移管しました。 職員が定期的に巡回することで管理人のいない施設の状況把握や緊急的な修繕措置等もできることから常に利用者に安全で快適な施設の使用を提供できるとともに予算の一元化によって突発的に起こる施設の不具合等についても速やかな対応が可能となります。												

体育施設一覧						No.1
地域	施設名	住 所	開館年月日	面積	使用できる種目	照明
豊科	豊科南社会体育館	豊科279-1	S48.3	1,164㎡	バレーボール②バスケットボール②バドミントン⑥	有
	豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	豊科南穂高2866	H7.9	1,152㎡ (32×36m)	バレーボール②バスケットボール②バドミントン⑥	有
	市営県民豊科運動広場	豊科南穂高4985	S53.5	26,000㎡	野球①ソフトボール②アーチェリー①ゲートボール①サッカー①	有
	高家公園グラウンド	豊科高家800	S42.4	8,000㎡	ソフトボール②(約右翼65m 左翼72m センター90m)	無
	梓橋運動広場	豊科高家梓川左岸	S55	約7,000㎡	水害により面積減球技不可	無
	豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	豊科南穂高2866	H7.10	2面	テニスコート 人工芝	有
	市営県民豊科運動広場テニスコート	豊科南穂高4985	S53.5	4面	テニスコート クレー	無
	豊科南部総合公園テニスコート	豊科高家4882	H10.6	10面	テニスコート 人工芝	有
	豊科水辺公園マレットゴルフ場	豊科田沢犀川左岸	H13.8	約19,000㎡	18ホール	無
	豊科水辺マレットコース18	豊科田沢犀川左岸	H8.11	約15,000㎡	18ホール	無
	南部総合公園マレットゴルフ場	豊科高家4882	H8.2	3,938m	27ホール	無
	豊科屋内ゲートボール場	豊科278-1	H6.3	645㎡	ゲートボール①その他球技等屋内トレーニング	有
	梓橋ゲートボール場	豊科高家梓川左岸	S55	512.8㎡	ゲートボール①	無
	豊科武道館柔道場	豊科5670	S61.11	624㎡	柔道②	有
	豊科武道館剣道場	豊科5670	S29.6	883㎡	剣道③	有
	豊科弓道場	豊科4027-2	S51.3	109㎡	近的5人立	有
穂高	穂高総合体育館	穂高5047	S55.2	1,460㎡	バレーボール②バスケットボール②バドミントン⑧	有
	牧体育館	穂高牧1900-1	H10.3	420㎡	バレーボール①バドミントン①	有
	市営西穂高運動場	穂高柏原2814-5	S56.10	21,543㎡	野球①ソフトボール②(右翼88m 左翼101m センター114m) サッカー①	有
	市営有明運動場	穂高有明6003-1	H13.10	25,250㎡	野球①ソフトボール②(右翼140m 左翼85m センター120m)	有
	市営北穂高運動場	穂高北穂高2093-2	S63.3	9,222㎡	ソフトボール①(右翼86m 左翼83m センター77m)	有
	市営牧運動場	穂高牧1928	H10.3	9,200㎡	サッカー① ラグビー①(東西152m、南北71m)	有

体育施設一覧						No.2
地域	施設名	住 所	開館年月日	面積	使用できる種目	照明
穂高	穂高プール	穂高5747	H1. 6	総水面積 2,126㎡	25mプール、流水プール、子どもプール、ちびっ子プール、スライダープール	無
	穂高総合体育館 テニスコート	穂高5047	S55. 2	4面	テニスコート 人工芝	有
	高瀬川河川内緑地 マレットゴルフ場	穂高北穂高 高瀬川右岸	H14. 5	36,331㎡	18ホール	無
	権現宮マレットゴルフ場	穂高8425-1	H16. 6	60,510㎡	36ホール	無
	立足マレットゴルフ場	穂高有明6014-1	H16. 6	19,596㎡	27ホール	無
	穂高総合体育館 柔剣道場	穂高5047	S55. 2	337㎡	柔道①剣道①	有
三郷	三郷体育館	三郷明盛1885-1	S41 (H17改修)	945㎡ (35m×27m)	バレーボール②バスケットボール②バドミントン④	有
	三郷文化公園体育館	三郷明盛4775	H4. 6	1,080㎡ (30×36m)	バレーボール②バスケットボール①バドミントン⑥	有
	三郷競技場	三郷小倉3483-1	S47. 7	8,385㎡	野球①ソフトボール①(右翼80m 左翼80m センター95m)	有
	三郷文化公園 グラウンド	三郷明盛4775	H1. 5	9,409㎡	野球①ソフトボール①(右翼86m 左翼85m センター120m)	有
	三郷文化公園 テニスコート	三郷明盛4775	S60. 5	4面	テニスコート 人工芝	無
	黒沢マレットゴルフ場	三郷小倉5484-1	S57. 7	約12,000㎡	27ホール	無
	三郷文化公園体育館柔道場	三郷明盛4775	H4. 6	272㎡	柔道①	有
	三郷文化公園体育館剣道場			304㎡	剣道①	有
堀金	堀金総合体育館 メインアリーナ	堀金烏川2662	H1. 6	1,325㎡ (39.50×33.54m)	バレーボール②バスケットボール②バドミントン⑥	有
	堀金総合体育館 サブアリーナ			333㎡ (16.5×20.2m)	バレーボール①バドミントン②	有
	市営堀金総合運動場	堀金三田3570-1	S58. 3	12,650㎡	野球①ソフトボール②(右翼92m 左翼94m センター128m)	有
	市営堀金総合運動場テニスコート	堀金三田3570-1	H17改修	3面	テニスコート 全天候	有
	堀金多目的屋内運動場 (常念ドーム)	堀金烏川2697-1	H11. 12	1,256㎡ (テニス1面)	ゲートボール②フットサル① テニスコート 人工芝	有
	堀金総合体育館 柔道場	堀金烏川2662	H1. 6	225㎡	柔道①	有
	堀金総合体育館 剣道場			340㎡	剣道②	有
明科	明科体育館	明科中川手3167-1	S57. 4	1,377㎡ (40.5×34m)	バレーボール②バスケットボール②バドミントン⑥	有
	龍門洲公園運動広場	明科中川手4357	S50. 7	9,500㎡	野球①ソフトボール②(右翼83m 左翼94m センター91m)	有

体育施設一覧						No.3
地域	施設名	住 所	開館年月日	面積	使用できる種目	照明
明 科	市営明科農村広場	明科七貴7980	S55. 12	10,920㎡	野球①ソフトボール②（右翼85m 左翼85m センター108m）	無
	御宝田水のふるさと公園グラウンド	明科中川手 犀川右岸	H19復旧	約 10,000㎡	ソフトボール①（右翼80m 左翼80m センター113m）サッカー①	無
	龍門渚公園テニスコート	明科中川手4357	S56. 4	2面	テニスコート 人工芝	無
	御宝田マレットゴルフ場	明科中川手犀川右岸	H19復旧	18,964㎡	36ホール	無
	龍門渚公園ゲートボール場	明科中川手4357	S56. 4	800㎡	ゲートボール①	無
	明科体育館柔道場	明科中川手3167-1	S57. 4	234㎡	柔道①	有
	明科体育館剣道場	明科中川手3167-1	S57. 4	229㎡	剣道①	有

平成24年度 安曇野市体育施設利用状況

施設名	利用可能日数	利用日数	利用率
豊科南社会体育館	357	357	100.0%
豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	357	345	96.6%
豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	357	353	98.9%
県民豊科運動広場(改修工事のため)	228	202	88.6%
高家公園グラウンド(12月～3月まで休場)	244	82	33.6%
梓橋運動広場(12月～3月まで休場)	244	36	14.8%
豊科南部総合公園テニスコート	359	331	92.2%
豊科屋内ゲートボール場	357	350	98.0%
豊科武道館柔道場	357	356	99.7%
豊科武道館剣道場	357	344	96.4%
豊科弓道場	357	357	100.0%
穂高総合体育館	306	306	100.0%
穂高総合体育館テニスコート	306	306	100.0%
穂高総合体育館柔剣道場	306	279	91.2%
牧体育館	306	237	77.5%
市営西穂高運動場(12月～3月まで休場)	209	164	78.5%
市営有明運動場(12月～3月まで休場)	209	159	76.1%
市営北穂高運動場(12月～3月まで休場)	209	133	63.6%
市営牧運動場(12月～5月中旬まで休場)	124	95	76.6%
三郷体育館	306	306	100.0%
三郷文化公園体育館	308	295	95.8%
三郷文化公園グラウンド	308	262	85.1%
三郷文化公園テニスコート	308	289	93.8%
三郷文化公園体育館柔道場	308	295	95.8%
三郷文化公園体育館剣道場	308	281	91.2%
三郷競技場(12月～3月まで休場)	209	163	78.0%
堀金総合体育館メインアリーナ	306	302	98.7%
堀金総合体育館サブアリーナ	306	294	96.1%
堀金総合体育館柔道場	306	252	82.4%
堀金総合体育館剣道場	306	295	96.4%
市営堀金総合運動場(12月～3月まで休場)	209	119	56.9%
市営堀金総合運動場テニスコート(12月～3月まで休場)	209	194	92.8%
堀金多目的屋内運動場(常念ドーム)	306	304	99.3%
明科体育館	306	304	99.3%
明科体育館柔道場	306	241	78.8%
明科体育館剣道場	306	241	78.8%
市営明科農村広場(12月～3月まで休場)	209	96	45.9%
御宝田水のふるさと公園グラウンド(12月～3月まで休場)	209	88	42.1%
龍門洲公園運動広場(12月～3月まで休場)	209	181	86.6%
龍門洲公園テニスコート(12月～3月・4月1～8日休場)	201	83	41.3%
龍門洲公園ゲートボール場(12月～3月まで休場)	209	0	0.0%

備考

1. 豊科地域体育施設 月曜日休みなし
2. 社会体育施設 休館日 月曜日及び12月28日～1月4日
3. 都市公園施設 休館日 月曜日及び12月29日～1月3日
12月29日～1月3日(豊科南部総合公園テニスコート)

平成24年度指定管理マレットゴルフ場・穂高プール利用状況

施設名	利用期間	利用者数
豊科水辺マレットゴルフ場	4月1日～12月9日	22,065
権現宮マレットゴルフ場	4月1日～12月9日、 3月23日～3月31日	27,981
立足マレットゴルフ場	4月1日～12月15日	約10,000
黒沢マレットゴルフ場	4月1日～12月9日	17,264
御宝田マレットゴルフ場	年中無休	19,604
穂高プール	7月6,7日、7月14日～9月2日	18,597

※雨天時は休場

スポーツ施設一覧(松本市・塩尻市・大町市)

	施設名	直営	指定管理	指定管理者名
松本市	梓川ふるさと公園自由の広場	○		
松本市	梓川ふるさと公園多目的グラウンド	○		
松本市	笹賀流通団地緑地グラウンド	○		
松本市	西南公園グラウンド	○		
松本市	芳川公園グラウンド	○		
松本市	西原公園グラウンド	○		
松本市	南部公園グラウンド	○		
松本市	大久保原公園グラウンド	○		
松本市	蚕糸記念公園グラウンド	○		
松本市	波田下島運動広場	○		
松本市	波田中央運動広場	○		
松本市	松本市入山辺運動広場	○		
松本市	松本市内田運動広場	○		
松本市	松本市島立運動広場	○		
松本市	松本市岡田運動広場	○		
松本市	松本市山辺運動広場	○		
松本市	松本市和田運動広場	○		
松本市	松本市今井運動広場	○		
松本市	松本市笹賀運動広場	○		
松本市	松本市西部運動広場	○		
松本市	松本市寿運動広場	○		
松本市	松本市かりがね運動広場	○		
松本市	松本市芝沢運動広場	○		
松本市	松本市横田運動広場	○		
松本市	松本市並柳運動広場	○		
松本市	四賀運動広場	○		
松本市	番所運動広場	○		
松本市	松本市総合体育館	○		
松本市	松本市芳川体育館	○		
松本市	松本市庄内体育館	○		
松本市	松本市芝沢体育館	○		
松本市	松本市神林体育館	○		
松本市	松本市島内体育館	○		
松本市	松本市里山辺体育館	○		
松本市	松本市西部体育館	○		
松本市	松本市今井体育館	○		
松本市	松本市島立体育館	○		
松本市	松本市寿体育館	○		
松本市	松本市南部体育館	○		
松本市	松本市寿台体育館	○		
松本市	松本市岡田体育館	○		
松本市	松本市本郷体育館	○		
松本市	松本市中央体育館	○		
松本市	松本市内田体育館	○		
松本市	松本市臨空工業団地体育館		○	松本臨空工業団地管理組合
松本市	四賀体育館	○		
松本市	梓川体育館	○		
松本市	波田体育館	○		
松本市	奈川寄合渡体育館	○		
松本市	奈川木曾路原体育館	○		
松本市	安曇体育館	○		
松本市	乗鞍体育館	○		
松本市	浅間温泉庭球公園		○	TOY BOX
松本市	庄内庭球場	○		
松本市	沢村軟式庭球場		○	TOY BOX
松本市	開智庭球場		○	TOY BOX
松本市	新村庭球場		○	TOY BOX
松本市	美須々屋内運動場		○	TOY BOX

スポーツ施設一覧(松本市・塩尻市・大町市)

	施設名	直営	指定管理	指定管理者名
松本市	南部屋内運動場		○	TOY BOX
松本市	美鈴湖庭球場	○		
松本市	臨空工業団地庭球場		○	松本臨空工業団地管理組合
松本市	乗鞍テニスコート	○		
松本市	庄内屋内プール(ゆめひろば庄内)		○	㈱松本スイミング・センター
松本市	波田B&G海洋センター(屋内温水プール)		○	㈱スポーツプラザ報徳
松本市	沢村市民プール(屋外プール)		○	㈱松本スイミング・センター
松本市	今井市民プール(屋外プール)		○	㈱松本スイミング・センター
松本市	四賀B&G海洋センター(屋内プール)		○	㈱スポーツプラザ報徳
松本市	波田リバーパーク	○		
松本市	波田中沢マレットゴルフ場	○		
松本市	波田上川原マレットゴルフ場	○		
松本市	波田屋内ゲートボール場	○		
松本市	松本市波田扇子田運動公園	○		
松本市	松本市弓道場		○	日本環境マネジメント㈱
松本市	ゆめひろば庄内	○		
松本市	サッカー場		○	TOY BOX
松本市	松本市野球場	○		
松本市	かりがね自転車競技場	○		
松本市	松本市柔剣道場		○	日本環境マネジメント㈱
松本市	陸上競技練習場	○		
松本市	馬術競技場		○	TOY BOX
松本市	四賀屋内ゲートボール場	○		
松本市	松本市あがた運動公園	○		
・松本市総合体育館・松本市波田扇子田運動公園・松本市野球場・あがた運動公園は、市職員が常駐している。 ・その他57の無人施設があるが、週2回のペースで各施設を巡回する。 ・施設修繕は、スポーツ推進課で対応する。				
	施設名	直営	指定管理	指定管理者名
塩尻市	塩尻市立体育館	○		
塩尻市	塩尻市立榑川体育館	○		
塩尻市	塩尻市営野球場	○		
塩尻市	塩尻市営総合運動場	○		
塩尻市	塩尻市屋内ゲートボール場	○		
塩尻市	塩尻市営榑川運動場	○		
塩尻市	塩尻市中央スポーツ公園運動広場	○		
塩尻市	塩尻市中央スポーツ公園サッカー場	○		
塩尻市	塩尻市立榑川屋内運動場	○		
塩尻市	塩尻市立体育館併設柔道場	○		
塩尻市	塩尻市立榑川体育館併設柔道場・剣道場	○		
塩尻市	塩尻市立体育館併設相撲場	○		
塩尻市	塩尻市弓道場	○		
塩尻市	塩尻市榑川弓道場	○		
塩尻市	塩尻市中央スポーツ公園東庭球コート	○		
塩尻市	塩尻市中央スポーツ公園西庭球コート	○		
塩尻市	塩尻市営榑川テニスコート	○		
塩尻市	小坂田公園	○		
塩尻市	塩尻北部公園	○		
塩尻市	塩尻トレーニングプラザ		○	財団法人 体力づくり指導協会
・体育協会が、予約受付・支払事務・清掃業務を行う。(中央スポーツ公園・塩尻市立体育館) ・施設修繕は、スポーツ振興課で行う。				

スポーツ施設一覧(松本市・塩尻市・大町市)

	施設名	直営	指定管理	指定管理者名
大町市	運動公園 総合体育館	○		
大町市	運動公園 陸上競技場	○		
大町市	運動公園 サッカー場	○		
大町市	運動公園 多目的広場	○		
大町市	運動公園 野球場	○		
大町市	運動公園 庭球場(クレーコート・全天候コート)	○		
大町市	運動公園 弓道場	○		
大町市	運動公園 マレットゴルフ場	○		
大町市	運動公園 屋内運動場	○		
大町市	ゆーぶる木崎湖	○		
大町市	大町市平野球場	○		
大町市	大町市平運動場	○		
大町市	西公園運動場	○		
大町市	西公園体育館	○		
大町市	大町市常盤運動場	○		
大町市	大町市B&G海洋センター 体育館	○		
大町市	大町市B&G海洋センター 艇庫	○		
大町市	大町市B&G海洋センター 多目的広場	○		
大町市	やしろ公園運動場	○		
大町市	大町市八坂運動場	○		
大町市	大町市八坂テニスコート	○		
大町市	大町市八坂トレーニングセンター	○		
大町市	大町市八坂山村広場	○		
大町市	大町市八坂ゲートボール場	○		
大町市	大町市八坂マレットゴルフ場	○		
大町市	大町市美麻運動場	○		
大町市	大町市美麻丸山公園運動場	○		
大町市	大町市美麻テニスコート	○		
大町市	大町市美麻ゲートボール場	○		
大町市	大町市美麻トレーニングセンター	○		
・臨時職員3名・シルバー人材センター2名を雇い、施設管理を任せている。(運動公園常駐)				
・八坂・美麻地区は、要望があれば臨時職員の方が対応する。				

⑬ 耐震化の推進事業

No.	28	—	26	基本事務事業名	耐震化の推進事業		事務事業名			公的関与	4	当初 P・D 作成日	平成24年6月28日		
当初 部局名	都市建設部			当初 課名	建築住宅課			当初 主務課長名	浅川尚登		当初 P・D作成者	中田徹			
								最終 主務課長名	浅川尚登		最終 P・D作成者	中田徹			
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		□ 3 全部委託					
	○ 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☑ 2 一部委託		☑ 4 補助等					
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		風土に根ざした魅力あるまち		事業の開始・終了								
	● 1 該当		施 策		住環境の整備		平成 18 年		～ 平成 27 年		□ 期間設定なし				
	○ 2 非該当		具体的施策		⑤ 耐震化の推進		根拠法令等		安曇野市住宅耐震診断事業実施要綱						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	昭和56年5月31日以前に着工された市内の木造住宅(長屋及び共同住宅以外で個人所有の木造在来工法住宅)													
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	本事業により耐震診断を実施した結果総合評点1.0未満の既存木造住宅が、総合評点1.0以上となるために、平成27年度末までに耐震補強工事を行うことにより住宅の安全性を確保する。												
		今年度	今年度予定件数 簡易耐震診断 80戸、精密耐震診断 80戸、耐震補強工事補助金交付 15件を実施する。												
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)														
	① 広報等による本事業の周知														
	② 既存木造住宅の耐震相談														
	③ 簡易耐震診断・精密耐震診断の受付及び実施														
	④ 耐震補強工事交付金交付申請の受付及び補助金交付														
	⑤ 一般社団法人長野県建築士事務所協会との調整														
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名		計算式又は指標設定理由		単位		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度末		最終目標		
	簡易耐震診断件数	国・県の補助要望件数による	戸	目標	80		80		80		840				
				実績	50		80		80						
	精密耐震診断件数	国・県の補助要望件数による	戸	目標	40		40		80		400				
				実績	45		80		80						
	耐震補強工事補助金交付件数	国・県の補助要望件数による	件	目標	10		10		15		100				
				実績	8		10		15						
	予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	8	項	4	目	1	事業コード	137510	事業名称	都市計画総務費
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考						
	国 庫 支 出 金		2,487 千円		3,958 千円		4,495 千円								
	県 支 出 金		2,115 千円		2,698 千円		3,568 千円								
	地 方 債		0 千円		0 千円		0 千円								
	その他特定財源		0 千円		0 千円		0 千円								
	一 般 財 源		2,118 千円		2,704 千円		3,576 千円								
	計(A)		6,720 千円		9,360 千円		11,639 千円								
	(内臨時職員経費)		0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類														
	人件費(B)		0.408 人	3,233 千円	0.408 人	3,205 千円	0.408 人	3,189 千円							
全体事業費(A+B)		9,953 千円		12,565 千円		14,828 千円									

チェック項目		一次評価者		中田 徹		二次評価者		飯森 正敏			
		第2 段階	職名	係長		第2 段階	職名	部長			
			所属課	都市建設部建築住宅課			所属局	都市建設部			
			評価実施日	平成25年4月17日			評価実施日	平成25年4月18日			
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	一次評価の説明 阪神淡路大震災において昭和56年5月以前に建築された木造住宅がより多く倒壊したことから耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事を行うなど耐震化の促進が急務です。H23年3月11日に発生した東北関東大震災で甚大な被害が発生し、より一層必要性が増している		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	耐震診断を実施することにより自己所有住宅の耐震強度が把握でき、地震発生時における状況が予測できます。また、診断結果が補助金申請の添付書類となり、結果に基づき耐震補強工事を実施することで耐震化の促進が図れます。		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている		診断に関しては、簡易診断・精密診断とも目標件数に達することができた。 耐震補強工事補助金交付件数は昨年の1.5倍の目標15件に達することができた。		☐ 目標に比べて劣っている					
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない				☐ あまり上がっていない					
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している				☒ 概ね達成している					
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している				☐ 十分達成している					
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	個人で診断士に依頼した場合費用も嵩み、また診断に関する知識も乏しく本事業はたいへん有効な事業と思われます。診断士が精密診断に基づき、診断から補強提案まで一連でアドバイスができた住宅の耐震化促進の推進が図れる重要な事業です。		☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない			☐ できる	☒ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持		☐ 方法改善	☐ 民間委託等	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持		☐ 方法改善	☐ 民間委託等		
		☐ 縮小 ☐ 統合/終期設定		☐ 廃止/休止		☐ 縮小 ☐ 統合/終期設定		☐ 廃止/休止			
	当面の課題	耐震補強工事補助金交付件数は平成20年度は13戸、21年度は8戸、22年度は8戸、23年度は10戸、24年度は15戸で依然耐震診断の件数に対し少ない状態である。目標件数に達するよう、住宅耐震化に対する住民意識の向上を、あらゆるチャンネルを使って図っていく。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	H25年度も前年並みの予算確保ができたので、早期よりの事業着手ができるよう、広報・ホームページ等あらゆる媒体を使って周知を強化していく。					耐震化に対する住民意識の向上、耐震診断件数等の目標達成に向けて努力されたい。				
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)					
事業名	耐震化の推進事業				
事業内容 (手段・手法など)	大規模地震による住宅の倒壊による被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震診断事業、耐震補強工事補助事業を推進する。				
	1 根拠法令 ① 安曇野市住宅耐震診断事業実施要綱 ② 安曇野市住宅耐震補強工事補助金交付要綱 2 対象住宅 以下のいずれにも該当する市内に存するもので、現に居住しているもの。 ① 昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された住宅 ② 木造在来工法の住宅 ③ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅 3 木造住宅耐震診断事業 住宅所有者の申出によって市より県登録の耐震診断士を派遣し、住宅の地震に対する安全性を無料で診断し結果を送付。 ① 簡易耐震診断: 耐震診断士が訪問し、外観調査等簡易な方法により、安全性を診断、結果を送付し総合評点が1.0未満の際には精密診断、補強工事の提案。 ② 精密耐震診断: 耐震診断士が、建物内部、必要に応じ天井裏、床下に入り安全性を診断、結果を送付し総合評点が1.0未満の際には補強工事の内容等の提案。 4 木造住宅耐震補強工事助成事業 住宅所有者の申出により、精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る耐震補強工事の工事費に対して補助を行う。 ① 補助額は耐震補強工事費の1/2 最高60万円				
平成24年度 事業実績		戸数	事業費(千円)	国・県・市補助額内訳(千円)	
	簡易耐震診断	80	480	240	120 120
	精密耐震診断	80	2,880	1,440	720 720
	耐震補強工事補助	15	8,279	2,815	2,728 2,736
	計		11,639	4,495	3,568 3,576
	別添資料 1				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	国・県よりの補助対象事業であり県内他市町村でも実施 H24年度実績(件) ・松本市 簡易 0 精密 70 補強工事補助 28 ・塩尻市 簡易 0 精密 34 補強工事補助 13 ・諏訪市 簡易 60 精密 30 補強工事補助 15 ・岡谷市 簡易 21 精密 21 補強工事補助 4				
特記事項 (事業の沿革等)	平成17年度 豊科町で事業実施 平成17年10月1日 安曇野市住宅耐震診断事業実施要綱 安曇野市住宅耐震補強工事補助金交付要綱を制定。 平成20年1月 安曇野市耐震改修促進計画を策定 現在までの実績 別添資料 2、3				

耐震診断・補強工事事業実績書（安曇野市）

平成 24 年度末

	平成 17 年度実績（豊科町）	平成 18 年度実績	平成 19 年度実績	平成 20 年度実績	平成 21 年度実績
簡易診断	戸 数：50 戸×6,000 円 事業費：300,000 円 国 1/2 150,000 円 県 1/4 75,000 円 市 1/4 75,000 円	戸 数：86 戸×6,000 円 事業費：516,000 円 国 1/2 258,000 円 県 1/4 129,000 円 市 1/4 129,000 円	戸 数：80 戸×6,000 円 事業費：480,000 円 国 1/2 240,000 円 県 1/4 120,000 円 市 1/4 120,000 円	戸 数：76 戸×6,000 円 事業費：456,000 円 国 1/2 228,000 円 県 1/4 114,000 円 市 1/4 114,000 円	戸 数：60 戸×6,000 円 事業費：360,000 円 国 1/2 180,000 円 県 1/4 90,000 円 市 1/4 90,000 円
精密診断	戸 数：12 戸×30,000 円 事業費：360,000 円 国 1/2 180,000 円 県 1/4 90,000 円 市 1/4 90,000 円	戸 数：41 戸×30,000 円 事業費：1,230,000 円 国 1/2 615,000 円 県 1/4 307,500 円 市 1/4 307,500 円	戸 数：40 戸×30,000 円 事業費：1,200,000 円 国 1/2 600,000 円 県 1/4 300,000 円 市 1/4 300,000 円	戸 数：50 戸×30,000 円 事業費：1,500,000 円 国 1/2 750,000 円 県 1/4 375,000 円 市 1/4 375,000 円	戸 数：41 戸×36,000 円 事業費：1,476,000 円 国 1/2 738,000 円 県 1/4 369,000 円 市 1/4 369,000 円
小 計	事業費： 660,000 円 国 1/2 330,000 円 県 1/4 165,000 円 市 1/4 165,000 円	事業費：1,746,000 円 国 1/2 873,000 円 県 1/4 436,500 円 市 1/4 436,500 円	事業費：1,680,000 円 国 1/2 840,000 円 県 1/4 420,000 円 市 1/4 420,000 円	事業費：1,956,000 円 国 1/2 978,000 円 県 1/4 489,000 円 市 1/4 489,000 円	事業費：1,836,000 円 国 1/2 918,000 円 県 1/4 459,000 円 市 1/4 459,000 円
補強工事	戸 数：1 戸×60 万円（限度額） 事業費（補助）： 600,000 円 （補助対象：1,583,404 円） 県 1/2 300,000 円 市 1/2 300,000 円	戸 数：3 戸×60 万円（限度額） 事業費（補助）：1,453,000 円 （補助対象：3,061,850 円） 県 1/2 726,500 円 市 1/2 726,500 円	戸 数：3 戸×60 万円（限度額） 事業費（補助）1,800,000 円 （補助対象：6,755,300 円） 県 1/2 900,000 円 市 1/2 900,000 円	戸 数：13 戸×60 万円（限度額） 事業費（補助）7,145,000 円 （補助対象：20,276,420 円） 県 1/2 3,572,500 円 市 1/2 3,572,500 円	戸 数：8 戸×60 万円（限度額） 事業費（補助）4,525,000 円 （補助対象：19,972,404 円） 国 1,401,000 円 県 1,560,000 円 市 1,564,000 円

	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
簡易診断	戸 数：50 戸×6,000 円 事業費：300,000 円 国 1/2 150,000 円 県 1/4 75,000 円 市 1/4 75,000 円	戸 数：80 戸×6,000 円 事業費：480,000 円 国 1/2 240,000 円 県 1/4 120,000 円 市 1/4 120,000 円	戸 数：80 戸×6,000 円 事業費：480,000 円 国 1/2 240,000 円 県 1/4 120,000 円 市 1/4 120,000 円		
精密診断	戸 数：45 戸×36,000 円 事業費：1,620,000 円 国 1/2 810,000 円 県 1/4 405,000 円 市 1/4 405,000 円	戸 数：80 戸×36,000 円 事業費：2,880,000 円 国 1/2 1,440,000 円 県 1/4 720,000 円 市 1/4 720,000 円	戸 数：80 戸×36,000 円 事業費：2,880,000 円 国 1/2 1,440,000 円 県 1/4 720,000 円 市 1/4 720,000 円		
小 計	事業費： 1,920,000 円 国 1/2 960,000 円 県 1/4 480,000 円 市 1/4 480,000 円	事業費： 3,360,000 円 国 1/2 1,680,000 円 県 1/4 840,000 円 市 1/4 840,000 円	事業費： 3,360,000 円 国 1/2 1,680,000 円 県 1/4 840,000 円 市 1/4 840,000 円		
補強工事	戸 数：8 戸×60 万円(限度額) 事業費(補助)： 4,800,000 円 (補助対象：13,413,000 円) 国 1,527,000 円 県 1,635,000 円 市 1,638,000 円	戸 数：10 戸×60 万円(限度額) 事業費(補助)： 6,000,000 円 (補助対象：21,281,000 円) 国 2,278,000 円 県 1,858,000 円 市 1,864,000 円	戸 数：15 戸 60 万円(限度額) 事業費(補助)： 8,279,000 円 (補助対象：24,557,000 円) 国 2,815,000 円 県 2,728,000 円 市 2,736,000 円		

耐震診断・補強工事実績書（安曇野市）

平成 24 年度末

平成 17 年度実績 （豊科町）	平成 18 年度実績	平成 19 年度実績	平成 20 年度実績	平成 21 年度実績
簡易診断 50 戸	簡易診断 86 戸	簡易診断 80 戸	簡易診断 76 戸	簡易診断 60 戸
精密診断 12 戸	精密診断 41 戸	精密診断 40 戸	精密診断 50 戸	精密診断 41 戸
補強工事 1 戸	補強工事 3 戸	補強工事 3 戸	補強工事 13 戸	補強工事 8 戸

平成 22 年度実績	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績		計
簡易診断 50 戸	簡易診断 80 戸	簡易診断 80 戸		簡易診断 562 戸
精密診断 45 戸	精密診断 80 戸	精密診断 80 戸		精密診断 389 戸
補強工事 8 戸	補強工事 10 戸	補強工事 15 戸		補強工事 61 戸

簡易診断 562 戸 補強工事必要件数 529 戸 (94.1%) 内補強工事済件数 61 戸 (11.5%)

精密診断 389 戸 補強工事必要件数 357 戸 (91.8%) 内補強工事済件数 61 戸 (17.1%)

安曇野市 耐震診断結果一覧						平成24年度末	
総合評点			1.5以上	1.0以上 ～1.5未満	0.7以上 ～1.0未満	0.7未満	計
平成17年度 (豊科町)	簡易診断	件数	3	5	22	20	50
		割合%	6%	10%	44%	40%	
	精密診断	件数	0	0	5	7	12
		割合%	0%	0%	42%	58%	
平成18年度	簡易診断	件数	0	9	32	45	86
		割合%	0%	10%	37%	52%	
	精密診断	件数	0	2	12	27	41
		割合%	0%	5%	29%	66%	
平成19年度	簡易診断	件数	2	7	31	40	80
		割合%	3%	9%	39%	50%	
	精密診断	件数	0	5	12	23	40
		割合%	0%	13%	30%	58%	
平成20年度	簡易診断	件数	0	4	25	47	76
		割合%	0%	5%	33%	62%	
	精密診断	件数	0	4	18	28	50
		割合%	0%	8%	36%	56%	
平成21年度	簡易診断	件数	1	0	21	38	60
		割合%	2%	0%	35%	63%	
	精密診断	件数	0	2	18	21	41
		割合%	0%	5%	44%	51%	
平成22年度	簡易診断	件数	0	1	18	31	50
		割合%	0%	2%	36%	62%	
	精密診断	件数	0	3	15	27	45
		割合%	0%	7%	33%	60%	
平成23年度	簡易診断	件数	0	0	33	47	80
		割合%	0%	0%	41%	59%	
	精密診断	件数	0	8	29	43	80
		割合%	0%	10%	36%	54%	
平成24年度	簡易診断	件数	0	1	27	52	80
		割合%	0%	1%	34%	65%	
	精密診断	件数	0	8	26	46	80
		割合%	0%	10%	33%	58%	
合 計	簡易診断	件数	6	27	209	320	562
		割合%	1%	5%	37%	57%	
	精密診断	件数	0	32	135	222	389
		割合%	0%	8%	35%	57%	
		結果		件数	率 %	改修件数	改修率
全 体	簡易診断	安全・一応安全		33	5.9		
		やや危険・危険		529	94.1	61	11.5
	精密診断	安全・一応安全		32	8.2		
		やや危険・危険		357	91.8	61	17.1

1.耐震基準

建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもの。

旧耐震基準と新耐震基準の主な違い

①旧耐震基準

『震度5程度の地震に耐えうる住宅』

②新耐震基準（昭和56年6月1日改正）

地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれ、『震度6強以上の地震で倒れない住宅』

2.事業対象の住宅戸数

平成15年の「住宅・土地統計調査」より、個人の持ち家は23,230戸、そのうち約6割の8,990戸が昭和55年以前に建築されたものであり、その中で耐震性を満たさないものは7,540戸と推計される。

平成27年度末においてはこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合、個人の持ち家は23,350戸、そのうち5,430戸が昭和55年以前に建築されたものであり、その中で耐震性を満たさないものは3,420戸と推計される。

*ただし、木造在来工法以外の住宅も含まれる。

3.総合評価

簡易・精密耐震診断とも、既存木造住宅が震度6強程度の地震に遭遇した際の、倒壊に対する安全性を数値で評価したもの

総合評価点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上 1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上 1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

4.補助金額・補助率

①簡易耐震診断

診断費用 6,000円/戸 全額補助（市より派遣）

（国 1/2 県 1/4 市 1/4 個人 0）

②精密耐震診断

診断費用 36,000円/戸 全額補助（市より派遣）

（国 1/2 県 1/4 市 1/4 個人 0）

③耐震補強工事補助

施工者への補助金額 耐震補強工事費の1/2 最高60万円

（国 11.5% 県 19.25% 市 19.25% 施工者 50.0%）

5.補助制度のPR方法

- ①市広報誌への掲載（4月、1月）
- ②ホームページへの掲載（通年）
- ③地区区長会での事業説明
- ④自主防災組織への事業説明（今年度より）
- ⑤簡易診断、精密診断結果送付にあわせた、耐震改修工事補助事業の説明書等の送付
- ⑥精密診断において耐震改修工事が必要とされた方への、フォローアップ
（随時実施）
- ⑦出前講座の設置
- ⑧スマイル応援制度とのタイアップ

⑭ 道の駅管理事務 道の駅管理事務

No.	25	—	31	基本事務事業名	道の駅管理事務	事務事業名	道の駅管理事務	公的関与	2	当初 P・D 作成日	平成24年6月27日			
当初 部局名	都市建設部			当初 課名	監理課	当初 主務課長名	横山 正	当初 P・D作成者	麻田 英了					
						最終 主務課長名	横山 正	最終 P・D作成者	麻田 英了					
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	☐ 1 直営		☒ 3 全部委託				
	○ 2 経常的事務事業		☒ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☐ 2 一部委託		☐ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		利便性の高いまち		事業の開始・終了							
	☒ 1 該当		施 策		道路の整備		平成 18 年	～	平成 年	☒	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		① 幹線道路の整備		根拠法令等							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	「道の駅」アルプス安曇野ほりがねの里												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	快適に安心して利用できる道の駅に向け、利用者の要望や満足度を把握し、満足度向上のための対応策を計画する。											
		今年度	関係部署で道の駅の管理運営方法の協議・検討を行い、今後の方向性を定める。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 道の駅維持管理事務													
	② 道の駅委託業務の事務処理													
	③ 道の駅利用者アンケートの実施													
	④ 管理運営方法の検討													
	⑤ 駐車場用地の買収													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標						
	道の駅利用者の満足度	利用者アンケートにより、利用者の要望把握、満足度の調査	%	目標	100	100	100	100						
				実績	96	81	84							
				目標										
				実績										
				目標										
				実績										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	8	項	2	目	1	事業コード	135540	事業名称	道の駅維持管理
DO 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考					
	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円								
	県支出金	0 千円		0 千円		0 千円								
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円								
	その他特定財源	21 千円		28 千円		16 千円								
	一般財源	5,889 千円		5,741 千円		34,152 千円								
	計(A)	5,910 千円		5,769 千円		34,168 千円								
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類													
	人件費(B)	0.031 人	246 千円	0.031 人	244 千円	0.066 人	516 千円							
全体事業費(A+B)	6,156 千円		6,012 千円		34,684 千円									

CHECK	チェック項目		一次評価者		二次評価者						
			第2段階	小林 一彦	第2段階	飯森 正敏					
			職名	係長	職名	部長					
			所属課	都市建設部監理課	部局名	都市建設部					
	評価実施日	平成25年4月15日	一次評価の説明		評価実施日	平成25年4月19日					
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	本施設の利用者は増加傾向にあり、市内へ訪れる観光客のランドマークにもなっている。 また、隣接する物産センターは、地域産業の拠点となっていることから、市が管理すべき施設である。		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	道路利用者の利便性の向上と、安全で快適な道路環境の形成並びに地域振興に大きく貢献している。		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている	利用者アンケートの結果から数値目標は、概ね達成している。		☐ 目標に比べて劣っている						
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない			☐ あまり上がっていない						
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している			☒ 概ね達成している						
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している			☐ 十分達成している						
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	道の駅としての必要経費であるが、物産センターを含めた一帯の管理運営を想定すると、コスト削減の可能性があると考える。		☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☒ できる	☐ できない			☒ できる	☐ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☒ ある	☐ ない			☒ ある	☐ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 2	総合評価 B
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☒ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等		☐ 拡大・充実 ☐ 縮小	☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定	☒ 方法改善 ☐ 廃止/休止	☐ 民間委託等	
	当面の課題	施設全体の(道の駅+物産センター)の管理運営方法を関係部署で、協議・検討を行う。施設の課題であるトイレの改修を計画的に進める。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	(上記同様)					道の駅利用者の声を定期的に聴くことで、利用者の満足度のチェック及び改善に努められたい。 また、長年の懸案である管理運営方法について、関係者・関係部署との協議・検討を行い、早期に方向性を定めるよう調整を進められたい。				
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)	
事業名	道の駅管理事務
事業内容 (手段・手法など)	(1)道の駅の定義 道路利用者の「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び、活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設。 また東日本大震災以降、その敷地面積や設備から、災害時における地域の防災拠点としての機能面も重要視されるようになった。 (2)アルプス安曇野ほりがねの里 概要 (別紙1:案内、別紙2:配置図) ・住所:安曇野市堀金烏川2696番地 ・利用者数:546,000人 (3)事業の活動内容 ①道の駅維持管理事務 ・道の駅の運営に必要な消耗品(トイレトーパー、消毒液)の購入 ・道の駅施設の修繕 ・道の駅施設の機能維持にかかる光熱水費 ・道の駅に設置されている公衆電話の管理 ②道の駅委託業務の事務処理 ・道の駅公衆トイレ・情報交流室の清掃業務委託(日2回実施) ・道の駅自動扉開閉装置の保守業務委託(年2回実施) ③道の駅利用者アンケートの実施 (別紙3:集計表) ・道の駅の利便性向上を図るため、情報交流室にアンケート箱を設置し実施 ④管理運営方法の検討 現在、道の駅施設の管理は都市建設部、堀金物産センターは農林部農政課と分かれており、そのため道の駅で修繕等が必要となった場合、利用客が堀金物産センターへ伝え、それから堀金物産センターが監理課へ連絡することで初めて認知し、それを受けて修繕等の発注を行う状態となっているため即応性に欠けており、利用者にとっては不便な管理状況となっている。 利用者の利便性向上のため、一元管理に向けた協議を農林部農政課と行っている。 ⑤駐車場用地の買収 ・賃貸借契約をしていた道の駅南側駐車場用地を買収
平成24年度 事業実績	①道の駅維持管理事務 ・消耗品購入 217千円(11件) ・修繕費 69千円(4件) ・光熱水費 2,152千円 ・公衆電話料 36千円(一般財源20千円、その他特定財源16千円) ・道の駅負担金 50千円 ②道の駅委託業務の事務処理 ・道の駅公衆トイレ・情報交流室の清掃業務委託 1,596千円 委託先:(株)北産業 ・道の駅自動扉開閉装置の保守業務委託 63千円 委託先:(株)長野ナブコ ③道の駅利用者アンケートの実施 ・アンケート実施 平成24年7月2日～平成24年11月30日 回答数:50件 ⑤駐車場用地の買収 ・用地面積:1,998㎡ ・用地買収代 29,970千円、収入印紙代 15千円
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	平成24年度 近隣道の駅の施設概要について ①道の駅 安曇野松川(北安曇郡松川村) ・利用者数:197,000人 ・駐車場:普通車33台、大型車7台、身障者用2台 ・トイレ:男7、女5、身障者用各1、母子用1 ②道の駅 池田(北安曇郡池田町) ・利用者数:270,000人 ・駐車場:普通車80台、大型車5台、身障者用1台 ・トイレ:男13、女10、身障者用2、子供用1 ③道の駅 今井恵みの里(松本市) ・利用者数:250,000人 ・駐車場:普通車71台、大型車19台、身障者用2台 ・トイレ:男6、女6、身障者用1 ④道の駅 風穴の里(松本市) ・利用者数:193,000人 ・駐車場:普通車32台、大型車10台、身障者用2台 ・トイレ:男6、女7、身障者用1
特記事項 (事業の沿革等)	道の駅アルプス安曇野ほりがねの里 周辺施設建設経過について 平成元年 堀金総合体育館とともに、付帯駐車場として北側駐車場を建設 平成8年 堀金物産センター建設 平成10年 道の駅登録(エリアに駐車場、物産センター、中央公園を含む) 平成12年 道の駅にトイレ・情報交流室を建設 平成16年 賃貸借契約により南側駐車場を増設 平成24年 南側駐車場の用地を買収

ホーム	河川	道路	港・空港	都市・公園・建設産業	登録	用地
---------------------	--------------------	--------------------	----------------------	----------------------------	--------------------	--------------------

[ホーム](#) > [道路](#) > [地域づくり支援](#) > [関東道の駅](#)



いきたいところ、すばやくチェック

関東「道の駅」



ホーム

[お問い合わせ](#)



サイトマップ

[リンク集](#)

[道の駅検索 >>](#) [地図から探す](#) [道路名から探す](#) [目的から探す](#) [五十音一覧](#) [検索について](#)

[ホーム](#) > [長野県の道の駅](#) > [アルプス安曇野・ほりがねの里](#)

あづみの さと アルプス安曇野 ほりがねの里

胸おどる北アルプスの眺望と旬の味

>>ピクトグラムの説明



地図データ ©2013 Google, ZENRIN
大きな地図で見る

駅の概要

場所	〒399-8211 長野県安曇野市朝金烏川2896番地
TEL / FAX	0263-73-7002(司の味ほりがね物産センター) / 午前7時～午後5時(6月～9月)、午前8時30分～午後5時 (10月～5月)
開設時間	駐車場・トイレ・公衆電話などは24時間ご利用いただけます。
休館日	12月31日 午後12時00分 ～ 1月7日



駅長から

安曇野市坂金は長野県の中西部、安曇野の水田地帯の中心にあり、国営アルプスあづみの公園・奥野島川渓谷緑地の玄関口に位置した自然豊かな地域です。地元の司の新鮮野菜、そばなどを味わいにぜひお立ち寄りください。

施設紹介

[>>一覧を見る](#)



駐車場

普通車162台、大型車10台、身体障害者用2台



トイレ

男10、女6、身体障害者2



ほりがね物産センター(午前7時～午後5時
〔6月～9月〕、午前8時30分～午後5時〔10月～5月〕)

提供内容
①観光情報
付近の観光情報を案内人が提供
かあさんのおむすびの店
物産センター内にある食堂コーナー、手打ちそば、田舎カレー、おむすび定食などが人気メニューです。100%地粉そば打ち体験もできます(予約制)。



かあさんのおむすびの店

物産センター内にある食堂コーナー、手打ちそば、田舎カレー、おむすび定食などが人気メニューです。100%地粉そば打ち体験もできます(予約制)。



旬の味 ほりがね物産センター

新鮮野菜などの販売所と金魚屋があります。季節の花き(カーネーション、トルコギキョウ、ストック、りんどう)、新鮮野菜(セロリ、スイートコーン、アールスメロン、アスパラ)、りんごジュースなど、おみやげに最適です。



坂金農産物加工センター

パン、餅、味噌、漬物、ジュース、ジャム、等の加工を行っております。

アルプス安曇野・ほりがねの里 関東「道の駅」

「安曇野産物加工センター」
パン、餅、味噌、漬物、ジュース、ジャム、等の加工を行な
っております。



臼井吉見文学館

大河小説『安曇野』でその地名を一躍有名にした作家、臼
井吉見の遺筆原稿、色紙、書簡、碑文、文献等を展示して
います。

[周辺観光案内](#)

[>> 一覧を見る](#)

[地域の主な祭事](#)

[>> 一覧を見る](#)

[このページのトップへ](#)

Copyright©2004 Ministry of Land, Infrastructure and Transport Kanto Regional Development Bureau

[関東地方整備局の紹介](#) [公営・ご意見募集](#) [入省案内](#)

関東地方整備局 所在地 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話:048(601)3151

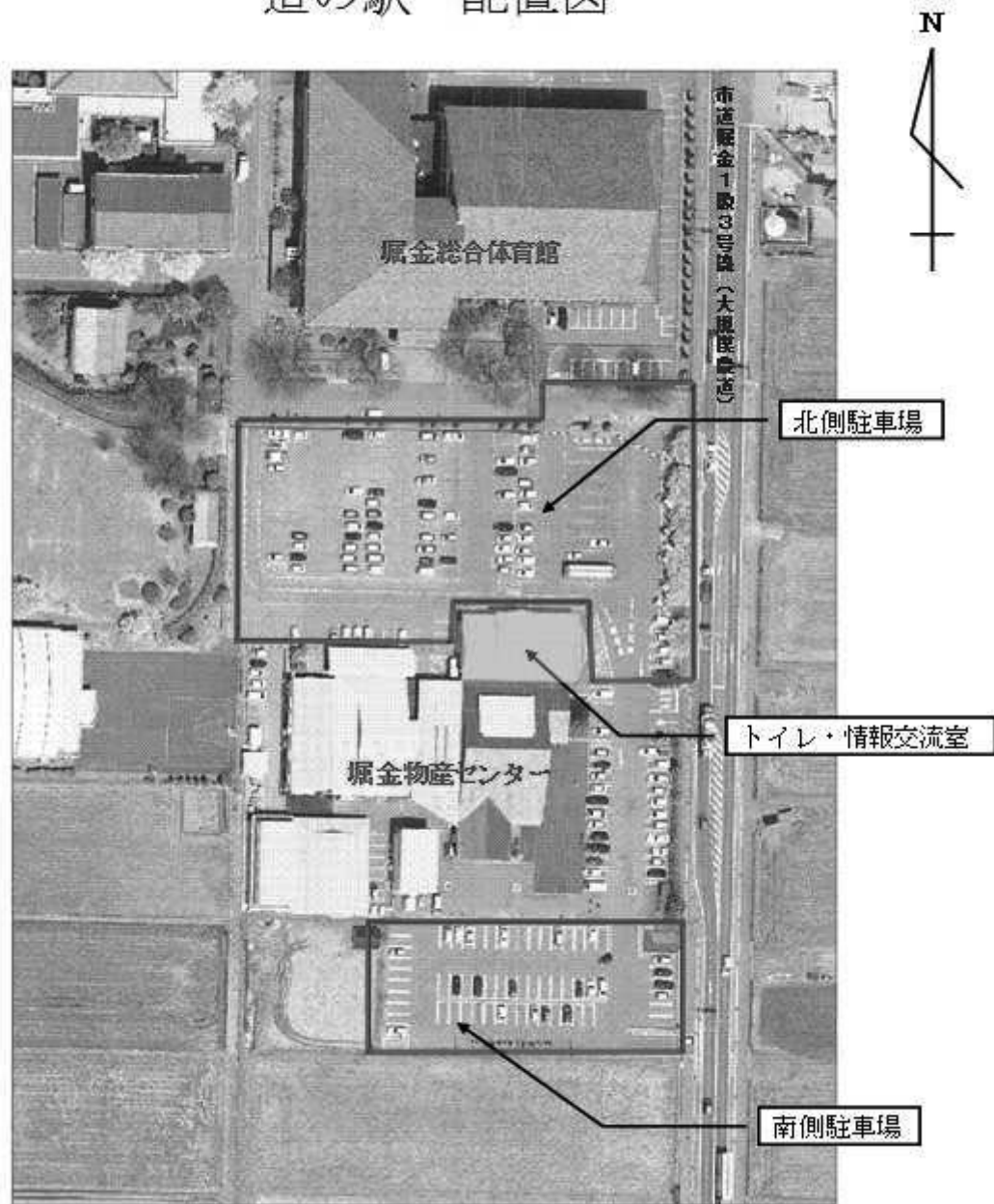
[リンク・著作権等について](#) [プライバシーポリシー](#) [ウェブサイトアクセシビリティへの取り組み](#)

Copyright © 2010 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/eki/station/nagano_horigane/index.html

(別紙2)

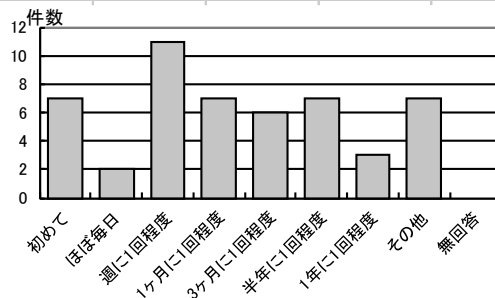
道の駅 配置図



平成24年度「道の駅」アンケート 結果集計表		(別紙 3)
調査対象・方法	「道の駅」利用者・情報交流室にポスター、アンケート、回収BOXを設置	
調査期間	平成24年7月2日 から 平成24年11月30日 まで	
回答数	50件	

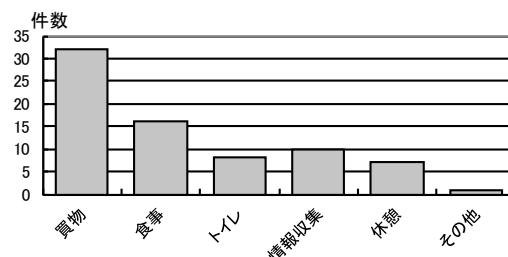
質問1 当駅は、どのくらいの頻度でご利用されますか。1つ選択してください。

回答1	回答数	割合	
初めて	7	14.0%	2位
ほぼ毎日	2	4.0%	
週に1回程度	11	22.0%	1位
1ヶ月に1回程度	7	14.0%	
3ヶ月に1回程度	6	12.0%	
半年に1回程度	7	14.0%	2位
1年に1回程度	3	6.0%	
その他	7	14.0%	2位
無回答	0	0.0%	
回答数	50		



質問2 当駅をご利用される主な目的は何ですか。

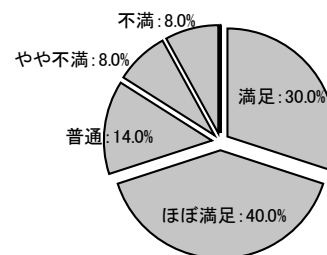
回答2	回答数	割合	
買物	32	43.2%	1位
食事	16	21.6%	2位
トイレ	8	10.8%	
情報収集	10	13.5%	3位
休憩	7	9.5%	
その他	1	1.4%	
回答数	74	100.0%	



質問3 当駅の施設について、どのように感じですか。

①“ほりがね物産センター”について

回答3-①	回答数	割合	
1.満足	15	30.0%	70.0%
2.ほぼ満足	20	40.0%	
3.普通	7	14.0%	16.0%
4.やや不満	4	8.0%	
5.不満	4	8.0%	
無回答	0	0.0%	
合計	50	100.0%	



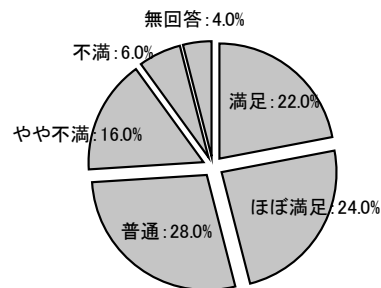
意見・要望

(物販) 物産、野菜は魅力的。
(物販) 新鮮野菜、食事goodです。
(物販) 野菜、果物、最高です。
(物販) 朝早くから営業しているのが良いですね。
(物販) 物産センターの野菜の色が暗く見えているので工夫していただきたい。
(物販) 農家の果物をとり入れず、よその県のをあつかうのはおかしい。
(物販) 地産地消、堀金物産センターの良心的な対応、商品はベスト。食事も良し、努力が見られます
(物販) 朝市農産品等のセールはとても楽しみでうれしいです。
(物販) 安いし、良いものが売っているから。
(物販) おみやげなどがない。
(物販) 食事やおにぎり、惣菜は他の道の駅より種類、足、値段と申し分ありません。店員の方の接客も大変すばらしいと思います。
(物販) おそうざいは種類も豊富でいつも楽しく見えています。味も非常においしい。
(物販) 6月から7時になっていますが、中々品物が揃っていないのであるので品物を揃えてから開いてほしい。
(物販) 野菜の値段が高い。
(物販) おみやげを多くしてほしい。
(食事) おいしかった。
(食事) 食堂の閉店時間が早すぎ。せめて17時頃に。
(食事) レストランの接客が悪い。笑顔もない。こっちが挨拶しても返事がない。「ありがとうございました」と言われたい。

質問3 当駅の施設について、どのようにお感じですか。

②“情報交流室”について

回答3-②	回答数	割合	
1.満足	11	22.0%	46.0%
2.ほぼ満足	12	24.0%	
3.普通	14	28.0%	28.0%
4.やや不満	8	16.0%	22.0%
5.不満	3	6.0%	
無回答	2	4.0%	
合計	50	100.0%	



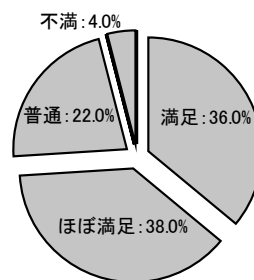
意見・要望

- (情報) 情報交流室に余り地元の情報がないように思う。直売所や道の駅の情報がもう少し欲しい。
- (情報) もっと近隣パンフレットや情報誌を置いてほしい。
- (空調) もう少し人を呼んで、クーラーをつけた方がいい。
- (空調) 夏は冷房を絶対入れてください。
- (イベント) 「道の駅」スタンプブックを販売してください。
- (設備) インターネットのフリースポットがほしい。
- (設備) TVは利用者のいる時間に放映がよい。時間を決めて放映する。
- (設備) この部屋に時計が欲しいね。館内禁煙ならばトイレ入口のタバコの煙が部屋に入らぬ工夫を。

質問3 当駅の施設について、どのようにお感じですか。

③“駐車場”について

回答3-③	回答数	割合	
1.満足	18	36.0%	74.0%
2.ほぼ満足	19	38.0%	
3.普通	11	22.0%	22.0%
4.やや不満	0	0.0%	4.0%
5.不満	2	4.0%	
無回答	0	0.0%	
合計	50	100.0%	



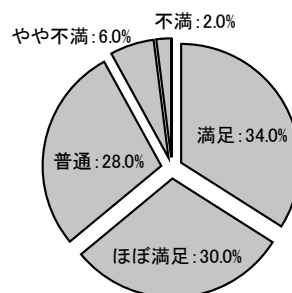
意見・要望

- 北側駐車場のラインを引いてほしい。

質問3 当駅の施設について、どのようにお感じですか。

④“トイレ”について

回答3-④	回答数	割合	
1.満足	17	34.0%	64.0%
2.ほぼ満足	15	30.0%	
3.普通	14	28.0%	28.0%
4.やや不満	3	6.0%	8.0%
5.不満	1	2.0%	
無回答	0	0.0%	
合計	50	100.0%	



意見・要望

- (設備) トイレにハンドソープ・石鹸が設置され、これで他の道の駅のレベルになりました。
- (設備) トイレはほぼ満足。
- (設備) 暗い
- (設備) トイレのハンドソープは、この先も切らずにお願いします。
- (設備) トイレの前が喫煙所では室内に入りにくい。
- (清掃) 滑りそうになるため、水をまく時、もう少し注意をはらっていただきたいと思いました。
- (清掃) 臭い

⑮ 福祉医療給付事業 福祉医療給付事業

No.	17	—	2	基本事務事業名	福祉医療給付事業	事務事業名	福祉医療給付事業	公的関与	5	当初 P・D 作成日	平成24年6月29日			
当初 部局名	健康福祉部			当初 課名	社会福祉課	当初 主務課長名	三枝 幸子	当初 P・D作成者	野本 岳洋					
						最終 主務課長名	三枝 幸子	最終 P・D作成者	野本 岳洋					
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		○ 5 補助・負担・支援		事業運営方法	☒ 1 直営		☐ 3 全部委託				
	● 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			☐ 2 一部委託		☐ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		認め合い支えあえるまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		地域福祉の推進		平成 17 年	～	平成 年	☒	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		① 地域福祉体制の充実		根拠法令等	安曇野市福祉医療費給付金条例						
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	乳幼児～中学3年生、母子父子家庭、障害者(身障1～3級、4級の一部、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～2級)												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	福祉の向上(経済的負担の軽減、適正受診の誘導、子育て支援、社会参加促進)											
		今年度	対象者及び対象医療拡大の希望があるので、他市の動向を研究する。また、補助金の範囲の拡大も他市と連携し県に検討を促す。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 医療保険給付自己負担額から診療報酬請求明細書1枚あたり500円を控除した医療費を扶助する。													
	② 転入や出生、障害者手帳交付など新規受給対象者へ、もれのないよう本事業の申請について案内を行う。													
	③ 医療費の窓口無料化、対象者、対象医療拡大について、機会を捉え県内の19市で話し合いを持ち、県の検討会へつなぐ。													
	④													
	⑤													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標						
	対象者数に対する申請数の割合	申請者数÷対象者数	%	目標	100	100	100	100						
				実績	100	100	100							
				目標										
				実績										
				目標										
				実績										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	3	項	1	目	1	事業コード	117055	事業名称	福祉医療費給付事業
D O 直接事業費			平成 22 年度決算		平成 23 年度決算		平成 24 年度決算		備考					
	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円								
	県支出金	191,850 千円		204,429 千円		208,921 千円								
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円								
	その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円								
	一般財源	266,208 千円		306,398 千円		364,973 千円								
	計(A)	458,058 千円		510,827 千円		573,894 千円								
	(内臨時職員経費)	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円							
	臨職種類													
	人件費(B)	0.847 人	6,711 千円	0.847 人	6,654 千円	0.847 人	6,621 千円							
全体事業費(A+B)	464,769 千円		517,481 千円		580,515 千円									

チェック項目		一次評価者		三枝 幸子		二次評価者		飯沼 利雄			
		第2 段階	職名	課長		第2 段階	職名	部長			
			所属課	健康福祉部社会福祉課			部局名	健康福祉部			
			評価実施日	平成25年4月22日			評価実施日				
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	一次評価の説明 乳幼児、小中学生、母子父子家庭、障害者などの医療費を助成することにより、その家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援や社会参加促進など福祉の増進に寄与している。			☐ 少ない	☒ 大きい			
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある				☐ ない	☒ ある			
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある				☐ ない	☒ ある			
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない				☐ いる	☒ いない			
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	市独自の費用で乳幼児の対象者を拡大することにより、子育て支援の一助を担っている。また、貸付制度を始めたことにより、対象者に早期受診を促すことができ、健康管理面からも有効である。			☐ いえない	☒ いえる			
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる				☐ いえない	☒ いえる			
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない				☐ する	☒ しない			
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる				☐ できない	☒ できる			
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている		対象者の健康保持と福祉増進に寄与している。			☐ 目標に比べて劣っている				
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない					☐ あまり上がっていない				
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☐ 概ね達成している					☐ 概ね達成している				
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☒ 十分達成している					☒ 十分達成している				
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	県内統一の自動給付方式が導入されており、合理的に事務執行されている。			☐ 高い	☒ 適当			
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない				☐ できる	☒ できない			
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない				☐ ある	☒ ない			
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない				☐ ある	☒ ない			
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A	妥当性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民間委託等		☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民間委託等		☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民間委託等		☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民間委託等		☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民間委託等	
	当面の課題	近隣市町村でさらに対象者を拡大しており、本市としても市民ニーズを把握しながら検討をしていく必要がある。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	実績のある近隣市町村の対応を見据え、費用対効果を考慮し検討していく。また、長野県福祉医療費給付事業検討会の動向にも目を向け、対応していく。					事業拡大にあたっては、市民ニーズの把握の仕方を、当事者だけではなく、多方面からの関係者からの情報を集約し検討する必要がある。				
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)				
事業名		福祉医療費給付事業		
事業内容 (手段・手法など)	【事業の目的】 乳幼児・児童、障害者、母子・父子家庭等の医療費に対し給付金を支給し、医療費負担の軽減を図り、子育て支援、福祉の増進に寄与する。 【福祉医療費給付金支給について】 ①給付対象者は受給者証の交付申請を行い、受給者証の交付を受ける。 ②医療機関受診時(処方箋による調剤も)に受給者証を提示し自己負担金を支払う。医療機関ではレセプトの写しに受給者番号を記載したものを長野県国保連合会へ送付。国保連合会では審査集計を行い、受診データを市へ送付する。 ③国保連合会から送付されたデータにより、市では自己負担金から受給者負担金、医療保険からの高額療養費給付・付加給付を控除し受給者の口座へ給付金支払を行う。 【対象者】 H25年5月1日現在 18,293名 ①乳幼児・児童（対象者12,112名 うち出生から小3までの対象者6,924名） 出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童 ②障害者（対象者3,723名） 身体障害者手帳1級から3級 療育手帳A1・A2・B1・B2 精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ対象）、精神障害者保健福祉手帳2級（自立支援医療精神通院に係る療養のみ対象） 65歳以上で一定以上の障害がある方（国民年金法施行令別表該当） ③母子家庭の母、母子家庭の子（18歳未満）、父母のいない児童（対象者2,165名） ④父子家庭の父、父子家庭の子（18歳未満）（対象者293名） 【貸付制度】 収入が少なく医療機関での窓口支払が困難な受給者に対し、資金貸付を行い早期に受診できるようにしている。貸付金の返済は、福祉医療費給付金をもって行う。 【効果】 医療費の自己負担軽減を図ることにより、早期治療を促すことができ重症化を防ぐ効果がある。これに伴って、医療費の増加も抑える効果があると見込まれる。 【県補助対象】 (補助率 対象経費の1/2) ①乳幼児・児童 就学前児童の入通院及び小3までの入院 ②障害者 「身障手帳1～3級」「療育手帳A1・A2・B1」「精神1・2級」「65歳以上国民年金法施行令別表該当者」 所得制限あり 特別障害者手当準拠 ③母子家庭等 所得制限あり 児童扶養手当準拠 ④父子家庭 所得制限あり 児童扶養手当準拠			
	平成23年度 事業実績	支給金額 ①乳幼児 延121,617件 192,164,225円(県補助額 45,454,000円) ②障害者 延 62,595件 276,602,370円(県補助額 123,869,000円) ③母子家庭等 延 17,293件 37,829,001円(県補助額 16,867,000円) ④父子家庭 延 1,505件 4,230,803円(県補助額 1,214,000円) 計 延203,010件 510,826,399円(県補助額 187,404,000円)		
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	近隣市実績 松本市 H23 1,250,256,897円(県補助額427,672,000円) 対象者 44,235名 塩尻市 H23 460,561,755円(県補助額115,383,000円) 対象者 12,502名 大町市 H23 181,077,193円(県補助額 58,235,000円) 対象者 5,513名			
特記事項 (事業の沿革等)	H22年4月、少子化対策として子育て中の保護者の負担を軽減するため、乳幼児等の対象年齢を就学前から中学校卒業までに拡大。 精神障害者の地域での生活を支援するため、精神保健福祉手帳2級（自立支援医療精神通院のみ対象）を給付対象に追加。 近年、障害者手帳保有者数が増加傾向にあり、受診件数及び支給実績も増加している。 所得制限を設けていないため、資格認定時の所得判定事務が不要。このため社会福祉課1課、担当者1名ですべての事務処理を行うことができ効率化が図られている。			

乳幼児等医療費給付制度の市町村実施状況

平成24年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数			
入院	外来		市	町	村	計
小3まで	小学校就学前	所得制限なし				
	小3まで	所得制限なし	1			1
小6まで	小6まで	所得制限なし	2			2
中学校卒業まで	小3まで	所得制限なし	3			3
	小6まで	所得制限なし	1	1		2
	中学校卒業まで	中学校就学前 所得制限なし 中学校就学～ 父母の所得税の合計が153,000円未満		1		1
		所得制限なし	12	12	16	40
		小計	12	13	16	41
18歳到達月まで	18歳到達月まで	所得制限なし			1	1
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし		9	18	27
合 計			19	23	35	77

(県制度と同じ)

←安曇野市

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成24年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数		
	本人	扶養義務者等	市	町	村 計
1～3級	1-2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	4	14	28 38
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	1	2 5
	1-2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1-2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			1 1
	1-2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			2 2
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5 12
	小 計		10	18	30 58
	1-2級 特別障害者手当準拠 3-4級 所得税非課税者	1-3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者 (同一世帯者)		1	1 1
1～4級	1-2級 特別障害者手当準拠 3-4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1	3
	1-2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1 1
	1-3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1-2級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者 (同一世帯者)	1		1
	1-3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1	2
	1-2級 所得制限なし 3-4級 特別障害者手当準拠	1-2級 所得制限なし 3-4級 特別障害者手当準拠	1		1
	1-3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1-3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者 (同一世帯者)	1		1
	1-3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1-3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1		1
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	2
	小 計		7	4	14
	1-4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1-4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者 (同一世帯者)	1		1
	小 計		1		1
1～5級	1-2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税者	特別障害者手当準拠			1 1
合 計			19	23	35 77

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（療育手帳）

平成24年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数		
	本人	扶養義務者等	市	町	村 計
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	6	14	18 38
	A1 所得制限なし	A1 所得制限なし	1		1 1
	A2・B1特別障害者手当準拠	A2・B1特別障害者手当準拠			
	所得制限なし	所得制限なし	5	4	3 12
小 計			12	18	21 51
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	4	7 14
	A1 所得制限なし	A1 所得制限なし			
	A2・B1 特別障害者手当準拠	A2・B1 特別障害者手当準拠			1 1
	B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税者 (同一世帯者)			
	A1・A2 所得制限なし	A1・A2 所得制限なし			1 1
	B1・B2 特別障害者手当準拠	B1・B2 特別障害者手当準拠			
	A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1		1
	B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税者 (同一世帯者)			
	A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1		1
	B2 特別障害者手当準拠	B2 特別障害者手当準拠			
	所得制限なし	所得制限なし	2	1	5 8
小 計			7	5	14 26
合 計			19	23	35 77

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

平成24年4月1日現在

所 得 制 限		市 町 村 数		
本人	扶養義務者等	市	町	村 計
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	18	26 55
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9 22
合 計		19	23	35 77

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成24年4月1日現在

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害者区分	入院・通院の別	所得制限		市町村数		
		本人	扶養義務者等	市	町	村 計
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税者 (同一世帯者)		1	1
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		2	2
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし		1	1
	小 計				4	4
1～3級	1級 通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	9	12
		2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠			
		1級 所得制限なし	1級 所得制限なし	1		1
		2級 所得税非課税者	2級 特別障害者手当準拠			
	2級 自立支援医療 精神通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2
		所得制限なし	所得制限なし	1		1
		1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2
		2級 所得税非課税者	2級 所得税非課税者			
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2
		2級 所得税非課税者	2級 所得税非課税者			
		所得制限なし	所得制限なし	3	2	5
		所得制限なし	所得制限なし			
	1～2級入院	1～2級入院 市町村民税非課税者	入院 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1		1
		1級通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠			
		2級通院 所得税非課税者	2級通院 特別障害者手当準拠			
		1～2級入院通院 所得税非課税者	1～2級入院通院 所得税非課税者等 (同一世帯者)	1		1
	1級通院のみ	1級通院 特別障害者手当準拠	1級通院 特別障害者手当準拠			
		2級通院 所得税非課税者	2級通院 特別障害者手当準拠			
		1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1
		2級 所得税非課税者	2級 所得税非課税者			
	入院・通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	1	3
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			
		所得制限なし	所得制限なし	1	2	3
		所得制限なし	所得制限なし			
	小 計			14	14	47
1～3級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1～2級 特別障害者手当準拠	1		1
		2級 市町村民税・所得税非課税者	3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			
		1～2級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2
		3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠			
	1級は通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1～2級 特別障害者手当準拠	1		1
		2級 所得税非課税者	3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			
		3級 市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			
	2級は自立支援 医療精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1～2級 特別障害者手当準拠			
		2級 所得税非課税者	3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			
		3級 市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			
	精神科入院のみ 通院は1級のみ	入院 所得制限なし	入院 所得制限なし			
		通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			
	1～2級は入院 3級は通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠			
		2～3級 市町村民税非課税者	2～3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			
		1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠			
		2～3級 所得税非課税者	2～3級 所得税非課税者 (同一世帯者)			
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		1	1
		2～3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠			
		1～2級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			
		3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠			
	特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	4
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			
		1級 所得制限なし	1級 所得制限なし			
		2～3級 特別障害者手当準拠	2～3級 特別障害者手当準拠			
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし		2	4
		所得制限なし	所得制限なし			
		所得制限なし	所得制限なし			
		所得制限なし	所得制限なし			
	小 計			5	9	14
	合 計			19	23	35

(税制度と同じ)

←安曇野市

母子家庭医療費給付制度の市町村実施状況

平成24年4月1日現在

対象児童	所 得 制 限			市 町 村 数			
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校 等卒業 まで	所得税非課税者	所得税非課税者	所得税非課税（同一世帯者）			1	1
	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	母：児童扶養手当準拠 子：所得制限なし			1	1
	児童手当（特例給付）準拠	児童手当（特例給付）準拠	児童手当（特例給付）準拠		1		1
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	4	13
	小 計			19	22	35	76
	20歳未満 の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1	
小 計				1		1	
合 計			19	23	35	77	

(県制度と同じ)

←安曇野市

（県制度と同じ）

←安曇野市

母子家庭医療費給付制度の市町村実施状況（父母のない児童）

平成24年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数			
	子	扶養義務者等	市	町	村	計
18歳未満 又は 20歳未満高等学校 等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60
	児童手当(特例 給付) 準拠	児童手当(特例給付) 準拠		1		1
	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15
	小計		19	22	35	76
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1
	小計			1		1
合 計			19	23	35	77

(県制度と同じ)

←安曇野市

（県制度と同じ）

←安曇野市

父子家庭医療費給付制度の市町村実施状況

平成24年4月1日現在

対象児童	所 得 制 限			市 町 村 数			
	父	子	扶養義務者等	市	町	村	計
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校 等卒業 まで	所得税非課税者	所得税非課税者	所得税非課税（同一世帯者）			1	1
	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	14	19	29	62
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	父：児童扶養手当準拠 子：所得制限なし			1	1
	児童手当（特例給付）準拠	児童手当（特例給付）準拠	児童手当（特例給付）準拠		1		1
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	5	2	4	11
	小 計			19	22	35	76
20歳未満 の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1
	小 計				1		1
合 計				19	23	35	77

(県制度と同じ)

←安曇野市

（県制度と同じ）

←安曇野市

⑯ 協働のまちづくり推進事業 つながりひろがる地域づくり事業事務

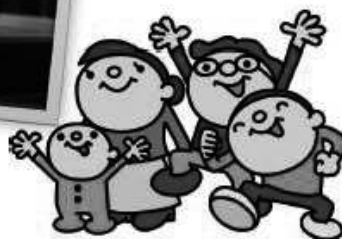
No.	36	—	38	基本事業事業名	協働のまちづくり推進事業	事務事業名	つながりひろがる地域づくり事業事務	公的関与	9	当初 P・D 作成日	平成25年4月5日			
当初 部局名	堀金総合支所			当初 課名	地域支援課		当初 主務課長名	鹿川一郎		当初 P・D作成者	宮澤周子			
							最終 主務課長名	鹿川一郎		最終 P・D作成者	宮澤周子			
事業区分	○ 1 ソフト事業		○ 3 施設等整備事業		● 5 補助・負担・支援		事業運営方法	□ 1 直営		□ 3 全部委託				
	○ 2 経常的事務事業		○ 4 施設の管理・運営		○ 6 内部事務・その他			□ 2 一部委託		☑ 4 補助等				
総合計画 (前期基本計画)	実施計画		政 策		協働で築かれるまち		事業の開始・終了							
	● 1 該当		施 策		協働のまちづくりの推進		平成 19 年	～	平成 年	☑	期間設定なし			
	○ 2 非該当		具体的施策		① コミュニティー活動の充実		根拠法令等							
事業の 対象・目的	対象(誰を、何を)	市民活動団体が行う自主的で主体的な、地域に根ざした市民活動事業の支援												
	目的(どういう状態にしたいのか)	最終的	多くの市民が自ら考え、自分たちの手でより良いまちにしてい活動の促進を目指す。											
		今年度	この様な制度があることを機会あるごとにPRしていく。											
事業の 活動内容	具体的にどのような活動を行いますか。(主なもの5つまで)													
	① 広報あづみの・無線放送・区長会等において事業制度について市民へ周知する。													
	② 希望団体の相談に応じ、事業が補助事業の趣旨に沿うよう助言する。													
	③ 応募団体について選考委員会を開催し、補助金交付の可否及び金額を審査する。													
	④ 事業が完了するまでの間、補助事業の趣旨からはずれないよう必要に応じ助言する。													
	⑤ 事業成果発表会を開催し、市民活動団体自らの評価とする。区長会等で事業成果を紹介し、次年度の新規団体の応募につなげる。													
数値目標 (事業の目的及び活動内容の達成度を測る指標)	指標名	計算式又は指標設定理由	単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度末	最終目標						
	補助団体	多くの団体の応募が望ましい	組織	目標	6	2	4	4						
				実績	3	1	4							
				目標										
				実績										
				目標										
				実績										
予算費目	会 計	安曇野市一般会計			款	2	項	1	目	6	事業コード	104040	事業名称	まちづくり推進事業
DO 直接事業費		平成 22 年度決算	平成 23 年度決算	平成 24 年度決算	備考									
	国 庫 支 出 金	0 千円	0 千円	0 千円										
	県 支 出 金	0 千円	0 千円	0 千円										
	地 方 債	0 千円	0 千円	0 千円										
	そ の 他 特 定 財 源	0 千円	0 千円	4,527 千円										
	一 般 財 源	2,630 千円	1,905 千円	千円										
	計(A)	2,630 千円	1,905 千円	4,527 千円										
	(内臨時職員経費)	0.000 人 0 千円	0.000 人 0 千円	0.000 人 0 千円										
	臨職種類													
	人件費(B)	0.000 人 0 千円	0.000 人 0 千円	0.184 人 1,438 千円										
全体事業費(A+B)	2,630 千円	1,905 千円	5,965 千円											

チェック項目		一次評価者		鹿川一郎		二次評価者		高橋道明			
		第2 段階	職名	課長		第2 段階	職名	支所長			
			所属課	堀金総合支所地域支援課			部局名	堀金総合支所			
			評価実施日	平成25年4月5日			評価実施日	平成25年4月5日			
妥当性	1. 市が実施しなくても、公平性・公正性が確保できる等、他の実施主体があり、事業を廃止・休止しても影響は大きくない。	☐ 少ない	☒ 大きい	一次評価の説明 市民活動への支援としての補助金であり、地域の活性化を図る上で必要である。		☐ 少ない	☒ 大きい				
	2. 厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められない。	☐ ない	☒ ある			☒ ない	☐ ある				
	3. 住民満足度の向上のために、現在事業内容が適切である。	☐ ない	☒ ある			☐ ない	☒ ある				
	4. 住民ニーズの低下がみられたり、近隣自治体と比較してニーズを上回るサービスとなっている。	☐ いる	☒ いない			☐ いる	☒ いない				
有効性	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。	☐ いえない	☒ いえる	各種団体に機会ある毎に説明を行い、活動団体の事業を立ち上げる際の支援となっている。		☐ いえない	☒ いえる				
	2. 事業内容のマンネリ化など、施策への貢献度が著しく高いとはいえない。	☐ いえない	☒ いえる			☐ いえない	☒ いえる				
	3. 市が実施する施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐ する	☒ しない			☐ する	☒ しない				
	4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	☐ できない	☒ できる			☐ できない	☒ できる				
達成度	1. 目標設定に対して進捗状況が劣っていると思う。	☐ 目標に比べて劣っている		事業目標に対して、事業の取り組みが実施された。		☐ 目標に比べて劣っている					
	2. 目標設定に対して成果があまり上がっていないと思う。	☐ あまり上がっていない				☐ あまり上がっていない					
	3. 目標設定に対して概ね目標を達成していると思う。	☒ 概ね達成している				☒ 概ね達成している					
	4. 目標設定に対して十分に目標を達成していると思う。	☐ 十分達成している				☐ 十分達成している					
効率性	1. 効果に比べてコストが高い。	☐ 高い	☒ 適当	特に問題ない。		☐ 高い	☒ 適当				
	2. 他の実施主体のノウハウや新たな制度を活用できる。	☐ できる	☒ できない			☐ できる	☒ できない				
	3. 予算・人員と成果の関係で、実施手段等を見直す余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
	4. 電子化や契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	☐ ある	☒ ない			☐ ある	☒ ない				
ACTION	評価点	妥当性 4	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A	妥当性 3	有効性 4	達成度 3	効率性 4	総合評価 A
	今後の方向性	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小		☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定 ☐ 廃止/休止		☐ 方法改善 ☐ 民間委託等	☐ 拡大・充実 ☐ 縮小		☐ 現状維持 ☐ 統合/終期設定 ☐ 廃止/休止		☐ 方法改善 ☐ 民間委託等
	当面の課題	本事業を立ち上げた団体が今後どのように継続し、発展させていくかが課題。他の地域の団体にこの制度の周知していく方法。					二次評価での指摘事項				
	改革案と実行計画	市民活動センターなどを活用し、団体へのサポート体制の充実。機会ある毎、活動団体への事業説明と一般市民への広報の拡大を図る。					機会があるごとに制度について説明会も実施してきているので、今後はより市民に使いやすい事業となるようPRされたい。				
	委員会指摘事項										

事業シート(補足説明)	
事業名	つながりひろがる地域づくり事業
事業内容 (手段・手法など)	○目的 支え合う地域社会を目指し、市民団体が行う自主的で主体的な地域に根ざした市民活動事業を支援し、幅広い市民活動事業の輪を広げることを目的としている。 ○補助対象団体 地域に根ざした市民活動団体で、次のことに該当すること。 ①安曇野市に活動拠点を有していること。 ②市民が5人以上の構成員となっていること。 ③団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。 ④活動実績があること。 ○補助対象事業 市内で行う協働の啓発を伴い、地域の絆を強める事業で、次のことに該当すること。 ①自主的・主体的に取り組む市民活動事業で、モデル的、発展性があること。 ②新たな地域の世代間等市民交流機会の創出が図れること。 ③経済的、精神的に自立を目指し、継続性が見込めること。 ④国・県・市からの助成を受けていないこと。 ⑤宗教・政治関連事業でないこと。 ⑥特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業でないこと。 ○補助対象経費 補助対象事業を実施するために直接必要な経費とする。 補助対象事業の実施に要する経費－当該事業収入等の額＝補助金交付対象経費 ○補助金交付額 補助金交付対象経費の2分の1以内、20万円を限度とする。 ○選考基準 次のような基準により選考している。 ①地域住民ニーズに対応し、多くの市民参加が望める事業であること。(公共性) ②地域の世代間等の交流が図られ協働の実態があること。(交流) ③協働事業として模範となり、進展が見込める事業であること。(発展性) ④将来自立した活動が望める事業であること。(継続性) ⑤市民を平等かつ公平に考え事業実施できる団体であること。 ⑥活動実績が確かであること。 ○選考方法 5総合支所ごとに選考委員会において審査し、選考 ○選考結果 選考結果は、郵送、交付決定団体はホームページでも公表、交付決定の場合、事業を実施 ○実績報告 提出期限: 事業終了後の日から30日以内、又は平成25年3月31日のどちらか早い日 提出書類: 実績報告書 添付書類: 補助事業決算書、帳簿及び証拠書類(写)、その他必要な書類(記録写真等) ○補助金の請求 実績報告書を提出すると、補助金交付確定通知が郵送、補助金の請求書により請求 ○事業成果発表会への参加 交付要件のひとつとして、事業実施後、事業成果発表会の開催がある。発表会は市民に公開し、市民団体の自らの評価になる。 平成25年3月2日くりん広場にて成果発表会が開催された。 補助金交付団体数(市全体) 42団体 交付額 4,993,000円 うち、堀金地域では4団体 交付額 363,000円
平成23年度 事業実績	補助金交付団体数 25団体(市全体) 交付額 1,905,000円 うち、堀金地域では1団体 交付額 64,000円 (菜園友の会)
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
特記事項 (事業の沿革等)	平成24年度から事業補助金の内容を変更 ・補助上限額を拡大: 平成23年度まで対象経費の2分の1以内、10万円を上限としてきたが、平成24年度から上限を20万円に拡大 ・補助期間の拡大: 平成23年度までは、内容の充実、規模拡大等が図られている事業は、2年を限度に補助を受けることが可能だったが、24年度からは期間を1年延長し最長3年継続した補助を受けることが可能 ・交付対象経費の拡大: 事業実施に必要な通信費を含め、事業実施に伴う会場設営に係る費用や資機材の運搬経費等も対象経費とする。

事業シート(補足説明)	
事業名	つながりひろがる地域づくり事業
事業内容 (手段・手法など)	○平成24年度申請方法 申請期間：4月2日～4月27日 提出書類：補助金申請書、市民活動団体の規約、役員名簿等、予算積算資料 申請期間中に4件の申請 ○5月16日に選考委員会を開催、選考基準に従い審査し、選考実施 (選考委員：支所長、地域支援課長兼産業建設課長、公民館長) ○選考結果：委員の審査での講評及び補助金交付に伴う付記事項等を付して交付決定 申請団体は交付決定を受けて事業を実施 申請の4団体：田多井音頭保存会、盛り上げ隊、桜並木を守る会、菜園友の会 ○団体の事業等の活動内容及び成果 ①事業名：田多井音頭保存会（田多井音頭保存会） 田多井音頭の音源はレコード盤・テープであり、音質が悪く伝統ある地域文化を継承するのに支障をきたしていた。今回音源をCDに録りなおし、これを利用して地域住民とともに踊りを練習し、納涼祭に披露することができた。子どもから大人まで地域文化に触れる機会をつくり、地域の活性化を図ることができ、住民同士の交流を深めることができた。 (交付決定額 77,000円) ②事業名：地域活性化事業（盛り上げ隊） 地域交流の場の提供(カラオケ大会・餅つき大会等)、地域行事(イベント)への参加(甲冑スタイル)により活性化を図る取り組みを実施した。公民館行事、敬老会、社会福祉協議会、商工会、青色申告会などの団体と協働しながら、イベントを盛り上げることでより活性化を図り、幅広い年代の方々との交流を深めることができた。 (交付決定額 153,000円) ③事業名：扇町 桜の会(桜堤保全整備事業)(桜並木を守る会) 桜並木の保全整備として剪定、下草刈り、ゴミ拾いを行う。安曇野市緑化協会の指導・協力のもと、勉強会・交流会を実施、ハード面のみならずソフト面においても充実を図り、次世代に知識、歴史、背景、精神などを継承することができた。また、地域の憩いの場、財産として桜並木を守り、地域の環境保全に貢献できた取り組みとなった。 (交付決定額 76,000円) ④事業名：菜園友の会（菜園友の会） 使われていないハウスを利用し秋冬野菜を育て農作業の楽しさ、自分たちで作ったものを味わう喜びを味わい交流を広げる取り組みを実施した。若い世代、高齢者の会員が増えともに働きやすい時間を利用し活動を行った。安心安全でおいしい秋冬野菜を育て皆で味わうことができた。大震災の被災地から転居された方々の加入もあり被災地へ野菜を送る活動もできた。また料理教室を開き、子どもたちも加わり作った野菜を利用しのみ巻きやまきなどを作り有意義な時間を持ち交流も深めることができた。2年目の今年度も目標を達成できよい活動ができたが、今後継続運営していくために安心安全なおいしい野菜を作る技術、栽培計画を立て運営していくことが課題となった。活動を継続することによりさらに人とのつながりも広がっていくものと思う。 (交付決定額 57,000円) ○堀金地域合計4事業 交付決定額 363,000円
平成23年度 事業実績	
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
特記事項 (事業の沿革等)	

平成24年度
つながりひろがる地域づくり事業
報告書



安曇野市

事業名 田多井音頭保存

団体名	田多井音頭保存会		
代表者名	古旗栄一	連絡先	
活動拠点所在地	堀金田多井公民館	構成人数	10人
事業実施総額	162,000円	補助金額	77,000円
主な補助金使途	音源のCD化に向けた謝礼		
事業実施日・期間	平成24年5月30日から12月1日		
事業概要・成果 ・今後の展開	田多井音頭は、昭和42年「田多井文化の今と昔を知り、情操豊かな理想郷土の建設を願い、老若男女が揃って唄い踊れる音頭を作ろう」と先人達が結束し、元唄6首を作った。作曲は小学校の高橋先生に、伴奏は高橋先生と小春さん、唄い手は小春さんと婦人会・青年団、振り付けは新進日本舞踊師若柳英美枝氏に協力を願い完成したものを長年使用してきた。音源はレコード盤・カセットテープであり、現在では音質が悪く伝統ある地域文化を継承するのに支障をきたしていた。今回音頭をCDにするに当たり、唄い手を柴村佳奈さんと田多井音頭保存会のメンバー、伴奏を三味線奏者のKOHKI氏に協力をお願いし、元唄を取り直した。 新しい音源で納涼祭に向け地域住民と共に踊りを練習し、納涼祭にて披露することができた。子供から大人まで地域文化に触れる機会をつくり、地域の活性化・住民同士の交流をふかめることができた。 今後は隔年で募集している歌詞の募集範囲を小学生まで広げ、入選歌詞を伴奏に合わせ唄い、その唄に合わせて踊りの輪をひろげて行きたい。		
誰にお願いして行けばいいかいね			

自分たちも掛け声で
参加しよう。



納涼祭に向け踊りの
練習がんばるよ。



新しい音源で納涼祭
にて披露。
音がはっきりしてい
て踊りやすいね。



事業名 地域活性化事業

団体名	盛り上げ隊		
代表者名	宮島 千里	連絡先	090-4722-4655
活動拠点所在地	安曇野市堀金烏川 836-3	構成人数	10 名
事業実施総額	32 万円	補助金額	16 万円
主な補助金使途	備品購入代、甲冑作成材料代		
事業実施日・期間	平成 24 年 6 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日		
事業概要・成果 ・今後の展開	〔事業概要〕地域交流の場の提供、地域行事（イベント）の活性化 〔成果〕会のメンバーの他、地域の他の団体と協働で、1 月に『新春もちつき・カラオケ大会』を開催しました。区民には回覧版で全戸へ呼びかけ、また他の地域の方々にも口コミ的に広がり、結果、岩原区だけでなくいろいろな地域から、小さな子どもや年配の方々まで約 80 名の方々にご参加いただきました。寒い季節はなかなか家の外にでる機会が減ってしまうので、楽しくもちと食べながら、カラオケをし、大いに盛り上がることができました。 地域の行事の活性化活動でも、お声をかけていただいたイベントだけでなく、自主的に飛び入りのように甲冑隊が登場すると、参加者の方々は歓声をあげ、握手をもとめたり、写真撮影の列ができたりと、大人気でした。 〔今後の展開〕もちつき・カラオケ大会に関しては「是非定期的に開催を！」という多くのお声をいただいたこともあり、今後も継続して開催していければと考えています。また、もちつき・カラオケ大会だけでなく、他にも交流会を企画できればと考えています。 地域行事への参加では、甲冑の数も 1 体から 5 体を増やすことができたので、一緒に参加していただけるメンバーを増やして、さらに地域行事の活性化ができればと考えています。		
《交流会》 1 月 5 日（土） 新春もちつき・カラオケ大会	 小さな子供も、やる気満々！！ もちつきと温かいおしるこで、寒さなんて関係なく、親子孫の 3 世代で大賑わいでした。 		

《イベント参加》
7月28日(土)
「安曇野まつり」



夜は安曇野まつりに登場。暗がりに現れる甲冑はまだ少し雰囲気が変わります。

7月29日(日)
「ふくしまつり」



8月14日(火)
「岩原地区納涼祭」
甲冑隊だけでなく、仮装行列で納涼祭を盛り上げました。



どこへ行っても子供達に大人気。中には泣き出す子もいましたが・・・

9月9日(日)
「敬老会」

甲冑を着て、手品を披露し、敬老会は大盛り上がり。



11月3日(土)
「安曇野市堀金芸能祭」
事前の告知なく、サプライズで登場。お客さんは初めはびっくりしていましたが、大喜びで盛り上がりました。



寸劇も披露しました。



事業名 扇町 桜の会 （桜堤保全整備事業）

団体名	桜並木を守る会		
代表者名	唐澤 正人	連絡先	
活動拠点所在地	安曇野市堀金烏川 扇町区	構成人数	36人
事業実施総額	171千円	補助金額	80千円
主な補助金使途	高所作業車借上金、薬剤類、安曇野市緑化協会謝礼他		
事業実施日・期間	平成24年4月7日、7月29日、12月2日		
事業概要・成果 ・今後の展開	<事業概要・成果> 桜並木を守る会は、その名の通り桜を守ることが目的です。今年度も扇町区桜堤（桜並木）の剪定・管理・保全・整備を行ない、心潤う景勝地として、また地域の憩いの場、地域の財産となるよう会員一同汗を流し取り組みました。枝打ち、下草刈り、防虫対策、周辺整備によって、地域の環境保全にわずかながらも貢献したと自負しております。 また、安曇野市緑化協会様の絶大なご協力、ご指導のもと、勉強会・交流会を実施し、ハード面ならずソフト面においても充実を図り、知識、歴史、背景、精神などを次世代に継承してまいりました。 <今後の展開> 引き続き、剪定・管理・保全・整備を継続的にを行い、再び、桜の名所、憩いの場、景勝地として区民のみならず、広く認知されるような魅力ある地域を目指します。		
以前に行った、枝打ち、剪定により枯れた木は1本もなく、少ないながらも、無事花が咲き始めました (2012/4/7)			



安曇野市緑化協会様のご協力のもと、
枝打ち剪定作業の開始です
(2012/12/2)

枝打ち、剪定のできる高さまで
切ってもらいました
(2012/12/2)



高所作業車、クレーン車
のお出ましです



切り口にはV-スト状の
殺菌剤を塗ります



小枝はチップにしました



枝打ち、剪定作業終了
後、桜を管理するポイントについて、安曇野
市緑化協会様より説明
を受けました。
病害虫の早期発見
剪定は冬期が良いそう
です。
(2012/12/2)



無事に枝打ち、剪定
作業が終わりました

事業名 菜園友の会

団体名	菜園友の会		
代表者名	峯岸 芳夫	連絡先	
活動拠点所在地	安曇野市堀金上堀	構成人数	20人
事業実施総額	131,000	補助金額	57,000円
主な補助金使途	ハウス使用料・種、苗、材料代		
事業実施日・期間	平成24年10月～平成25年3月31日		
事業概要・成果 ・今後の展開	農繁期以外の冬の時期、使わない時期のハウスを利用し経験を問わず様々な人が集まり秋冬野菜の栽培をする。 農作業や料理講習会などの活動を通じて人の交流、農業技術、伝統食を伝え合うなど共に汗を流す楽しさや意味を実感しながら農業技術を身につける。 農業を通じた様々な世代の交流のより安曇野の地で皆が心身ともに豊かに過ごしていく活動とする。 補助金交付期間終了後は安定した生産利益を上げるにより、継続的に自力で会を運営することを目指している。		
昨年に引き続き空いたハウス2棟を10月から作業開始 昨年のメンバーに加え「福島に野菜を送る会」の若い世代、や団塊の世代の新メンバーも加わり活動が始まった。 土づくり 耕耘 マルチかけ	 		

種まきと定植

ホウレンソウ

小松菜

野沢菜

水まきをして凍結防止
のため水は止められる

次からはジョウロなど
で水やり

年が明け1月末
芽が出て緑の葉が伸び
てきました！

おろぬき！や定植。
ぐんぐん伸びて収穫で
きたホウレンソウや春
菊！！

福島へ野菜を送る会
へ。

持ち帰り家でおいしく
料理。友達にもおすそ
分け。福祉施設への寄
付などしていく。

今後の予定

3月2日(土)

秋冬野菜をおいしく食
べる会(料理講習会)

講師 山田洋子さん

通信の発行

3月下旬最後の収穫

片づけ

ハウス返却



(昨年度の様子)